

全標協10年のあゆみ

創立10周年記念



法人 全国道路標識・標示業協会



祝　　辞

警察庁交通局長
八島　幸彦

社団法人化10周年をお祝いして

社団法人全国道路標識・標示業協会の法人化10周年を迎え、おめでとうございます。

貴協会が設立された昭和51年4月1日は、第2次交通安全施設等整備事業五箇年計画がスタートした日でもあり、同日に関係法人が発足したことは、まことに意義深いものがあります。以来、10年を経過し、協会の基盤も当初の会員71名から現在423名となり、着実に成長をとげてきたことは、会員各位の強い結束のものと喜んでいるところであります。

さて、現在の交通情勢は、自動車台数は約5,000万台、二輪車を含めると約6,700万台、また、ドライバーの数も約5,300万人に達し、更に増大を続けているところであります。

交通事故は、昭和55年以降増加基調をたどっており、死者数は4年連続して9,000人を突破している現況にあります。貴協会設立当時の死亡事故は9,734人となっておりますが、減少傾向を続けていた時期であり、当時と交通情勢も過密化、混合化において大きく異なってきております。

このような交通情勢に対処するため、警察としましても、昨年、道路交通法を改正し、シートベルト、ヘルメットの着用義務の強化

等、所要の規定の整備を行い、その適正な運用を通じて、所期の成果を挙げるべく努力しておりますほか、交通安全施設の整備、交通指導取締り、交通安全教育等についても、これまでの施策をさらに充実させるとともに、情勢の変化を先取りした新しい角度からの施策を積極的に展開していきたいと考えております。

特に、交通安全施設の整備につきましてはその機能の近代化、高性能化が求められており、これらの技術的な手法についても科学技術の進歩に即応した積極的な研究開発が必要であります。

貴協会では、道路標識および道路標示に関する技術的な諸問題について調査研究、開発などを通じ、理想的な交通社会の実現と、公共の福祉に寄与することを目的としており、これまで、「道路標識ハンドブック」、「路面標示ハンドブック」、「道路標識標示工事標準積算」等の技術図書の編集、発行、また業界の啓蒙活動、親ぼく活動の一つとして「全標協広報」の発行、施工技術の向上を図るための技能検定制度の導入など幅広く業界育成、技術水準のレベルアップを図る等数多くの業務について関係各位の努力に改めて敬意を表する次第であります。

また、この機会に貴協会がこれまでの発展過程を「10年のあゆみ」としてまとめられたことは、まことに時期をえたものと考えております。

貴協会が10年を区切りとして、次のステップへと力強く踏み出そうとしている今日、私共も、貴協会の育成、発展に極力尽力して参る所存であります。

終わりに会員各位の御健勝と協会の益々の発展を祈念いたしまして、私の祝辞とさせていただきます。



祝　　辞

建設省道路局長

萩原 浩

法人化10周年によせて

全国道路標識・標示業協会が、そのたゆみない努力によりここに法人化10周年を迎えることは、誠に慶賀の至りでござります。

顧みますと、貴協会は昭和三十八年に任意団体として設立され、その後業界ならびに関係者の御尽力により昭和五十一年に社団法人として発足し、以来円滑な道路交通の確保に資するため道路標識及び路面標示に関する研究開発並びに技術の向上に尽くしてこられたところであります。

申すまでもなく、道路標識・路面標示は道路利用者に目的地あるいは通過地への方向、距離等の情報を提供したり、また、運転上注意を要する箇所を表示することなどにより、安全かつ円滑な道路交通の確保を図るためにきわめて重要な役割を果していることから、建設省といたしましてもその整備については積極的に取り組んでいるところであります。

特に近年は、モビリティ社会の進展に伴う自動車保有台数の増加、レクリエーション活動を目的とした自動車利用の増加等により、不案内な土地を運転する機会が増えてきたことなどから、より一層わかりやすく親しみやすい道路標識の整備を求める声が高まっており、

さらに、今後の高齢化社会・国際化社会にも対応した道路標識が求められております。

この様な情勢を踏まえて、建設省道路局では貴協会の御協力を得て昭和五十八・五十九年度の二箇年にわたり、学識経験者・交通評論家等からなる道路標識改善特別委員会を設け、道路標識について道路利用者の立場に立った広汎な改善策の検討を行って頂いたところであります。

具体的な改善策としては、

- 路線の特定を容易にするために、「方面・方向及び距離」、「方面及び方向」などの標識に国道の路線番号を表示する。
- 現在位置の確認のため、本標識の下に市町村名・字名等を記した補助標識を設ける。
- 都市部では、道路の通称名を積極的に活用した案内を行う。
- 「著名地点」を用いて歩行者用の案内を行う。
- 「著名地点」、「街路の名称」などのデザインをわかりやすいものとする。

などが提案されました。

これらの提案を受けて「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定められている現行の表示方法について、その改正案をとりまとめているところであります。

また、昭和六十一年度は第4次特定交通安全施設等整備事業五箇年計画の初年度に当たります。新規五箇年計画は、(1)歩行者・自転車利用者の安全確保 (2)安全・快適な歩行空間の拡大 (3)安全・円滑な自動車交通の確保 (4)わかりやすい案内標識の整備 (5)的確な道路交通情報の提供を基本方針として、道路管理者分として13,500億円をもって事業を推進することとしております。

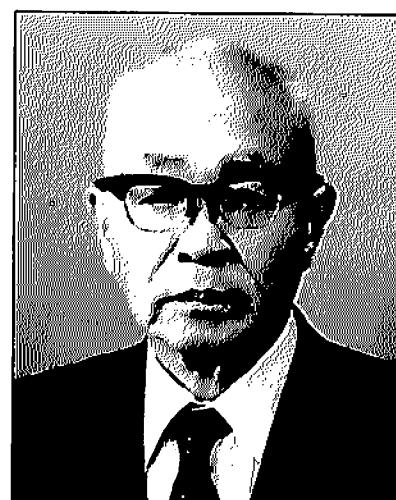
以上申し上げてきたことから考えましても、貴協会の果たすべき役割は今後ますます重要なものとなることと思われます。

終わりにあたり、道路行政に対する皆様方の一層の御支援・御協力をお願ひいたしますとともに、貴協会のより一層の御発展を祈念いたしましてお祝いのことばといたします。

初代会長・会長



会長
雜賀 武



初代会長
岩澤 賢吾

顧問



井上 孝
(昭和55～現在)



栗原 敏信
(昭和56～現在)



勝田 俊男
(昭和56～現在)



岩澤 賢吾
(昭和54～現在)



小林 幸雄
(昭和55～昭和56)

ご挨拶



社団法人
全国道路標識・標示業協会
会長 雜賀 武

皆様ご健在でご活躍のこと衷心からお慶び申し上げます。

当協会は昭和51年4月1日に設立しまして、おかげさまで本年満10周年にあたります。その間監督官庁から行届いたご指導を賜り、また関係官公庁その他お得意さまから格別のご支援を頂き、会員各位の協力によりまして、景気は必ずしも順調ではない時期でしたが、堅実に推移してまいりましたことに対し、ここに謹んで厚く御礼申し述べます。

10年間を顧みまするに、わが国は幾多の課題を突破してまいりましたが、昨今の世の動きとそのテンポをみ、21世紀の産業・経済・文化並びに国民生活に思いをいたす時、わが国は現在重大な時局に直面しているとどなたも痛感されるのでありますて、当協会も自己の立場において最善の努力をなさねばならないことを真に自覚するのであります。

吾々国民の現消費生活は、日本経済のめざましい成長のおかげで、大変豊かになりました。これはわが国戦後の生産増加を基本とする経済成長が実にすばらしかったからであり、また所謂石油危機がおきるや経済施策は安定成長を目指すよう改善されたからであることは周知のとおりであります。今やわが国のG N Pは自由世界でアメ

リカに次いで、第二位の経済大国になったのであります。上述の石油危機以来世界的に景気は不況ムードにあり、わが国は昭和55年度にG N P が(-)成長となり、財政の再建が重大な施策となりました。その後円高と貿易摩擦との影響で国内は極て特種の企業を除き不況沈滞が深まり、内需拡大の声が高くなつてまいりました。然しわが国では財政再建を堅持した政策に基づき國の毎年度当初予算は、一般会計は前年度に比べ、昭和57年度は6.2%増であったが、昭和58年度は僅か1.4%の増、昭和59年度は0.5%の増となり、公業事業予算の如きは5年連続抑制されてきました。昭和60年4月5日に成立した昭和60年度予算も財政再建を建前としている関係か、一般会計は前年度比で3.7%増でしたが、公共事業費のみでは2.3%減がありました。然し事業内容において公共事業費は久しぶりに7.1%の増になっています。考えまするに、俗にいう国債が140兆円程度である現状において多くを望むのは無理であることはよく承知はしておりますが、先進技術は急ピッチで開発導入せられ、時代はハイテク産業・情報化へと大きく進展しつつあります。これに均衡のとれた国民生活環境の形態を考えるとき、先進諸国から著しくおくれている社会資本の合理的な整備こそ、国土における地域過疎差を無くし、もって物資の流通・文化の交流をたかめ、快適で潤いのある国民生活環境の改善を目指すことが現在なすべき重大な施策であると信ずるのであります。昭和60年度から75年度までに道路・下水道などで341兆円、住宅建設で388兆円の公共及び民間投資が必要であるといわれています。この財源は実に大きいものであるが、これによって景気は刺激せられ、内需拡大が実現し沈滞した不況は回復して、その利潤によって国債発行残高は容易にカバー出来るという計画を耳にするようになりましたが、この積極的な構想に対し深く敬意を払うとともに、われわれは希望ある豊かな感覚をもって、今後の業務対応に真剣でなければならないことを痛感いたします。

昭和61年度の予算計画をみると、一般会計は3.0%の増であるが、うち公共事業は2.3%の減であり、財投では6.2%の増であつて公共

事業は11.9%の増になっています。これを道路関係についてみると、国費で一般道路事業費は3%増有料道路も3%の増であり、財投は10%の増になるようあります。道路は国土開発の根幹をなし、国民生活に直結するのみならず産業・経済発展の動脈をなすもので、もともと道路網の整備実現を目標に道路法をもって費用の基本が制定せられ、揮発油税、石油ガス税及び自動車重量税などの特定財源が定められて、道路整備五箇年計画をもって現在昭和58年乃至62年の第9次が鋭意推進せられています。また道路交通の安全対策も交通安全施設等整備五箇年計画をもって、昭和61年度から策定される第4次に懸案の見直された案内標識の改良整備が計画されると承っています。道路標識や路面標示などは、歩行者及び車両の道路通行の指示その他道路における交通の規制をなし、道路を最も効率よく活用することによって、円滑に能率よく通行に供して流通を早め、また交通に起因する事故を防止するもので道路に欠かせない重要な施設であることは申しあげるまでもありません。

わが国においては、自動車保有台数が急激に増加し、道路交通事情は悪化の一途を辿り、道路の新設及び改築とともに交通安全対策の整備強化が強く要請せられ、所管官庁は勿論のこと当協会においても監督官庁のご指導のもとに、道路標識及び道路標示その他の安全施設の構造及び施工法の改良に大いに努めているところであります。すなわち当協会は、運営を強化し、本部のほかに10支部を設け、正会員数は423社に達しております。また会員の質的向上並びに施工法の改善を企図し、昭和54年に当業界業種に近似法を適用して頂き、協会をあげて近代化推進に努力いたしまして、道路標識及び路面標示などの施工技術技能のレベルアップ、施工法の合理化・施工体制の整備・経営管理の合理化並びに交通事故及び労働災害防止等につき格段の成果をあげているところであります。会員の従業員の福祉については、昭和53年に全標協生命共済制度を創立していますし、既に普及している退職一時金制度に加えて、所謂上積み労災補償・建退協への加入・税制適格年金・厚生年金基金への加入等を導入ま

たは検討している現状であります。供用中の道路における作業環境は建設業としては最も悪い方の一つであるので、工事中であることと早期に通行者に視認させるように、施工作業現場に保安施設を仮設する。または交通整理人を配置して交通を規制し、もって交通事故の皆無を期しておりますが、毎年数名をこえる当業界の作業員が災害を受け死傷していることは、甚だ残念でありまた通行者の交通道德高揚を心からお願いする次第であります。

既に述べましたが、国民生活の各地域均衡ある向上充実は、まず国土開発の根幹をなす道路網が全土にわたり格差なく行届いた整備が行われたこととあります。失礼な言葉であります。従来大型プロジェクトの道路工事はあとまわしになる傾向があったのではないかと思うであります。さきに本四連絡橋関係工事は着工されていますが、今回民間活力を活用する法律を制定して、東京湾横断道路の建設、特定都市開発基盤の整備或は整備新幹線の建設などを実施する幾つかのプロジェクトが検討されているようで、誠に喜ばしく存するであります。これでこそ真の道路網その他が完備せられ、地域的に格差のない産業・経済の発展、国民の居住・消費生活を真に楽しめる社会資本の充実した所謂文化国家が建設されると思考するであります。それから常々体験していることですが、大都市圏にはいる幹線の不足・車両の用途また目的別に通行道路の分離・都市圏内幹線と周辺地域との一体的整備・都市中心に向う放射線道路と環状道路との適切な連接並びに歩道・自転車道及びサイクリングロードの充実等は、住みよいゆとりのある豊かな国民居住環境に欠かせないものであると考えるのであります。

次に国民総ドライバー時代を迎えるとともに、長距離のトリップ輸送が増加し、また外国人のドライバーも多くなって、案内標識の表示をもっとわかりやすく改善してほしい、ここに案内標識を設けてほしい、或は案内標識表示の一貫性に欠けている、都心にはいる案内が不十分であるなどの声が大きく、只今ご当局では一般ドライバー及びわれわれの意見をも参考として大変な努力をもってご検討

中で法令改正の準備も終ったと聞いています。社会资本の最も重要な施設として整備せられる道路にふさわしい国民のニーズに答える案内標識の完備が推進せられることは、当協会に与えられた使命と心得その施工に全力投球する覚悟であります。

世をあげてメカトロニクス機器の開発及びエネルギー利用効率化等の飛躍的に進展した今日、建設業においてもハードの面では勿論のことソフトにおいても革新技術の導入が必要であります。当業界においても案内標識標識板表示の作成及び路面標示塗装作業の作図にメカトロニクスを活用する機器を採用すること等につき、既に研究試作を終え、実用の段階にはいり取得価格の30%の特別消却或は7%の税額控除について指定をうけています。これはほんの一部であって今後更に一層の精密化と応用範囲拡大化を検討いたしまして、これらを用いて完璧な工事を安全に迅速に実施することに即ち生産性向上に、品質のレベルアップに対して最善の努力をいたす所存であります。かかる施工法の改善に伴なう施工体制の強化は不可欠であって、当協会としては優秀なる施工管理者の教育及び現場常駐を実現して工事の質の真の向上と交通規制の充実並びに経営管理の強化を強く要望している次第であります。

それから、今強く提言されていることに、道路の後追い的な維持修繕から予防的維持管理への転換があると存じます。予防的な維持保全は、不具合になって大修理又は交換する方法に比べ、要する費額が少なくて済むばかりでなく、常に正常に維持できることは安全性の積極的保持の見地から当然のことであり、公共施設の維持管理は疎かにできない重要な業務でありますが、今後社会资本の整備として施設が増加するとき当協会員の如く施工した或は近在の建設業者中から、優秀な技術技能、財産的基礎、誠実性等を勘案し、また適度に地区分割をして建設業者を選び、年間又は相当期間中予防維持管理を委託して頂くのが合理的な手法ではないかと思考するのであります。

当協会は、この重要な時期にあたり、また天皇陛下ご在位六十年

の誠に慶賀申し上げるとき、丁度創立以来10周年を経過したことを意義深く存するのであります。21世紀をひかえ、国土過疎差のない産業・経済・文化の向上と、環境の良い豊かな国民居住生活をなしうるよう、民活を大いに活用し官民一体で公共事業の拡大によって社会资本就中根幹をなす道路整備の必要性を述べましたが、これがまた内需拡大による景気回復に大いに資するものであり、今が永遠の財政再建の正念場であると確信するのであります。

それから以前より問題になっていた金融公定歩合の引き下げが去る1月30日から実施になり更に再び引き下げる報せられていますが、上述の内需を一段と拡大し、ますます景気浮揚に貢献するものと存じます。

以上受注となる工事量について主として述べましたが、建設業者のあるべき姿勢は生産性を向上し付加価値を高めることにベストを尽くすのが、経営の基本であることはいうまでもなく、建設需要の内容も新しく変る時代であります。今や建設業は単なる受注産業ではない、先ず個々の創意工夫を積重ね広くあらゆるニーズに答える新しい需用を生みだし、生き生きとした活力ある建設産業へと脱皮することが大きな課題であります。それには自助努力によることが基本であり、建設業は元々自主管理が原則であります。と同時に適正な競争の確保、技術改革への対応、契約関係の改善等について最善を尽くすことであると信ずるのであります。今後の建設業は、新しい業種・工法及び管理などの面において多難が予想されますが、先をよく見透し将来の理想とする建設業に向って進展する重要な時期であると自覚を深めるのであります。当協会は創立11年目にあたるこの機会に、更めて使命感を強めるとともに、社会资本整備に関連する多くの道路安全施設工事の受注を期待し、協会をあげて時代に即応する十分なる成果をあげる所存であります。

どうか、今後とも監督官庁並びにお得意さま、また会員の皆さんとの相変わらず一層の叱ったご鞭撻賜りますよう、ここに謹んで御礼とお願いを申し述べる次第であります。

目 次

祝　辞	警察庁交通局長 八島幸彦
祝　辞	建設省道路局長 萩原 浩
初代会長・会長	
顧　問	
ご挨拶	会　長 雜賀 武
1　社団法人全国道路標識・標示業協会の設立	2
2　臨時総会及び社団法人設立祝賀会	27
3　第1回通常総会	40
(1) 社団法人全国道路標識・標示業協会規則	41
(2) 支部運営方針	51
4　第10回通常総会及び懇親パーティー	52
5　設立にいたる経緯	62
(1) 全国道路標識・標示業協会の結成	62
(2) 道路標示施工業者連絡会	62
(3) 社団法人全国道路標識・標示業協会設立許可申請の事務作業	71
(4) 設立の思い出	73
6　協会の組織	84
(1) 協会組織及び部会委員会	84
(2) 現役員名等	86
(3) 支部組織	86
(4) 会員数の推移	87
(5) 諸規程の整備	88
7　会　議	90
(1) 総　会	90
(2) 理事会	90
(3) 常任理事会	90
(4) 支部長会議	90
(5) 部会及び委員会	90
8　財　務	94
9　事　業	97
(1) 陳情と行政官府へのご連絡	97
(2) 自由民主党との懇談会及び受表彰	98
(3) 道路整備促進全国総決起大会	98
(4) 広　報	98

(5) 建設産業専門団体協議会	99
(6) 標識・標示等に関する調査研究	101
(7) 講習会及び研修会	109
(8) 発行図書等	110
(9) 関係あるJIS	115
(10) 工事標準積算の経過概要	116
(11) 道路標識・道路標示設置工事業を中小企業近代化促進法による指定業種に	117
(12) 道路標示施工技能審査と路面標示施工技能検定	126
(13) 建設業業種の見直しと路面標示施工管理制度	129
(14) 建設工事における下請契約	132
(15) 道路推特作業用自動車の適用に際し	134
(16) 道路標識及び路面標示施工法にメカトロ導入	135
(17) 標識週間	137
(18) 交通安全フェア	142
(19) 国際交通博覧会(EXPO'86)へ標識の出展	143
(20) 関係団体への協賛・協調	144
(21) 現在の課題あれこれ	145
10 10年のあゆみ	146
(1) 年表	146
(2) 役員の変遷	152
(3) 贊助会員名簿	153
(4) 年度別受注額調(53年~59年)	154
11 支部の活動状況	155
北海道支部	155
東北支部	158
関東支部	163
北陸支部	166
中部支部	171
関西支部	174
中国支部	180
四国支部	182
九州支部	187
沖縄支部	191
あとがき	195
〈題字 雅賀 武〉	

社団法人全国道路標識・標示業協会の設立

1 社団法人全国道路標識・標示業協会の設立

昭和51年2月24日、設立発起人代表者岩澤賢吾は内閣総理大臣三木武夫殿、建設大臣竹下登殿に、民法第34条の規定に基づき関係書類を添えて、社団法人全国道路標識・標示業協会設立許可申請書を提出した。

昭和51年4月1日付をもって、内閣総理大臣三木武夫殿及び建設大臣竹下登殿から、岩澤賢吾宛に、社団法人全国道路標識・標示業協会の設立を申請のとおり許可する旨許可書を受領し、本協会は社団法人として4月1日設立発足した。

(添付書抄)

- 1、 設立趣意書（添付書1参照）
- 2、 社団法人全国道路標識・標示業協会定款（添付書2参照）
- 3、 財産目録（添付書3参照）
- 4、 事業計画（添付書4参照）
- 5、 収支予算書（添付書5参照）
- 6、 設立者名簿（添付書6参照）
- 7、 社団法人全国道路標識・標示業協会設立総會議事録（添付書7参照）
- 8、 従来の事業概要（添付書8参照）
- 9、 設立発起人代表者の変更（添付書9参照）
- 10、 許可書（添付書10参照）

添付書1

設立 趣 意 書

我が国の国民生活の均衡ある発展は、交通網の整備がその基盤をなすものであります。ところが、自動車の急速な普及により、道路交通事情が一変し、毎年多数の不幸な死傷事故が発生していることは誠に残念なことであります。このようなときに、政府が円滑なる道路交通の確保を図るため、道路の新設及び改築、交通安全対策の強化、関係法規の改正等を強力に推進されている御努力

に対し、深く敬意を表するものであります。

道路の安全で効率的な使用をなすためには、道路標識及び道路標示並びに交通信号機等のいわゆる交通安全施設の果す役割は誠に大であって、自動車交通量の増加した今日においては、この安全施設の整備いかんが円滑、かつ、安全な交通を左右するのであります。この重要性にかんがみて、既に、38年4月道路標識業の関係者が全国道路標識業協会を設立し、以来10年余りにわたり技術の研さん錬磨に励み、道路標識の品質の向上を図るとともに、規格の統一整備等に努力してまいりました。また、昭和48年に設立10周年を迎えるに当たりましては、道路標示部門を事業目的に加え、協会の充実発展を図っております。

今や我が国の自動車保有台数は、一層増加し、交通事情が悪化する傾向にあるとき、監督官庁の指導のもとに、道路の機能を十二分に發揮させるため、道路標識及び道路標示に関する研究開発及び技術の向上を図り、もって公共の福祉に寄与するため、ここに、社団法人を設立しようとするものであります。

添付書2 社団法人 全国道路標識・標示業協会定款 (注) 定款は設立
当初のもので
※は一部変更部分。
第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人全国道路標識・標示業協会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置き、必要の地に従たる事務所を置くことができる。

(目 的)

※第3条 本会は道路標識、区画線及び道路標示に関する研究開発並びに技術の向上を通じて、安全かつ、円滑な道路交通の確保に資し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(注) 「区画線及び道路標示」を「路面標示」に変更。（昭和56年11月27日）

(事 業)

※第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 道路標識、区画線及び道路標示の設計並びに設置方法等の技術に関する調査研究
- (2) 道路標識、区画線及び道路標示に関する情報及び資料の収集並びに普及啓蒙
- (3) 機関誌、図書その他印刷物の刊行

- (4) 関係行政庁及び関係機関に対する具申
- (5) 道路標識、区画線及び道路標示に関する調査研究の受託
- (6) 講演会、講習会等の開催
- (7) 道路標識、区画線及び道路標示に関する国際技術協力
- (8) その他本会の目的を達成するために、必要な事業

(注)「区画線及び道路標示」を「路面標示」に変更。(昭和56年11月27日)

第2章 会員

(種別)

*第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 道路標識、区画線及び道路標示の販売並びに施工を業とし、
本会の目的に賛同する個人及び団体(法人格を有しない場合は、その代
表者)
- (2) 賛助会員 本会の目的、事業を賛助する個人及び団体(法人格を有し
ない場合は、その代表者)

(注)「区画線及び道路標示」を「路面標示」に変更。(昭和56年11月27日)

(入会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理
事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において、別に定める規則により、入会金及び会費を
納入しなければならない。

2 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があっても、返還しないもの
とする。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 死亡
- (3) 解散
- (4) 除名

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、所定の義務を完了したうえ、退会
届を会長に、提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が本会の名譽をき損し、又は本会の事業を妨げあるいは本会の設立の趣旨に反する行為を行ったときは、総会において、出席会員の三分の二以上の議決により、除名することができる。

第3章 役員及び顧問

(役員の種別及び員数)

※第11条 本会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
専務理事	1名
常務理事	8名以内
理事	13名以上 20名以内

〔会長、副会長、専務理事
及び常務理事を含む。〕

監事 2名

(注)副会長2名を3名に、常務理事8名以内を常任理事9名以内に、理事13名以上20名以内を20名以上25名以内に、(会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む。)を(会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事を含む。)に変更。(昭和56年11月27日)

(役員の選任)

※第12条 理事及び監事は、会員(法人にあっては、その代表者)のうちから、総会において、選任する。ただし、理事2名に限り、会員以外の者から、選任することができる。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事が互選する。ただし、会長及び副会長は、総会の承認を経なければならない。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(注) 1 (法人にあっては、その代表者)を(法人にあっては、その代表者または法人を代表しうる役職者)に変更。(昭和52年8月31日)
2 会員以外の者から選任することができる理事を2名から4名に変更。(昭和56年11月27日)

(役員の職務)

※第13条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ定める順位に従い、その職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を執行する。

(注)専務理事の次に及び常務理事はを加える。(昭和56年11月27日)

4 常務理事は、本会の常務の運営に当たる。

(注)常務理事を常任理事に変更。(昭和56年11月27日)

5 理事は、総会又は理事会の議決に基づいて会務の運営に当たる。

6 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員の任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、増員及び補欠により選任されたる役員の任期は、現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第15条 役員は、役員としてふさわしくない行為を行ったとき、又はその所属する団体が会員の資格を喪失したときは、任期中であっても総会において、出席会員の3分の2以上の議決により、その役員を解任することができる。

(役員の報酬)

第16条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員は、総会の議決により、有給とすることができます。

(顧問)

※第17条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長及び理事会の諮問に応じ、又は会長及び理事会に対し、意見を述べることができる。

4 顧問の任期は、委嘱の日から次期通常総会終了の日までとする。

(注)顧問の任期は、役員の任期に準ずるに変更。(昭和56年11月27日)

第4章 会 議

(種別)

※第18条 会議は、総会、理事会及び常務理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会に分ける。

(注)常務理事会を常任理事会に変更。(昭和56年11月27日)

(構成及び権能)

※第19条 総会は、正会員をもって構成し、この定款に別に定めるものほか、

次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定及び事業報告の承認
- (2) 収支予算の決定及び収支決算の承認
- (3) その他本会の運営に関する重要な事項

2 理事会は、理事をもって構成し、この定款に別に定めるものほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決により、委任された事項
- (3) 会員の入会に関する事項
- (4) 財産管理に関する事項
- (5) その他会務の運営に関する事項

3 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) 理事会の議決により、委任された事項
- (3) その他常務の運営に関する事項

(注) 3 の常務理事会を常任理事会に、専務理事及び常務理事を専務理事、常務理事及び常任理事に変更。(昭和56年11月27日)

(招 集)

第20条 会議の招集は、会長が開催日の7日前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を示した文書により、会議の構成員に通知して行うものとする。

(開 催)

※第21条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後、2箇月以内に開催し、臨時総会は、正会員総数の5分の1以上の請求若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、又は会長が必要と認めたとき、開催する。

2 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事総数の3分の1以上の請求があったとき、開催する。

3 常務理事会は、会長が必要と認めたとき、開催する。

(注) 常務理事会を常任理事会に変更。(昭和56年11月27日)

(議 長)

第22条 会議の議長は、会長をもって充てる。

(定足数)

第23条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ、これを開くことができない。

(議決)

第24条 会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない正会員又は理事はあらかじめ、通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として、表決を委任することができる。

この場合、第23条及び24条の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 総会及び理事会の議長は、議事録を作成し、次に掲げる事項を記載して、議長及び出席者のうちから、会議において選任された議事録署名人2名が記名捺印しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した正会員又は理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過

第5章 部 会

(部会)

※第27条 本会に、道路標識部会及び道路標示部会を置く。

(注)技術の向上を図るために、本会に必要な部会を置くことができるに変更。(昭和56年11月27日)

2 前項の部会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品

- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第29条 資産は、会長が理事会の議決を経て、管理する。

(経費の支弁)

第30条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第31条 本会の収支予算は、総会の議決を経て、定め、収支決算は、年度終了後2箇月以内に、その年度末財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、総会において、出席会員の3分の2以上の同意を経、かつ、主務官庁の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第34条 本会は、民法第68条第1項第2号から4号まで及び同第2項の規定により、解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、出席正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の決議を経、主務官庁の許可を受けて本会と類似の目的をもつ他の公益法人に、寄附するものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第35条 本会の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長及び職員を置く。

2 事務局長及び職員は、会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

第9章 雜 則

(委 任)

第36条 会長は、この定款に定めるものほか、本会の事業の運営上、必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

- 1 本会は、全国道路標識・標示業協会の権利義務の一切を継承する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第12条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、昭和52年度通常総会の日までとする。
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第19条第1項第1号及び第2号並びに第31条の規定にかかわらず、設立総会において、定めるところによる。
- 4 本会の設立初年度の会計年度は、第32条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和52年3月31日までとする。

添付書3

財産目録

(昭和50年3月31日)

科 目	摘 要	金 額(円)
	資産の部	
現 金		124,027
当 座 預 金	三 和 銀 行	162,564
普 通 預 金	三 井 銀 行	1,942,741
"	"	811,606
貸 付 信 託	住 友 信 託 銀 行	200,000
金 銭 信 託		66,734
未 収 入 金		393,614
器 具 及 備 品	冷 房 器	148,000
資 产 合 计		3,849,286
	負 債 の 部	
負 債 合 计		0
差 引 正 味 財 产		3,849,286

添付書4

事業計画書

昭和50年度

1. 調査研究

- (1) 道路標識部会及び道路標示部会の技術委員会において、道路標識及び区画線、道路標示の技術開発、品質向上のため積極的な調査研究を行う。
- (2) 道路標識ハンドブック、道路標示ハンドブックの検討を行い、新改訂版を発行する。
- (3) 道路標識部会及び道路標示部会の価格検討委員会において、道路標識並びに道路標示の参考価格を隨時再検討をする。なお、路材協との連絡を緊密にする。
- (4) 道路標識部会及び道路標示部会の安全対策委員会においては、安全対策についての検討を行ない、事故の皆無を期す。

2. 研修会の開催

教育委員会において、会員各社の職員を対象とした研修会を開催し、道路標識・区画線・道路標示等についての技術レベルの向上並びに事故防止の徹底を図る。

3. 機関紙の発行

協会事業等の推進状況、支部の活動状況、技術レベル及び品質等の向上を図るための情報並びに官公庁の予算、新規格・新技术及び要望事項等につき会員へ周知せしめる。

4. 啓蒙宣伝

雑誌、新聞等を通じ隨時会員名簿等を付した広告をなし、当協会活動の啓蒙宣伝に努める。

5. 友誼団体への賛助及び協力

日本道路協会、交通工学研究会、日本交通安全教育普及協会等の緊密なる連絡を保つ。

6. 行政機関との連係

関係行政機関との連絡に努めて十分なる指導をうけ、当協会事業の発展を期するとともに、隨時陳情を行なう。

7. その他

その他本協会発展向上のため隨時必要な事業を行なう。

昭和51年度

1. 組織の強化

会員の増加並びに法人化の主旨にそい、本部事務局の強化を図るとともに、地方支部の組織化及び活動を期し、もって協会業務遂行の強化を図る。

2. 会員の業態

会員会社の業態を調査し、施工能力を把握する。

3. 調査研究

前年度に引き続き、各種委員会による調査研究を行うが、特に技術委員会には監督官庁係官の御参加を得て、標識及び標示について、その設計製作及び施工に関する改良等技術向上の推進に重点をおく。

4. 調査研究の受託

各方面からの調査研究委託に対し、隨時委員会を設けて検討をなし、もって適切進歩的な回答をなす。

5. 研修会の拡大開催

会員会社従業員の技術レベル向上を目的に、従来開催しなかった地区においても研修会を開催し、もって全国的技術格差をなくする。

6. 施工実務講習会の開催

施工実務の技術向上及び安全対策を対象として、施工従業員に対する実地訓練を実施する。

7. 教科書の作成

新規採用者に対する教育用図書を作成する。

8. 海外資料の収集

諸外国における標識及び標示に関する参考資料を収集する。

9. 機関紙の発行

前年度に引き続き、機関紙の内容を更に充実し、もって工事関係施主と会員との意志疎通をはかる。

10. 啓蒙宣伝

当協会の活動をPRするとともに、標識及び標示の目的使命を広く周知するよう努める。

11. 有志団体への賛助及び協力

当協会と関連ある団体と密接な連繋を保つが、特に会員が施工上関係深い団体である日本道路建設業協会と絶えず連絡を保持する。

12. 行政機関との連係

従前以上、関係行政機関との連絡に努め、常に指導を受け、また、御施策御要望に対し十分にお答する。必要と認める事項については隨時陳情を行なう。

13. その他の

その他本協会の目的使命達成のため、隨時必要な事業を行なう。

添付書5

收支予算書

昭和50年度

自 昭和50年4月1日

至 昭和51年3月31日

1. 収入総額 34,977,672円

1. 支出総額 34,977,672円

収 入		
款 項 目	予算額(円)	備 要
1. 会 費 収 入	20,350,000	
通常会費	5,350,000	
正会員会費	3,750,000	30,000円×125社
支部会員会費	1,600,000	10,000円×160社
特別会費	13,000,000	〔標準 90億円×1/1000 標準 40億円×1/1000〕
賛助会費	2,000,000	8社
2. 入会金収入	3,000,000	
入会金	3,000,000	100,000円×30社
3. 事 業 収 入	9,200,000	
刊行物収入	7,000,000	〔標準ハンドブック3,500円×1,000部 標準 3,500円×1,000部〕
研究会収入	200,000	標準料 1,000円×200名
広告料収入	2,000,000	
4. 管 理 収 入	120,000	
5. 総 様 金	2,307,672	
合 计	34,977,672	

支 出		
款 項 目	予算額(円)	備 要
1. 会 費	2,000,000	
総会費	1,500,000	
理事会費	500,000	
2. 事 業 費	17,432,000	
調査研究費	2,800,000	
標準部会費	1,000,000	各種技術委員会開催費用
標示部会費	1,000,000	"
図書資料費	300,000	参考図書資料入手及び資料作成
委託費	500,000	
作家宣伝費	3,482,000	
広告料	1,000,000	関係新聞
陳情費	100,000	
広報費	2,382,000	機関紙用
刊行物発行費	6,100,000	〔主として標準及び標示のハンドブック発行〕
印刷製本費	4,000,000	
原稿料	1,000,000	
校正費	200,000	
編集費	500,000	

款 項 目	予算額(円)	備 要
宿泊発送費	400,000	
関係団体後援費	250,000	
関係団体会費	250,000	
資料配布費	1,000,000	
資料配布費	1,000,000	
研修会費	1,200,000	
会場費	300,000	
資料費	600,000	
食糧費	300,000	
交際費	500,000	
交際費	500,000	
懇談会費	500,000	
懇談会費	500,000	
支部運営費	1,600,000	支部経費
支部運営費	1,600,000	
3. 事務費	13,380,000	
人件費	9,850,000	
役員報酬	4,350,000	〔会長 専務理事 副会長 事務局長 事務員〕
給料	4,000,000	
諸手当	900,000	活動手当等
福利厚生費	600,000	8,350,000×約7%
旅費	1,750,000	
職員旅費	1,700,000	
交通費	500,000	
事務所費	1,780,000	
備品費	100,000	
消耗品費	200,000	
通信運搬費	500,000	
印刷製本費	400,000	
借料預金	520,000	
光熱水料	60,000	借家料 312,000円
4. 別途積立金	1,000,000	
積立金	1,000,000	
5. 管理費	165,672	
6. 予備費	1,000,000	
合計	34,977,672	

昭和50年度改訂(50.11.11)

自 昭和50年4月1日

至 昭和51年3月31日

1. 収入総額 49,707,672円

1. 支出総額 49,707,672円

収 入		
款 項 目	予算額(円)	摘要
1. 会 費 収 入	26,680,000	
通常会費	14,680,000	
正会員会費	9,700,000	50,000円×191社
支部会員会費	4,980,000	20,000円×249社
特別会費	9,000,000	(標準 100億円×0.5/1000 標準 80億円×0.5/1000)
賛 助 会 費	3,000,000	12社
2. 入会金 収 入	10,000,000	
入会金	10,000,000	10,000円×100社
3. 事 業 収 入	10,600,000	
刊行物収入	8,200,000	(標準ハンドブック 3,500円×1,200冊 標準 2,500円×1,600冊)
研修会収入	400,000	聴講料 2,000円×200名
広告料収入	2,000,000	
4. 稽 核 入	120,000	
5. 緑 越 金	2,307,672	
合 计	49,707,672	

款 項 目	予算額(円)	摘要
細 便 送 費	400,000	
関係団体後援費	250,000	
関係団体会費	250,000	
資料配布費	1,000,000	
資料配布費	1,000,000	
研修会費	1,200,000	
会 場 費	300,000	
資 料 費	600,000	
食 品 費	300,000	
交 際 費	500,000	
交 際 費	500,000	
懇 談 会 費	500,000	
懇 論 会 費	500,000	
支 部 運 営 費	6,000,000	支部経費
支 部 運 営 費	6,000,000	
3. 事 務 費	11,380,000	
人 事 費	7,850,000	
役 具 保 養	2,350,000	{会長 事務理事 事務局長 事務員
給 賃	4,000,000	
諸 手 当	900,000	活動手当等
福利厚生費	600,000	
旅 費	1,750,000	
職 員 旅 費	1,700,000	
文 通 費	50,000	
事 務 所 費	1,780,000	
備 品 費	100,000	
消 耗 品 費	200,000	
通 信 運 営 費	500,000	
印 刷 製 本 費	400,000	
借 手 相 金	520,000	預空料 312,000
光 熱 水 料	60,000	
4. 別途積立金	1,000,000	
積 立 金	1,000,000	
5. 基 金	12,300,000	入会金及び緑越金を計上
6. 稽 核 費	195,672	
7. 予 算 費	1,000,000	
合 计	49,707,672	

昭和51年度計画

自 昭和51年4月1日

至 昭和52年3月31日

1. 収入総額 61,950,000円

1. 支出総額 61,950,000円

収 入		
款 項 目	予算額(円)	摘要
1. 会費収入	37,580,000	
通常会費	22,080,000	
正会員会費	14,700,000	50,000円×291社
支部会員会費	7,380,000	20,000円×369社
特別会費	12,500,000	{ 標準 125億円×0.5/1000 標示 125億円×0.5/1000 }
賛助会費	3,000,000	12社
2. 入会金収入	10,000,000	100,000円×100社
入会金	10,000,000	
3. 事業収入	14,250,000	
刊行物収入	11,250,000	{ 増刷ハンドブック 1,500冊×1,500円 標準 1,500冊×2,000円 標示 1,500冊×2,000円 }
研修会収入	400,000	聽講料 2,000円×200名
実技講習会収入	600,000	受講料 1,500円×400名
広告料収入	2,000,000	
4. 稽 賀 入	120,000	
5. 総 越 金	0	
合 计	61,950,000	

支 出		
款 項 目	予算額(円)	摘要
1. 会 費 費	2,700,000	
總 会 費	2,000,000	
理 事 会 費	400,000	
支 部 長 会 費	300,000	
2. 事 業 費	30,600,000	
調査研究費	2,800,000	
標識部会費	1,000,000	各種技術委員会関係費用
標示部会費	1,000,000	"
図書資料費	300,000	参考図書資料入手及び資料作成
委託費	500,000	
調査費	500,000	
調査費	500,000	
啓蒙宣伝費	4,100,000	
広 告 費	1,500,000	関係新聞
陳 情 費	100,000	
広 報 費	2,500,000	機関紙
刊行物発行費	7,500,000	ハンドブック及び教科書等の発行
印刷製本費	4,500,000	
原稿料	1,500,000	
校 正 費	200,000	

款 項 目	予算額(円)	摘要
編集費	800,000	
招包発送費	500,000	
関係団体後援費	300,000	
関係団体会費	300,000	
資料配布費	1,500,000	
資料配布費	1,500,000	
研究会費	1,900,000	
会場費	600,000	
資料費	800,000	
食料費	500,000	
講習会費	1,000,000	
実技講習費	1,000,000	
交際費	500,000	
交際費	500,000	
懇談会費	500,000	
支部運営費	1,000,000	支部経費
支部運営費	10,000,000	
3. 事務費	18,600,000	
人件費	14,400,000	
役員報酬	5,500,000	{ 会長 1,500,000円 専務理事 4,000,000円 }
給料	7,000,000	{ 幸福局長 3,000,000円 事務員 4,000,000円 }
着手当	900,000	運動手当等
福利厚生費	1,000,000	12,500,000×約8%
退職給与引当金	400,000	7,000,000×約6%
旅費	1,400,000	
職員旅費	1,100,000	
交通費	300,000	
事務所費	2,400,000	
備品費	200,000	
消耗品費	300,000	
通信運搬費	700,000	
印刷製本費	500,000	
借料租金	600,000	借宅料 420,000円
光熱水料	100,000	
4. 別途積立金	0	
5. 基 金	10,000,000	
6. 稽 賀 費	50,000	
7. 予 備 金	0	
合 计	61,950,000	

添付書6

設立者名簿

氏名	住所	備考
岩澤 賢吾	栃木県足利市本城2丁目1817	理事
雜賀 武	東京都杉並区松ノ木2-28-3	"
宮本 誠	東京都世田谷区太子堂3-5-11	"
野原 弘吉	東京都杉並区荻窪4-7-2	"
深沢 志津雄	仙台市原町小山原字沼田31-10	"
染谷 博平	千葉県松戸市吉井町7-5	"
福島 善之助	西宮市丸橋町2-22	"
熊野 志郎	北海道函館市千代台町24-18	"
西川 政之助	埼玉県浦和市領家2-4-18	"
染谷 行夫	東京都江東区亀戸2-6-2	"
星野 泰助	愛知県名古屋市緑区鳴海町57-1293	"
林 麒三郎	松山市南久米町乙24-20	"
手島 秀義	福岡県北九州市小倉区魚町3-3-24	"
横溝 時長	神奈川県川崎市多摩百合丘3-2-1	監事
井内 力	広島市祇園町西山本東亞ハイツ12-34	"

添付書7

社団法人全国道路標識・標示業協会
設立総会議事録

1. 開催日時 昭和49年5月16日 午後3時より

2. 場所 東京プリンスホテル 福寿の間

3. 正会員現在数 71名

4. 出席正会員数 62名

委任状提出者9名 計71名

5. 議事

岩澤賢吾が司会者となり午後3時定足教に達していることを述べ開会を宣言、議長の選出方法について諸ったところ満場一致で大島司朗を議長に選任した。

議長大島司朗議長席につき直ちに議案の審議に入った。

議案第1号（設立決議の件）

議長の指名により中郡忠彦が設立総会までの経過を説明し本総会の決議として本会の設立を提案し議長が全員に踏ったところ全員異議なくこれを承認した。

議案第2号（定款審議の件）

議長の指名により中郡忠彦定款を朗読し承認方を踏ったところ全員異議なくこれを承認した。

議案第3号（寄附財産に関する件）

議長が全国道路標識業協会より総額3,455,185円の財産を寄附する旨申出があるが、いかがとりはかろうかを踏ったところ全員一致で本会の財産として受け入れることに決定した。

議案第4号（昭和49年度事業計画の件）

議長の指名により中郡忠彦が昭和49年度事業計画について詳細な説明をして踏ったところ全員異議なくこれを承認した。

議案第5号（昭和49年度予算案に関する件）

議長の指名により中郡忠彦が昭和49年度予算案を朗読し説明したところ全員異議なくこれを承認した。

議案第6号（役員選出の件）

議長は役員の選出方法について諮ったところ各地区代表者により役員詮衡委員を選びその委員の選んだ役員候補者を本総会の決定としたい旨の動議があり、議長はこの動議を諮ったところ全員賛成であったので暫時休憩を宣し詮衡委員会を開催することに決した。

約10分間休憩後議事を再開し、岩佐詮衡委員長より次のとおり理事候補者の発表があり全員これに賛成し役員が選任された。

ここで議長は再度休憩を宣し理事会を開催し会長副会長等互選を行うことにした。

理事 大島司朗

〃 中郡忠彦

〃 岩澤賢吾（岩澤建設株）

〃 熊野志郎（キタワラ資材株）

〃 深沢志津雄（株北光産業）

〃 染谷博平（秩父産業株）

〃 宮本誠（信号器材株）

〃 野原弘吉（野原産業株）

〃 雜賀武（保安工業株）

〃 西川政之助（アトム化学塗装工業株）

〃 染谷行夫（株建商）

〃 星野泰助（株東亞製作所）

〃 福島普之助（日動安全株）

〃 林 麒三郎（株協和産業）

〃 手島秀義（大和興産株）

監事 横溝時長（光和産業株）

〃 井内力（株日本パーカーライシング広島工場）

約5分后再開され下記役員が互選された旨報告があり全員これを承認した。

会長 大島司朗

副会長 岩澤賢吾

専務理事 中郡忠彦

常務理事 深沢志津雄

〃 染谷博平

〃 宮本誠

〃 野原弘吉

〃 雜賀武

〃 福島普之助

議案第7号（設立代表者選任の件）

中郡専務理事より社団法人全国道路標識・標示業協会の設立の認可申請を提出するにあたり本日選出された役員全員を設立発起人に又大島会長を設立発起人代表に指名されたい、なお代表者に申請手続の過程における定款等の字句の修正権も含めた一切の権限を付与していただきたい旨発言あり、議長が諮ったところ全員異議なくこれを了承した。

議案第8号（議事録署名人に関する件）

本総会の議事録の正確を期するため議事録署名人2名を選任したい旨議長が諮ったところ議長に一任した旨発言があり次の2名を議事録署名人に選任した。

議事録署名人

岩佐文人（日本道路興業㈱代表取締役）

永盛公二（永盛産業㈱代表取締役）

議長は以上で本総会のすべての議事が終了した旨を宣し役員を代表して挨拶を述べ午後4時50分散会した。

以上この議事録が正確であることを証明するため議長および議事録署名人、次に署名押印する。

昭和49年5月16日

議長 大島司朗

議事録署名人 岩佐文人
" 永盛公二

役員会議事録

昭和49年5月16日設立総会の途中において選出された理事全員により理事会を開き大島司朗理事が議長となり、会長・副会長・専務理事および常務理事の選任について諮ったところ慎重審議の結果下記のものを選任し、それぞれ就任を承諾した。

会長 大島 司朗
副会長 岩澤 賢吾
専務理事 中郡 忠彦
常務理事 雜賀 武
〃 宮本 誠
〃 深沢 志津雄
〃 野原 弘吉
〃 染谷 博平
〃 福島 善之助

以上議事を明確にするためこの議事録を作り出席理事が記名捺印する。

昭和49年5月16日

東京プリンスホテルにおいて

議長理事 大島 司朗
理事 岩澤 賢吾
理事 雜賀 武
理事 宮本 誠
理事 野原 弘吉
理事 深沢 志津雄
理事 染谷 博平
理事 福島 善之助
理事 熊野 志郎
理事 西川 政之助
理事 染谷 行夫
理事 星野 泰助
理事 林 鹿三郎
理事 手島 秀義

添付書8

従来の事業概要

(1) 主なる事業

(2) 図書の発行

昭和40年 道路標識ハンドブックを発行

昭和42年 同上改訂版を発行

昭和45年 同上を更に改訂発行

昭和47年 同上を法令の改正に伴ない改訂発行
昭和42年 道路標示に関する基礎的研究を出版
昭和48年 統一交通管理施設マニュアルを翻訳出版
隨時標準価格表を発行

(c) 機関紙の発行

昭和49年 依頼して業界用新聞を発行
昭和50年 これを改めて全国標識標示広報として毎月発行

(d) 会議に参加

昭和39年 東京において開催された世界道路会議（IRF）に参加した。
昭和46年 世界道路会議主催の東京における道路標識セミナーに協賛した。

(e) 会員研修会の開催

昭和47年 東京において下記研修会を開催した。聴講者103名。
公安部委員会所管の標識・標示の改正要点について、
警察庁交通規制課理事官 小池康雄 殿
道路標識に関する最近の話題、
建設省道路局企画課専門官

松下勝二 殿

道路標識の改正とその整備について、
建設省道路局企画課課長補佐

三谷浩 殿

道路標識の積算について、
全国道路標識業協会 横溝時長

昭和48年 東京において下記研修会を開催した。聴講者104名。
都市に於ける道路標識等の現状と将来の傾向、
東京都建設局道路管理部主幹

有山勇次郎 殿

道路標示（区画線）の材料及施行法について、
全国道路標識業協会 末岡力

最近の交通規制と道路標識及標示について、
警視庁交通規制課管理官 鈴木敏夫 殿
道路管理者の道路標識及区画線の現状、
建設省東京国道工事事務所

交通対策課課長 宮地昭夫 殿

道路標識・標示の積算について、

全国道路標識業協会 横溝時長

トラフィックペイントの組成及施工上の諸問題、

全国道路標識業協会 福留博人

昭和49年 東京において下記研修会を開催した。聴講者150名。

道路管理者に於ける道路標識及道路標示の設置現況と将来、

建設省道路局企画課課長補佐

佐藤清殿

道路標示材産業廃棄物としての処理について、

全国道路標識・標示業協会

末岡力

道路標識についての管理上及施工上の基本的要領解説、

関東建設弘済会（スライド映画）組

路面標示の施工上に於ける安全対策について、

全国道路標識・標示業協会

橋本浩一

公安委員会に於ける道路標識及道路標示の現況と将来について、

警察庁交通局交通規制課課長補佐

時崎賢二殿

昭和50年 仙台において下記研修会を開催した。聴講者105名。

最近に於ける道路標識標示の設置現況と問題点、

建設省東北地方建設局道路管理課長

庄守政一殿

道路標識用塗料及塗装方法について、

日本油脂㈱技術第3課長 正田淳

道路標識に使用する反射材について、

全国道路標識・標示業協会

奥谷勇三

道路標識の施工及安全対策について、

全国道路標識・標示業協会

福島聰

道路標示用材料（常温、加熱、接着）について、

日本ペイント㈱開発第5部長 今村晴知

道路標示の施工法、

堺商事㈱工事部長

伊 藤 博

道路標示の施工時に於ける安全対策について、

全国道路標識・標示業協会

西 海 義 男

中小都市における交通処理の考え方、

宮城県警察本部交通部長

中 村 英 一 殿

昭和50年 大阪において下記研修会を開催した。聴講者60名。

道路標識区画線の諸問題について、

建設省近畿地方建設局道路管理課長

実 松 秀 夫 殿

都市に於ける交通管理の課題、

大阪府警察本部交通規制課長

行 武 哲 弥 殿

標識・標示の心理学について、

大阪大学医療技術短期大学心理学研究室講師

大 森 正 昭 殿

現代青年の教育について、

大阪府警察学校校長

末 広 忠 雄 殿

(2) 各種委員会の開催

毎年下記委員会を隨時開催している。

(4) 常置委員会

教育委員会……会員に対する技術及実務につき教育の計画実施

財務委員会……協会の運営経費の立案

広報委員会……道路標識・標示の必要性及び技術向上に関し広報

編集委員会……機関紙の編集

(5) 技術委員会（道路標識及び標示に分けて）

技 術 委 員 会……規格の改良統一及び技術の向上

安 全 対 策 委 員 会……施工作業における安全対策

価 格 檢 討 委 員 会……価格変動著しい際に於ける実情調査

ハンドブック委員会……ハンドブック改訂編さん

設立発起人代表者の変更

昭和49年5月16日、東京プリンスホテルにおいて開催した社団法人全国道路標識・標示業協会設立総会で、設立発起人代表者に選出された大島司朗は昭和51年1月28日死去しましたので、昭和51年1月30日設立発起人会を開き設立者岩澤賢吾を設立発起人代表者に互選いたしました。

委任状

社団法人 全国道路標識・標示業協会

設立（代表）者 岩澤 賢吾 殿

私は、上記の者を設立代表者として、当会の設立に関する一切の権限を委任します。

昭和51年1月30日

住所 東京都千代田区霞が関三丁目3番3号

社団法人 全国道路標識・標示業協会設立者

雜賀	武
宮本	誠
染谷	博平
野原	弘吉
深沢	志津雄
福島	善之助
熊野	志郎
染谷	行夫
手島	秀義
西川	政之助
林	麒三郎
星野	泰助
井内	力
横溝	時長

委 任 状

社団法人 全国道路標識・標示業協会

設立(代表)者 大 島 司 朗 殿

私は、上記の者を設立代表者として、当会の設立に関する一切の権限を委任します。

昭和49年5月16日

住所 東京都千代田区霞が関三丁目3番3号

社団法人 全国道路標識・標示業協会設立者

岩澤	賢	善
雜賀		武
宮本		誠
染谷	博	平
野原	弘	吉
深沢	志津雄	
福島	志	之助
熊野	郎	
染谷	行	夫
手島	秀	雄
西川	政	之助
林星	麒	三郎
野井	泰	助
横溝	時	力

許可書

国公委発第12号

建設省東文発第8号

許可書

社団法人 全国道路標識・標示業協会

設立発起人代表者 岩澤賛吾

昭和51年2月24日付けで申請のあつた社団法人全国道路標識・標示業協会の設立については、民法(明治29年法律第89号)第34条の規定に基づき申請のとおり許可する。

昭和51年4月1日

内閣総理大臣 三木武夫

建設大臣 竹下登

臨時総会及び社団法人設立祝賀会

2 臨時総会及び社団法人設立祝賀会

昭和51年4月1日、東京都千代田区尚友会館において、第一回理事会を開催し理事総数13名中12名出席し副会長岩澤賢吾議長となり、

議事(1)、法人化申請提出後の経過

雜賀常務理事より去る2月24日警察庁及び建設省に提出した社団法人全国道路標識・標示業協会設立許可申請書が4月1日付をもって許可となったこと、設立登記は2週間内に手続を完了する予定であることを報告し、議長から臨時総会(設立)開催準備委員として、雜賀武、野原弘吉、西川政之助及び染谷行夫の諸氏を指名し全員了承した。

議事(2)、入会申込者の承認について

議長から、社団法人化されることを前提として入会申込書を提出している方々については、今回に限り略式をもって4月1日付で正会員としたい旨説明があり、審議の結果全員一致可決した。

議事(3)、臨時総会において選出したい増員及び補欠役員の選衡案について

臨時総会において選定したい増員及び補欠役員の選衡案を議長が西川理事に依頼し、西川理事の案を審議の結果全員一致可決した。

議事(4)、会計報告について

議長の命により、雜賀常務理事から会計報告があり、全員了承した。

議事(5)、当協会主たる事務所について

議長から、当協会の事務所は、現在どおり東京都千代田区霞が関3丁目3番3号尚友会館第18号室に定める旨説明し、全員一致で承認可決した。

議事(6)、専務理事及び事務局長について

議長の命により、雜賀常務理事から警察庁及び建設省から推薦していただく専務理事及び事務局長の候補の件は進展している旨報告をなし、全員了承した。

斯くて、法人設立、登記の手続をなし、4月9日付で、社団法人全国道路標識・標示業協会設立の登記を完了した。

臨時総会について

4月16日15時から東京都港区芝公園3-3-1東京プリンスホテルにおいて、昭和51年度臨時総会を開催した。正会員総数189名中委任状を含み出席者数154名であった。副会長岩澤賢吾は議長となり開会を宣し次の議事につき審議した。

第1号議案　社団法人全国道路標識・標示業協会設立許可書受領の経過報告

の件

議長の命をうけ、稚賀専務理事代行より、昭和51年4月1日付けをもって内閣総理大臣及び建設大臣から設立発起人代表者岩澤賢吾に民法第34条の規定に基づき申請どおりの許可書を受領し、去る9日東京法務局に登記を完了し、警察庁及び建設省に対し13日設立登記完了報告書を提出した旨詳細報告した。議長より質疑その他を問うた処、満場異議なくこれを了承可決した。

第2号議案 社団法人全国道路標識・標示業協会の運営方針の件

議長の命をうけ、稚賀専務理事代行は、モータリゼーションの急速な発展に伴ない、道路整備はわが国の最も重要施策としているが、同時に交通の増加に伴なう安全対策もまた重大な課題である。吾々は政府の意図を体し標識標示そのもの並びに施工法の改良開発に、また施工作業の安全維持に観念努力をいたし、もつて道路の供用効率を上げることが使命であることを自覚しなければならない。については当協会経営の安定を図かり、各種委員会を設置し研究検討を重ね、協会の目的とする事業を強力に推進する。斯くて標識及び標示の工事は技術的に進歩向上し、健全な企業として発展し公共の福祉に寄与するのである。施工作業に従事する職員に対する実技教育、建設業に必要な技術者技術検定及び技能検定制度の導入、建設業に工事種別を追加して頂く等は当協会のなすべき基本業務である。協会員一同協調し、本部と支部との連絡をよく保ち、また監督官庁のご指導をうけつつ積極的に運営して参りたいと力説した。議長から賛否を問うた処満場異議なく、これを承認可決した。

第3号議案 増員及び補欠理事の選任並びに会長及び副会長の承認の件

議長から理事の増員並びに辞任3氏の補欠理事を選出したい旨付議した処、会員中より議長指名の動議が提出され満場これに賛成したので、議長は理事に

畠中実三（堺商事^株）

小西孝男（富国工業^株）

長 義則（みかど産業^株）

内藤真作（交通企画^株）

宮川 勇（宮川興業^株）

舟橋明賢（日本ライナー^株）

菊池和平（会員外）

岩佐文人（日本道路興業㈱）補欠

桑山朋義（中央塗料工業㈱）補欠

新美喜久雄（菊水ライン㈱）補欠

の諸氏を指名報告した処、満場これを承認し、指名された各氏はその就任を承諾した。

ここで議長は理事会を開催し、会長、副会長などの互選を行うために暫時休憩を宣した。約15分再開し、議長に代り染谷行夫から下記のとおり互選の結果報告があり、特に会長及び副会長について、満場異議なく、これを承認可決した。

会長 岩澤 賢吾

副会長 雜賀 武

副会長 舟橋 明賢

専務理事 菊池 和平

常務理事 深沢志津雄

同 桑山 朋義

同 野原 弘吉

同 染谷 行夫

同 新美喜久雄

同 畑中 実三

同 林 麒三郎

同 長 義則

第4号議案 補欠監事の選任の件

議長から、辞任せられた監事1名の補欠を選任したい旨付議した処、会員中より議長指名の動議が提出せられ満場これに賛成したので、議長は監事に

星野泰助（㈱東亜製作所）

を指名報告した処、満場これを承認し、指名された星野泰助はその就任を承諾した。

第5号議案 常勤の役員報酬の件

議長から、専務理事に就任承諾された菊池和平は常勤であるので有給としたい旨付議した処、会員中から有給とせられたい、なお給額については会長に一任するとの動議が提出され、満場異議なくこれを承認可決した。

議長は、全議題終了を告げ、更に新会長としての挨拶をなし、16時閉会を宣した。

また参考までに、本日決定した役員名簿を添付する。

役員名簿

	氏名(会員)	備考
会長	岩澤 賢吾 (株) 岩澤建設	新
副会長	雜賀 武 (保安工業株)	新
"	舟橋 明賢 (日本ライナー株)	新
専務理事	菊池 和平	新
常務理事	深沢志津雄 (株) 北光産業	新
"	桑山 明義 (中央塗料工業株)	新
"	野原 弘吉 (野原産業株)	新
"	染谷 行夫 (株) 建商	新
"	新美喜久雄 (菊水ライン株)	新
"	畠中 実三 (堺商事株)	新
"	林 鹿三郎 (株) 協和産業	新
"	長 義則 (みかど産業株)	新
理事	熊野 志郎 (キタワラ資材株)	新
"	宮本 誠 (信号器材株)	新
"	岩佐 文人 (日本道路興業株)	新
"	内藤 真作 (交通企画株)	新
"	小西 孝男 (宮国工業株)	新
"	福島善之助 (日勤安全株)	新
"	宮川 勇 (宮川興業株)	新
"	手島 秀義 (大和興産株)	新
監事	中山 進 (株) 日本バーカー	新
"	星野 泰助 (株) 東亜製作	新



会長就任の挨拶

岩澤 賢吾

全国の道路標識、道路標示業界が待ち望んだ、全標協の社団法人が達成されましたことはほんとうによろこばしいことであります。

近年、道路交通行政の中で、交通安全施設の果す役割は重かつ大であります
が、なかんずく道路標識、道路標示についてはその質的、技術的水準の改善向
上が求められておることは皆様ご承知のとおりでございます。

全標協は、今後社団法人として、こうした社会的責務の重大さを認識し、道
路標識標示専門業界の公的な団体として、有意義な諸事業活動を通じ社会の
ために貢献するように心がけなければなりません。

いうまでもなく、業界の全国組織として、主務官庁と密接な連携を保ち、同
時に業界の要望を正しく把握して、その総意を代弁し、わがくに交通安全行政
のために献身努力をする覚悟で会員一人一人が社団化の認識をもたなければ
ならないと考えます。

設立総会で、不肖、わたくしに会長の重責をお任せいただくことになりました
が、会員の皆様のご信任に深く感謝いたしますとともに、文字通り、身に余
るその重大な責務をどのように遂行していくべきか、心のひきしまる思いで
あります。

なにとぞ不行届きではありますが、私、懸命に努力をいたしますので、主務
官庁ならびに全国の会員の皆様には、ご指導ごべんたつ賜わりますよう心か
らお願い申し上げます。

なお、大島司朗前会長がお元気なうちに、社団化が実現できなかったことは、ほんとうに残念でなりません。ここに慎んで故大島司朗前会長の御靈前に社団化の喜びをお伝えし、ごめいふくをお祈り申しあげます。



会場風景

社団法人全国道路標識・標示業協会設立祝賀会

会員の久しい念願であった社団法人化が、4月1日許可を頂きめでたく設立をみ、臨時総会も午後4時無事終ったので、4月16日午後5時から東京・芝のプリンスホテル2階大ホールで社団法人設立祝賀会が華やかに開かれた。

まず岩澤新会長が感謝と使命の重大さを痛感するの挨拶を述べ、つづいて井上建設省道路局長、勝田警察庁交通局長、浅井建設省企画課長及び福島警察庁交通局規制課長から、それぞれ全標協の社団法人化を祝う挨拶がおくられた。会場には建設省、警察庁関係の方々並びに会員などおよそ150名が出席し、社団法人化を心から祝し、今後の使命達成にむかっての努力を期待せられ、実に盛大な意義深い祝賀会であつた。



安全に寄与する技術の開発

建設省道路局長 井上 孝

社団法人として発足されましたことを心からお祝い申上げます。

全国道路標識・標示業協会は任意団体として昭和38年に発足されました。以来13年の間業界ならびに技術関係の方々の努力によりまして、わが国の道路標識標示の技術、基準等は著しい進歩をみせているものと思います。この間における業界ならびに協会の役職員の方々の御努力に対しましては深く敬意を表す次第でございます。

標識標示、特に警察関係の標識標示に関しては罰則が適用されるものであります。また道路管理者の設置する標識標示、区画線等に致しましても、道路交通の円滑化あるいは交通の安全事故防止という面からきわめて重要なものでございます。

私がかつて現場においてこのように場合によっては人が間せられる、人命を損うという標識標示を、例えば近所のペンキ屋さんや看板屋さんに頼むということがあってはならない。

やはりひとつの見識・技術を持ち、経験をもった標識標示専業の方にお任せしなければならない。という方針で仕事を進めた憶えがございます。

ひるがえってみると、この協会ができる昭和38年ごろでありますと、戦後始めて道路標識の重要性が認識されまして、建設省では、たしか3年に限つてのことですが、標識の設置について地方公共団体に予算の補助をしたことございます。

そのころは標識標示がどのようなものか、業界の方も国民もまだ認識が浅

かったようでございます。そのころに比べますと現在は非常に進歩致しまして、標識標示のない道路は考えられない。標識に従い、標示にしたがって円滑な道路交通が確保されております。

話しが横道にそれますが、先般交通安全施設の整備緊急措置法が国会に提出されました。国会の最近の状況から、この法律の通過が危ぶまれたのであります。この法律の効力が3月31日で切れますので、日ぎれ法案ということです。3月31日ぎりぎりで通してもらいたいと、今日お見えになっている勝田交通局長ともども国会を駆け巡り、やっと成立にこぎつけました。

新しい五箇年計画を今年度から発足させることができました。

日ぎれ法案で通さなければならない理由としては、雪国で雪が融けてみると標示や区画線が全く消えている。交通安全週間を迎える新年度には、この標示や区画線をどうしても塗らなければならない「そうしないと人が死にますよ」と、国会の先生方にお願いして日ぎれ法案として通していただいたという経験をつい先頃したわけでございます。

ちょうど国会で運動した頃にNHKの「ニュースセンター9時」で、金沢市で雪融けと共に区画線が全く消えているという報道を致しまして、これを見ても区画線がなかったらどういうことになるかーということがよく分かったと思います。私もそれに意を強くして法律の通過に努力をした生々しい経験を先頃したわけでございます。

そのように標識標示のない道路交通というものは今では考えられません。しかし現状で万全であるとは私は思っておりません。それ故に今年から交通安全施設整備五箇年計画で従来の倍以上の規模で各地の安全施設の整備を進めようとして政府は考へているわけでございます。

どうか新しく発足した公益法人の協会を中心に業界の方、技術者の方々が合い寄ってさらに完全、さらに交通の安全に寄与する技術の開発、基準の作成にご努力されるようお願い致しましてお祝いのことばに代えさせていただきます。



理想的交通社会の実現へ

警察庁交通局長 勝田俊男

社団法人全国道路標識・標示業協会の設立にあたり、心からお祝いの言葉を申し上げあます。

時あたかも、交通安全施設等整備に関する緊急措置法の一部改正が行われ、昭和41年度以降第1次、第2次の三箇年計画、及び第1次五箇年計画に引き続き第2次五箇年計画が本年4月1日を期してスタートすることとなったわけであります。この日と同日に協会の法人化のスタートが切られたことは、まさに意義深くおめでたい限りであります。

設立総会が開催されて以来、本日に至るまで長時間にわたって、その準備に鋭意ご尽力された発起人はじめ関係各位のご努力に深く敬意を表すものであります。

交通事故は、昭和46年以降減少傾向を示しているとはいえ、年間63万人の死傷者を生じており、また、増加を続ける自動車を中心とする道路交通情勢は、環境の悪化など予断を許さないものがあります。

このような情勢に対処するため、警察といたしましては、安全、円滑、無公害の道路交通実現のために都市総合交通規制を始めとした種々の施策を鋭意推進しているところでありますが今後さらに一層の努力を傾注して、これらの諸問題の解決に取り組んで行く所存であります。

もちろん、このような理想的な交通社会の実現のためには、行政機関の努力もさることながら、交通に関係するすべての者の英知を結集し、努力を積み重ねなければならぬことは、いうまでもありません。

このような観点から、このたび全国道路標識・標示業協会が法人化されましたことは誠に喜ばしい限りであります。本法人は、道路標識および道路標示に関する技術的な諸問題について、調査研究、開発などを通じ、理想的交通社会の実現、公共の福祉に寄与することを目的とするとのことでありますが、誠に時宜を得た活動というべく関係各位のご見識に対して深く敬意を表する次第であります。

私ども、警察といたしましても、その成果に大いに期待するとともに、できる限りのご協力を致したいと考えております。

各位のご努力の結晶である社団法人全国道路標識・標示業協会の健全なる発展と各位のますますのご健勝を祈念いたしまして私の祝辞といたします。



業界近代化が急務

建設省道路局企画課長 浅井新一郎

第2次の道路交通安全施設等整備事業五箇年計画が発足したちょうどその日に協会の法人化が実現したことは本当に意味深く協会の新しい発足を心からお喜び申し上げます。

ご承知のように交通安全事業の五箇年計画は、道路管理者分が前回の2.5倍、警察関係が2.2倍とそれぞれ大幅な規模の拡大を行って、これから交通安全施設の整備も一つの大きな転期を迎えていると思います。

いま道路そのものの作り方も質の高い道路を着実にという姿勢で進めてい

ますが、道路の管理体制がだんだん強化されていくなかで、交通安全施設の整備は質的、量的に今後大きく伸びていくわけで、交通安全施設についても、当然質のよいものを効率的にという考え方で整備して行かなければなりません。

この意味で、業界の近代化と技術水準の向上に期待するところは大きいわけです。

標識業界あるいは標示業界にしてもどちらかといえば小さい企業が多いので、体質的にはまだまだかつての塗装業、看板業の域から脱皮が十分にできていない面があろうかと思います。

協会という組織を通じて、その体質をいい方へと水準を合わせて行くよう共に伸びていくことが大切だと思います。そのための研修会なども新しい協会としての重要な仕事の一つであるし、お互いが、勉強しあえば自ら近代化の方向へ進むことができると思います。

また協会としては、全国的な広がりを持つ会員同志の情報交換ということが当面、一ばん重要なことですし、さらには交通安全施設の必要性や、これを業とする業界の姿をマスコミを通じて広く国民に訴えるための広報の努力もまた必要でしょう。

社団法人になるということは一方では、公益を充分考慮した円満な活動・運営をしなければならないという社会的責任が生ずるということでもあります。交通安全施設の質の向上のためにいろいろな安全施設の基準を作っていくことも必要でしょう。区画線ひとつにしても、ただの、ベンキ仕事とはちがい、現在は新しい材料を使った新しい施工法で行なわれていますから、これに充分対応する機能を確立する必要もあります。

このためには将来、技能検定制度といったものも考えていく必要があるのではないかと思います。

ですから、技術の向上という意味からも業界自身の努力によってよりよい方向へ進んでほしいと期待しております。

長い間の念願であった法人化が実現して、喜びもひとしおでしょうが、ただ、大島司朗前会長がお元気なうちに、社団法人化の実現ができなかったことは本当に残念だったと思います。



府県レベルの組織強化も

警察庁交通局交通規制課長 福島静雄

このたび4月1日付けをもって内閣総理大臣及び建設大臣の許可があり、いよいよ「社団法人全国道路標識・標示業協会」が誕生しましたことをお喜び申し上げます。

道路標識、道路標示につきましては、昭和46年に道路交通法を改正して「標識、標示主義」というものを導入し、交通規制は標識標示により規制力をもつものであることを明確にし法律上の、より明確な地位が道路標識標示に与えられたものであります。

近年、交通安全施設整備事業の促進とともに、ますます標識標示は量的にもふえ、交通安全施設としての重要性を増してきました。

まず標識についてみると、公安委員会関係分として50年度末で、全国約500万本あります。

これは、交通安全施設整備事業を始めた昭和41年の約8倍になります。

標示については、横断歩道が約39万本あり、41年の約5倍、図示標示は134万個で15倍くらいになっております。

昭和51年度からは建設省との共同による新しい交通安全施設整備事業五箇年計画が発足しましたが、これによりさらに大幅な数量の増加が予定されており、種類によっては、60~100%ぐらいふえるほか、建て替え、塗り替えの必要量も多くなると思います。

つぎに、質の面については、高規格化が進み、今まで標識も路側式で無反射だったものが反射式に、さらに灯火式になる。また、可変標識もでてきてお

り、最近では大型化したオーバーハング、オーバーヘッドなどがふえています。とくにオーバーハング、オーバーヘッドなど今まででは地方単独事業でしたが、今回は補助事業にとりいれています。

また標示についても、以前は普通、ペイントであったものが、今ではほとんどが溶着式、あるいは貼りつけ式で、かつ反射効果をもたせたものになっていますし、道路鉄なども発光鉄式になっています。

このように量がふえていると同時に、質的にも高規格のものを整備しなくてはならない時代になっているわけです。

今後は、標識標示の社会的役割よりも非常に大きくなっていますから、それだけに業界の社会的責任も重くなっていくと思います。質のよい材料、高い水準の技術で、工法面の向上など、この機会に業界へお願いしたいと思っております。

社団法人としての協会には、全般的には、こうした技術水準の向上という課題に、第一にとりんでいただきたいと思いますが、とくに施工技術については、業界内でも個々の企業についてみると全国的にもかなりの格差があるのが実状ですのでその格差の是正に努力されるよう希望します。

人命に直結した交通安全施設ですから、その公共的な使命、責務の上にたつた法人としての今後の発展をお祈りします。

なお、法人の組織につきましては、名実ともに全国業界を網羅し、最大多数の企業が加入すると同時に、標識と標示との両業種が、お互いに、あい協力した運営がなされるよう願っております。

また、公安委員会の場合には都道府県警察が発注者になるわけですので、地元の標識標示業界の協力関係がよりスムーズにいくよう、府県レベルの組織の整備が促進されることを、あわせて希望しています。

今後、業界の健全な発展と公益の増進への協力がいっそう促進されますことを心から願っております。

第1回通常総会

3 第1回通常総会

昭和51年5月18日午後1時から東京都港区芝公園3-3-1 東京プリンスホテルにおいて、昭和51年度通常総会を開催した。正会員総数189名に対し委任状提出を含み出席数132名であって、定刻岩澤会長は議長をつとめる旨表明するとともに開会を宣した。

議案第1号 昭和50年度事業報告の承認を求める件

議長の命により菊池専務理事は議案を朗読し、雜賀副会長が要点を説明し、本件が原案どおり承認可決された。

議案第2号 昭和50年度決算報告及び剰余金処分案の承認を求める件

議長の命により専務理事は議案を朗読し、雜賀副会長が要点を説明し、本件は原案どおり承認可決された。

議案第3号 昭和51年度事業計画の承認を求める件

議長の命により専務理事は議案を朗読し、雜賀副会長が要点を説明し、本件は原案どおり承認可決された。

議案第4号 昭和51年度予算案の承認を求める件

議長の命により雜賀副会長が本案について要点を説明し、議長が質疑を問うたところ出席会員から、特別会費の徴収範囲を明確にされたい旨の発言があり、議長から昭和50年度実績分については、市町村分は含まないと考えているが、今後委員会に付託して、検討する予定であると説明し、更に特別会費の支部還元について並びに会員の資格の範囲について、それぞれ質問があり、議長及び雜賀副会長からこれに対し説明をなし、それぞれ了承し、本件は原案どおり承認可決した。

議案第5号 社団法人全国道路標識・標示業協会規則案の承認を求める件

議長の命により雜賀副会長が本案について要点を説明し、議長が質疑を問うたところ、出席会員から部会委員会のメンバーが決っているなら発表されたい旨要望があり、雜賀副会長から未だ最終決定に至っていないので決定次第発表する旨説明し、更に規則第1条第3号「本会の統制をみだす云々」とはいかな場合をさすか、具体的に例示されたいとの質問があり、議長及び雜賀副会長からそれぞれ趣旨を説明し了承され、本件は原案どおり承認可決した。(資料添付)

議案第6号 支部運営方針案の承認を求める件

議長の命により、菊池専務理事が本案を朗読し、議長が質疑を問うたところ、出席会員から第11項の後段「徹底するよう工夫する」の次の「ことは差し支えない」は削除されたい、との意見があり、議長がこれを謀ったところ、全員これに賛成し、削除することに決定した。また第11項中の「サブ支部」の表現は適切ではない旨の意見があり、雑賀副会長からの説明で了承し、本案に対し一部修正することで承認可決した。(資料添付)

議長は以上で本総会のすべての議事が終了した旨を宣し、午後2時20分閉会した。

なお総会終了後、建設省道路局企画課佐藤技官殿および警察庁交通局交通規制課時崎技官殿から道路標識標示に係わる当面の情勢説明があり、総会出席者は拝聴した。

(1) 社団法人全国道路標識・標示業協会規則

(注) (昭和51年5月18日制定)

(昭和52年5月20日改正)

(昭和55年5月20日改正)

(昭和56年5月20日改正)

(昭和56年9月28日改正)

(昭和57年5月18日改正)

(昭和59年5月18日改正)

本規則は協会設立時のもので※印
は一部改正した箇所である。

(会員の資格)

※第1条 正会員の資格は次の各号に掲げる条件を具備するものを原則とする。

- (1) 建設業法の許可を受けた建設業者であること。
- (2) 道路標識又は道路標示工事を、直接受注した実績がおおむね1ヶ年以上あること。

(注)(2)を次のように改める。(昭和52年5月20日改正)

道路標識または路面標示工事を官公庁から直接受注し、かつ直接施工した実績がおおむね1ヶ年以上あること。

- (3) 本会の統制をみだすおそれのこと。
- (4) 本会の名誉を毀損し、又は事業を妨げ或は本会の目的に反するおそれのこと。

※(会員の所属)

(注)(支部の会員構成)に改める。(昭和52年5月20日改正)

※第2条 正会員はその所在地の支部に所属する。

(注)正会員は、その所在地の支部に所属し、当該支部の支部会員たる資格を併有するものとする。に改める。(昭和52年5月20日改正)

- 2 正会員の支店、営業所及び出張所など(以下営業所という。)は、それぞれの所在地の支部に、所定の手続を経て入会する(以下支部会員といふ)。

(注)「それぞの」を削り「その」を入れ、(以下支部会員といふ)を削る。(昭和57年5月18日改正)

- 3 正会員及び支部会員はそれぞれの資格に応じ支部の部会に所属する。

- 4 支部会員は定款第24条の議決権を有しない。

(入会申込)

※第3条 正会員として入会しようとする者は、様式(1)の申込書に現会員2名以上の推せん紹介を受けて申込人住所所在地の支部に提出する。

- 2 賛助会員として入会を希望する者は、様式(2)の申込書を申込人住所所在地の支部に提出する。

- 3 支部会員は、様式(3)の申込書を当該支部に提出する。

(注)様式(1)、様式(2)、様式(3)は昭和52年5月20日改正のものである。

(入会申込書の取扱)

※第4条 正会員の入会申込書を受けた支部長は、支部において入会審査を開き、第1条により審査を行う。

- 2 前項の審査会は支部所属員の出席を求め、過半数の出席により成立し、入会推せんの可否は過半数の賛成によりきめる。

(注)「所属員の出席を求め」を削り、「役員」を入れる。(昭和52年5月20日改正)

- 3 前項により正会員として適格者であることを可決した場合は、その入会申込書にその旨を添え、賛助会員の入会申込書はそのまま、それぞれ本部に送付する。

(注)次のように改める。(昭和52年5月20日改正)

前項により、正会員として適格者であることを可決した場合は、

その入会申込書にその旨を添え本部に送付する。ただし、賛助会員の入会申込書は、そのまま本部に送付する。

4 第2項により正会員として不適格者であることを可決した場合は、その理由を付し、本部に報告する。本部はその入会申込者にその旨通知する。

5 支部会員の入会申込書は支部会員の名簿にその旨記載の上、本部に送付する。

(入会通知)

第5条 理事会で承認した入会申込者には、入会通知書、入会金請求書、当該年度会費請求書を支部長経由送付する。

(注)当該年度会費請求書の次に、「および特別会費申告書を」入れ「支部長経由」を削る。(昭和52年5月20日改正)

(入会金及び会費)

※第6条 正会員の入会金は10万円とする。

(注)10万円を30万円に(昭和55年5月)さらに50万円に改める。(昭和57年5月18日改正)

2 正会員及び支部会員ならびに賛助会員の会費は次のとおりとする。

通常会費 正会員は年額5万円 支部会員は年額2万円

特別会費 前年度直接受注額の0.5／1,000

賛助会費 A級 年額50万円、 B級 年額30万円、

C級 年額10万円

(注)次のように改める。(昭和59年5月18日改正)

2 正会員および支部会員は通常会費ならびに年度会費を納めるものとし、その額は次のとおりとする。

通常会費 正会員費は、年額8万円

支部会員会費は、年額10万円以内とする。支部はその額を本部に上申し承認をうけること。

年度会費 総会において別に定めるものによる。

(注)別紙に「3受注金額とは前年度直接受注額である。」を追加する。

(昭和59年5月18日改正)

3 賛助会員の会費は、次のとおりとする。

賛助会員会費 一口年額10万円とする。

(会費の納入)

※第7条 正会員、支部会員及び賛助会員は、支部を経由の上次により会費を

納入しなければならない。

通常会費……当該年度分を本部の発行する請求書により毎年 6 月末日までに納入すること。

特別会費……各支部長が所属会員の申告をとりまとめ毎年 6 月末までに本部に報告し、本部の発行する請求書により毎年 7 月末までに納入すること。

賛助会員……毎年本部の発行する請求書により、当該年度内に納入すること。

(注)次のように改める。(昭和59年 5月18日改正)

(会費の納入)

第7条 正会員および賛助会員は、次により会費を納入しなければならない。

正会員会費…………当該年度分を、本部の発行する請求書により毎年 6 月末日までに、当該支部を経由の上本部に納入すること。

年度会費…………各支部長が所属会員の申告をとりまとめ、毎年 6 月末までに本部に報告し、本部の発行する請求書により、毎年 8 月末までに本部の指示する額を当該支部を経由の上本部および支部に納入すること。但し、第6条第2項の年度会費の説明に、別に定めるとある会費中、本部に納入する額は受注金額 $\frac{0.25}{1,000}$ である。

賛助会員会費…………毎年本部の発行する請求書により、当該年度内に、直接本部に納入すること。

2 支部会員は、当該年度分支部会員会費を、支部の発行する請求書により、毎年 6 月末日までに、当該支部に納入すること。

(役職者)

*第8条 定款第12条括弧内の法人を代表しうる役職者とは、役員または標識標示の部門を代表しうる者とする。

(注)第8条を新たに設ける。(昭和52年 5月20日改正)

(部会の所属)

第8条 正会員は次によりいづれかの部会に所属する。

- (1) 道路標識部会、道路標識の製作、販売ならびに施工をなすもの
- (2) 道路標示部会、道路標示の施工をなすもの

(注)第8条を第9条とし、「(3)安全施設部会、道路標識、路面標示以

外の交通安全施設の製作ならびに施工をなすもの。」を新たに加える。(昭和57年5月18日改正)

2 支部における部会も前項に準ずる。

(部会の役員)

*第9条 部会には理事中からそれぞれ部会長、副部会長各1名および担当理事若干名を置く。

(注)第9条を第10条とし「2部会担当理事は、理事会にはかつて決める。」を加える。(昭和52年5月20日改正)

2 部会長及び副部会長は、部会担当理事の互選により会長が委嘱する。

3 部会長は部会を代表し、部会務を総理し、担当理事は部会務を分担し処理する。

(注)2を3に3を4に改める。(昭和52年5月20日改正)

(委員会の設置)

*第10条 本会に、事業を行うため理事会の議決を経て、委員会を設置することができる。

2 委員会は、会長の委嘱する理事が担当する。

3 委員会の成果は会長に報告し、会長は理事会にはかる。

(注)第10条を第11条とし2以下を次のように改める。(昭和52年5月20日改正)

2 委員会は、会長の委嘱する理事、会員中の職員および部外の学識経験者等で構成する。

3 委員長は、理事会にはかり会長が委嘱する。

4 委員長は、必要に応じ小委員会専門委員会を設置し、その委員を委嘱することができる。

5 委員会の成果は会長に報告し、会長は理事会にはかる。

(部会委員会の設置)

*第11条 部会には、第12条の委員会に準じ、必要に応じ部会委員会を設置することができる。但し具体的な方法は部会長が定め会長に報告し、会長は理事会にはかる。

(注)全文を削除する。(昭和52年5月20日改正)

(部会委員長および委員の委嘱)

*第12条 前条により部会委員会を設置したとき、その委員長は部会長が担当理事中より委嘱し、委員は委員長が会員中の職員を委嘱する。

(注)全文を削除する。(昭和52年5月20日改正)

(支部)

※第13条 本会の支部名および所管区域は、別表のとおりとする。

(注)第13条を第12条に改める。(昭和52年5月20日改正)

(支部役員)

※第14条 支部に次の役員を置く。

支 部 長 1名

副支部長 2名以内

支部幹事 若干名

(注)第14条を第13条に改める。(昭和52年5月20日改正)

(支部役員の選任、任務、任期、解任)

※第15条 支部役員の選任、任務、任期および解任については、定款第12条および第15条に準じ、支部規則をもって定める。

2 支部役員には、会員中の職員を選任することができる。

3 本部において、隨時支部長会議を開催する。

(注)第15条を第14条に改める。(昭和52年5月20日改正)

(支部の会議、資産および会計)

※第16条 支部の会議、資産および会計については定款第4章および第6章に準じ、支部規則をもって定める。

2 支部の運営費は本部より交付する。

(注)第16条を第15条とし2を次のように改める。

支部の運営費は、支部会員会費および本部交付金その他をもつて当てる。(昭和52年5月20日改正)

(支部の部会)

※第17条 支部の部会の運営については、前第9条および第12条に準じ、支部規則をもって定める。

(注)第17条を第16条とし、みだし(支部の部会)および条文を次のように改める。(昭和52年5月20日改正)

(支部の部会および委員会)

第16条 支部の部会および委員会の運営については、前第9条および第10条に準じ、支部規則をもって定める。

(報告義務)

※第18条 会員は届け出である、住所、名称、および代表者名等に変更があつた場合は、すみやかに支部を経由の上本部に届け出る。

(注)第18条を第17条に改める。(昭和52年5月20日改正)

附 則

1 既に本会の正会員として入会している者は、第1条の規定にかかわらず正会員の資格があるものとする。

附 則

1 既に賛助会員として入会している者の会費額は、改正前の会費額に等しい金額に対応する口数とする。

※附 則

1 この規則第6条第1項の改正による適用は、昭和57年6月1日からとする。

※附 則

1 この規則第6条第2項の改正による適用は、昭和59年4月1日からとする。

※ (第13条 別表)

(注)第13条を第12条に改める。(昭和52年5月20日改正)

支 部 名	所 管 区 域 (都 道 府 県 名)
北海道支部	北海道
東 北 "	宮城、青森、岩手、秋田、山形、福島
関 東 "	東京、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、長野
北 陸 "	新潟、富山、石川
中 部 "	愛知、岐阜、静岡、三重
関 西 "	大阪、福井、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山
中 国 "	広島、鳥取、島根、岡山、山口
四 国 "	香川、徳島、愛媛、高知
九 州 "	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄 "	沖縄

様式①(正会員用)

昭和 年 月 日

日本法人 全国道路標識・標示業協会
 会長 殿
 (支部長経由)

郵便番号

住 所

(フリガナ)

名 称

代表者職名

氏名 ㊞
電話番号 ()

入会申込者(部会)

このたび貴協会の趣旨に賛同し、正会員として入会したいので、下記書類をそえて申込みます。

記

- | | |
|-----------------|-----|
| 1. 建設業許可書の写 | 1 通 |
| 2. 営業報告書(直前1ヵ年) | 1 通 |
| 3. 経歴書 | 1 通 |

紹介書

上記申込人は、本協会の趣旨に賛同し入会を希望しており、会員たる資格あるものと認めますから准せん紹介いたします。

昭和 年 月 日

紹介会員 ㊞
同 ㊞

入会承認日	名簿記入	会員登録記入	会員カード作成	支部現況表記	会費等請求
月 年 日					

様式(2) (賛助会員用)

昭和 年 月 日

社団法人 全日本道路標識・標示業協会

会長 殿
(支部長経由)

郵便番号

住 所

(フリガナ)

名 称

代表者職名

氏名

電話番号 ()

入会申込書

このたび貴協会の趣旨に賛同し、賛助会員 () として入会を申込みます。

入会承認日	名簿記入	会費原簿記入	会員カード作成	会費等請求
年 月 日				

様式(3) (支部会員用)

昭和 年 月 日

社団法人 全国道路標識・標示業協会
会 長 殿

郵便番号
住 所
(フリガナ)
名 称

代表者職名 氏名
電話番号 ()

支 部 加 入 申 达 書

このたび当社の下記営業所を 支部(部会) に入会したいので
申込みます。

1. 所 在
2. 名 称
3. 責任者名
4. 建設業法による許可を受けた建設業(当営業所)

支 部 入 申 達	支 部 年 月 日 受 付			扱 者
	年	月	日	
本 部 記 入 欄	名 簿 記 入	会費原簿記入	会員カード作成	支部現況表訂正

(2) 支 部 運 営 方 針

協会は本部において決定する施策に対し、本部の実行及び支部の活動いかん特に支部は会員と直結しているのでその協調が、目的の成果を左右するものである。支部運営については協会規則にも定めているが、支部規則をもって詳細に定めることになっているので、その骨子となっている点を述べる。

- 1 支部は、その所管区域の道路標識・標示案全般にわたり、当協会の目的達成に最善の努力をなすものである。
- 2 支部長は、協会活動に熱意ある正会員を選任する。
- 3 支部長を除く支部役員は、会員中の職員から選任することができる。
- 4 支部には事務局をおく。
- 5 支部の運営費は、本部より交付する。
その運営費財源は、当該支部の納入する特別会費を充当することを原則とする。
- 6 支部は本部からの通知を速やかに支部所属会員に伝達するとともに、支部活動の状況を本部に隨時連絡する。
支部規則の制定及び改正の際は直ちに、本部へ報告しなければならない。
- 7 支部は、常に需要者（官公庁）と緊密な連繋を維持しなければならない。
- 8 都道府県単位協会の代表者が正会員として加入している向に対しては、その協会員に間接的に当協会の目的事業が伝わるよう配慮するものとする。
- 9 支部は、協会規則に定める諸事項については積極的に処理しなければならない。
- 10 研修会及び施工実務講習会については、本部において基本的事項を担当し、実施は支部が推進するものとする。
- 11 支部は相当広範間にわたり、正会員及び支部会員の数も多いので、例えば県などの地区又は地方建設局などの単位に、サブ支部に相当する組織を設け、支部内会員の協調が良く維持されるとともに、協会の企図する事項が速やかに徹底するよう工夫することは差し支えない。
(注)末尾の「徹底するよう工夫する」の次の「ことは差し支えない」を削除する。(昭和51年5月18日改正)

第10回通常総会及び懇親パーティー

4 第10回通常総会及び懇親パーティー

第10回通常総会

昭和60年5月21日13時30分から、東京都千代田区永田町2-14-3赤坂東急ホテルにおいて当協会第10回通常総会を開催した。

感謝状及び表彰状の贈呈

恒例により、当協会に対し格別のご盡力下さった方々(3名)に感謝状を、また業務に特段のご努力下さった方々(40名)に表彰状をそれぞれ会長から贈呈した。

賀会長挨拶

皆さん、本日はご多用のところ遠路からも多数ご出席下さいましてありがとうございます。本年は年初から異状な天候でありますとやっと平常になったかと思われる昨今でありますが、ご健在で社業にご精励のこと誠におめでとうございます。当協会の運営に対しては、施工技術技能の改善向上並びに業界の安定を目標に積極的にご協力を頃いております。

また監督官庁からも手厚いご指導にあずかり、おかげさまでこの厳しくむずかしい時期に、当業界は順調とまではまいりませんが、何んとかやりきっております。このことについては、本席をお借りして関係ご当局のご配慮並びに皆様のご努力に対し謹んで敬意を表し、また深くお礼申し上げる次第であります。

先程、当協会業務に対し格別のご援助盡力下さった3名の方に感謝の意を表し、また特に会務遂行に或は路面標示施工技能審査にご協力下さった会員会社の役職員の方々40名を表彰いたしました。この皆さんの熱意は協会の進展或は業界の安定に対し誠に心強く感じております。どうか今後もよろしくお願い申し上げるとともに、本当に有難く心から感謝の意を表します。

さて、本日の総会は、はやいもので第10回目にあたります。すなわち本年度が10周年に当るのであります。時あたかも先進技術の導入ニューメディア幕明けの時期であり、当協会は21世紀に向っての第一ステップとして意義ある昭和60年にしたいものと堅い決意をもって会務にとりくまなければならぬと考えるのであります。

この一ヵ年をふりかえりますと、案内標識の見直し、路面標示強度に対する分析研究・路面標示技能審査の実施と技能検定への移行の調査会議、建設業経理管理事務士の検定、路面標示施工管理技術者の教育制度の導入及び中

小企業近促法による目標達成度の調査並びに工事発注方の促進及び適正価格への是正方のPR等、本部、支部及び会員一同観意努力をして参りました。おかげで業界の存在は大いに認められ、多くはその目的を達成し或はその方向に前進しつつあることは誠によろこばしい次第でありますが、まだまだ今後の努力に俟たねばならないものが多々あります。特に積算価格の問題については一層徹底した実勢調査と、その要請表現方に配慮の必要性を痛感しています。

工事の受注実績については判然としたことはまだ判っていませんが、年度当初の道路予算と2月13日の追加道路予算及び国庫債務をみると、大体対58年度のほぼ横這いであろうと推定しています。また建設業界は過当競争が以前の談合につぐ大きな問題として終始し、中小企業及び下請負業者に波紋をなげられています。然し当業界としてはこの過当競争を厳につつしんで参りました。而して本年度すなわち60年度における公共事業の拡大特に道路特定財源の他への流用反対を強く叫んできたこともご承知のとおりであります。

さて60年度でありますが、只今述べましたように当協会は10周年にあたるので一つのくぎりとして懸案の事項、重要な問題に対しては広く周知を集め観意努力を重ね、解決をなし意義ある記念の年としなければなりませんが、先ず予算ですが幸いご当局のご配慮と吾々業者或は道路による受益者の熱意によって、昭和55年度以降続いてきた抑制基調から脱出し、久々に明るい展望が開けることになりました。すなわち懸案であった自動車重量税のオーバーフローは本年度については生じないことになったのであります。歳入面としては、①揮発油税の収入額の15分の1に相当する1,110億円を道路特会に直入、②資金運用部から1,200億円の借入があり、①と②に一般会計からの繰入れを合計するので、国費では道路特定財源収入額を上回る歳出額となるのであります。前年度対9%の増になります。この直入した財源は地方道路整備臨時交付金にあてるので地方予算も10%程度の増と思われます。また財投については、久方ぶりに前年度対比は1.2%の(-)であるが、事業内容を調整した公共事業費については7.1%の増となり、道路関係は15%見当の増になると思われます。以上申し上げた予算は道路整備に関するものであるが、このなかに吾々に主に関係する安全施設の予算もふくまれているのであります。

次に時代は21世紀に向って、先進技術の導入、ニューメディア化、道路及び公園などの増強を含む都市再開発等社会資本の整備が観意進められると思うのでありますが、これには建設業者の体力を強化することが必要であります。



す。すなわち行政面からの体質の強化であり、次に建設業自体が施工技術を含む経営体質の改善強化を図ることが急務となっております。当協会はこれらに目をむけ、他の業界におくれをとらないように率先解決しなければならないと痛感するものであります。斯くてこそ力ある安定した業界として繁栄するのであります。技術技能検定制度の導入運用・設計・施工等を改善開発しなければならないこと、積算面では正して頂きたいこと、工事受注方法等なすべきことは、次ぎ次ぎと絶えません。皆さんとともに協会本来の使命を時代に即応して全うし、業界の安定を期し、もって意義ある10周年にいたすことを念願する次第であります。

どうか会員の皆さん方の絶大なるご協力ご支援をお願いしてご挨拶といたします。

講事

雜賀会長は議長を務めることを報告し議長席に着席し14時5分総会の開会を宣した。

正会員総数は416名で委任状提出を含む出席者数は342名であった。

第1号議案 昭和59年度事業報告の承認を求める件

議長は本件を付議し、議長の命を受けて東専務理事が、案の説明をした。

本件は、原案どおり承認可決された。

第2号議案 昭和59年度収支決算報告の承認を求める件

議長は本件を付議し、議長の命を受けて東専務理事が案の説明をした。

本件は、原案どおり承認可決された。

第3号議案 昭和60年度事業計画案の承認を求める件

議長は本件を付議し、議長の命を受けて東専務理事が案の説明をした。

本件は、原案どおり承認可決された。

第4号議案 昭和60年度収支予算案の承認を求める件

議長は本件を付議し、議長の命を受けて東専務理事が案の説明をした。

本件は、原案どおり承認可決された。

第5号議案 役員全員任期満了につき、理事20名、監事2名の選任並びに会長および副会長の承認を求める件

議長は本件を付議し、この選任の方法をいかにすべきかとはかったところ、会員中から議長に一任との動議が出され、議長がこれを再度はかったところ、満場これに賛成した。

よって議長は理事20名、監事2名を選考するため選考委員として、長 義則・神宮司英武・宮村 泰・佐藤郁男・新美喜久雄の5氏を指名し、別席において選考されたいと依頼し、この間暫時休憩することを宣した。

約10分後議長は会議の再会を宣し、選考委員の報告に基づき

理事	雜賀 武	理事	熊野 志郎
"	神宮司英武	"	東 操
"	佐藤 郁男	"	西田 一男
"	宮村 泰	"	八條 勝治
"	桑山 昌義	"	岩澤 顯司
"	副島 敏夫	"	金井 忠廣
"	渋谷 敏郎	"	近藤 昌三
"	佐藤 博美	"	中脇 久雄
"	武居 栄作	"	横田 國正
"	東 幸徳	監事	人見 武
"	佐藤 年春	"	前山 義彦

以上22名の氏名を読み上げ、これをはかったところ、満場異議なくこれを選任した。

次いで議長は会長・副会長・専務理事・常務理事及び常任理事の互選を行うため、暫時休憩することを宣した。

約15分後、議長は会議の再開を宣し、次のとおり理事互選の結果を報告し、会長、副会長についての承認方をはかったところ満場異議なくこれを承認可決した。

役員氏名

60.5.21

役職名	氏名	会社名
会長	雅賀 式武	会員外
副会長	梅宮司英夫	野原産業㈱
"	前島 敏夫	信号器材㈱
"	欠	
専務理事	東 等徳	会員外
常務理事	佐藤 年志	"
常任理事	熊野 誠	キタワラ資材㈱
"	佐藤 敏夫	サトーライン
"	谷 篤	日本ライナー㈱
"	宮 勝	交通企画㈱
"	栗 田	東進産業㈱
"	西 二郎	建設資材㈱
"	八 田	エイト建設㈱
"	横 田	入交道路施設㈱
"	金 井	日本乾燥工業㈱
理事	佐藤 勇	秩父産業㈱
"	桑 田	中央塗料工業㈱
"	武 岩	保安工業㈱
"	居 澄	御若澤建設営業部
"	近 伸	近藤産業㈱
"	篠 勝	積水樹脂㈱
監事	大 兑	日本道路興業㈱
"	前 由	御前山商店

議長は、以上で本総会のすべての議事が終了した旨を宣し、15時45分閉会した。

退任役員に感謝状の贈呈

恒例により、当協会役員として多年にわたり盡されたその功績に対し9名の方に感謝状を贈呈した。

雜賀新会長挨拶

不肖私、皆さんのご推挙によりまして、また会長に重任いたしました。創立10周年という記念すべき重要な期に、誠に光栄に存じますとともに責務の重大さを自覚するものであります。どうか相変りませずよろしくご援助賜りますよう、お願い申し上げます。

只今ご審議いただきましたように、世は先端技術の導入・情報化の普及など大きく転換しつつあります。また21世紀のゆとりがある豊かな真に楽しい国民生活をたのしむためには、欧米先進諸国に比べてはるかにおくれている社会資本の整備がいかに財政再建という重要な課題を抱えていても、急いで強化しなければならない問題であると痛感するのであります。道路は社会・経済のため欠くことのできない最も基本的な公共施設であり、或は都市再開発を行うなど断行しなければならない社会資本の整備は建設業者に負う処が実に多いのであります。また特に道路は維持管理の時代に入り、これを適切に運営することは実に重要度の高い問題であります。それにはこれにふさわしい体質をもつ建設業者の活躍に期待されるものであると思考します。新しい感覚の豊かな経営者及び技術者・優れた技能者と適切なる資産を整えることが是非必要であります。すなわち吾々業界は他におくれをとることなく、能力資格を更に強化することが先ず展望しなければならない処であります。過当競争なんて敵につつしみ、工事施工の付加価値向上に、而して労働分配率にふさわしい賃金、更に労災上積補償或は年金等の従業員に対する福祉を強化し、もって業界のレベルを高めなければならないと存じます。

協会の使命としてなすべき幾多がありますが、皆さんのご協力を頂き、21世紀に15ヶ年を残し、丁度当協会10周年の記念すべき年を、とこしえに思い出の年となるよう皆さんと全力投球することを誓い合いまして、会長重任のご挨拶とします。終わりになって申訳ありませんが、先程この度の役員改選によってご退任になった理事及び監事さんに感謝の意を表しましたが、今後も相変わらずご協力ご指導賜りますよう、お礼申し上げると同時にお願ひいたします。ありがとうございました。

皆さんどうかよろしくお願いします。

関係官庁係官からのご講演

建設省建設経済局建設振興課塙島高雄殿から「建設産業の現状と諸問題」について、また警察庁交通局交通企画課井上剛志殿から「道交法の一部を改正する法律（案）」について、それぞれ有益な講演をいただいた。

懇親パーティー

17時30分、ホテルの会議室において、建設省および警察庁幹部の方々ほか多数のご臨席を頂き盛大に行われた。

懇親パーティーは、稚賀会長の開会の挨拶に始まり、建設省田中道路局長・警察庁越智交通規制課長・当協会顧問参議院議員井上孝先生・首都高速道路公団浅井理事長から来賓祝辞を頂いた。

会長挨拶

当協会は去る3月末、満9年を終えまして本日第10回目の通常総会を開き、意義ある10周年となし、21世紀へ向って力強く前進することを誓い、おかげさまで盛会裡にすべてとどおりなく終了したことをご報告申し上げます。この機会に懇親パーティーを催すことにしました。大変失礼とは存じましたが、監督官庁の関係の方々にご案内申し上げましたところ、建設省田中道路局長殿・警察庁太田交通局長代理として越智交通規制課長殿をはじめ多数幹部の方々が、ご多忙の処懶天候にもかかわらずわざわざご来駕賜りまして誠に光栄に存じます。なお顧問をお願いしています参議院議員井上先生、勝田先生もお見え下さっています。また当協会とお馴みの深い首都公団理事長の浅井さんのご参加を頂いております。斯くもパーティーが盛大になりましたことに対し、皆様に協会を代表して謹んでお礼申し上げます。

当協会はおかげさまで、早いもので公益法人として10年目を迎え、体質も育ち基盤も強固に相成り、会員数416名を数え、正味資産は3,300万円、1ヵ年の事業規模は大略1億6,000万円を超えるに至りました。これ偏に監とく官庁の手厚いご指導と関係官公庁のご援助並びに会員各位の熱意によるものであります。本席をお借りし高い処から失礼とは存じますが、深くお礼申し上げます。

近年におきます当協会の最も顕著な事業としましては、先進技術の導入・ニューメディア時代におくれをとらないように、道路の案内標識その他の安全施設の見直し改善或はその施工法の改良開発・路面標示の施工管理者及び技能者の教育並びに制度の導入であると存じております。また近畿法目標の完遂であります。

本年以降は、21世紀に向っての豊かな楽しい国民生活の実現を目指とし強化せられる道路を始めとする社会资本の整備に対して、私達の使命をよく自覚し鋭意努力をいたす所存であります。建設業界は過当競争が多いといわれていますが、吾々は敵につつしみ会員相協力、もって社会资本整備関係の工事並びに現施設の維持保全工事を通じ、業界の安定に努め意義ある10周年とすることを期しております。どうか相変りませず、何分宜しくご指示ご指導賜りますよう衷心よりお願ひ申し上げます。

申しあげましたが、本日の総会において役員全員の改選が行われ、不肖私また会長に重任いたしました。私浅学非才ではありますが、重大な新時代をよく自覚しまして從前に増して会務に全力投球する所存でございますので、どうか叱咤ご指導下さいことを、特にお願いする次第であります。

折角お招き申し上げましたが、何のふせいもありませんが、全国各地から会員が多数参っておりますので、お時間の許す限りご歓談ご指導下さいようお願いします。本席はどうもありがとうございます。



田中道路局長の祝辞概要

道路は社会、経済の基盤のため欠くことのできない最も基本的な公共施設であり、この整備に鋭意努力しているところであるが、これに伴なって貴協会には道路標識及び路面標示などの面で大変ご協力を頂いています。今後もどうかご協力下さることをお願いしてお祝いの言葉と致します。



越智交通規制課長の祝辞概要

道路交通情勢は、車両保有台数、運転免許保有者の増加等により、ますます多量化、多様化の様相を呈している。一方交通事故は依然として増加の傾向を示しており誠に厳しいものがある。警察は只今国会にシートベルト着用、バイクの二段階右折等に関する道交法の一部改正を審議頂いているが、事故防止を図る上で道路交通環境の整備が基本であることから今後も貴協会の一層のご協力をお願いする。



井上先生(参議院議員)の祝辞概要

長く抑制されていた道路整備予算は国費の面では前年度対比(-)であるが、執行の面で増加されることになった。久しぶりに喜ばしいことであるが、これに伴って貴協会関係工事も増加することと思います。どうかご努力下さることをお願いしてお祝いと致します。



浅井首都高速道路公団理事長の祝辞概要

道路には、道路標識と路面標示が必要だからこそ設けられている。従つて、これを完璧なものにしなければ目的を達しない。今後とも貴協会の皆さんに負うところが多いと思う。十分研鑽し、ご協力下さることをお願いし、お祝いと致します。



ここで当協会顧問、勝田俊男（元警察庁交通局長）殿により乾杯の音頭で祝宴に入り、来賓・会員あわせて180名が出席し、盛況裡のうちに閉会した。



懇親パーティー風景

設立にいたる経緯

5 設立にいたる経緯

(1) 全国道路標識・標示業協会の結成

道路標識が抜本的改正されたのを機会に、ご当局の賛意と業者の要望によって同業者関係を結成しようという声がおき、昭和38年5月27日業者有志が相集まり、全国道路標識業協会（仮称）を設立する準備をすすめるとともに、全国的に24名の発起人を選び、昭和38年11月26日熱海観光ホテルにおいて創立総会が開かれ大島司朗氏が会長となった。創立当時の会員数は34社であった。当協会は必要にせまられて設立せられた関係で、大島会長を中心に官民懇談会を時々開き、ご当局の指導を受け、また業界の実態をご説明し色々の要望をお願いした。その成果は当時としては実に顕著なものであり、昭和40年9月に建設省道路局及び警察庁交通局の監修により発刊した「道路標識ハンドブック」は貴重なる図書で、改訂に改訂を重ね現在第8版となっている。また、昭和42年8月には「道路標示に関する基礎的研究」を発行し、つづいて10月には道路標識標準価格表を初めて作成したが、経済成長時代において大いに役立った。また昭和39年には東京で開催された世界道路会議（IRF）にも参加し、昭和46年にはIRF主催の道路標識セミナーに協賛し、道路標識の重要性が広く認識されるに至った。協会の存在も高く評価せられた。

以上のように当協会は幾多の実績をつみつつ年を経て、昭和49年の通常総会で、社団法人設立許可を申請することと、協会名を全国道路標識・標示業協会に変更することを決議し、発起人の事務代表として雑賀氏が法人設立申請の準備にかかった。一方道路標示工事業者が全国的の協会に相当するものを設立しようという動きがあり、雑賀・西川及び長の三氏がその方の世話人の代表でもあって、当協会は世話人から常に詳しい経過報告を受けていた。そのことについてはあとで述べてあるが、昭和50年9月22日有志という名義で上述の世話人から、すなわち道路標示工事業者から貴協会に合流して法人化を促進したい旨申出があった。当協会としては理事会を開きこれを受け入れることに決し、10月11日付で賛同する旨上記世話人の幹事会に回答し、11月11日臨時総会を開き、規則の変更及び50年度の收支予算の変更等を決議し、法人化許可申請手続きを促進することになった。

(2) 道路標示施工業者連絡会

昭和49年2月4日、東京都において路面標示材協会主催会議に各地区の標示協会（任意団体）代表者と関東から保安工業団と野原産業団が招かれた席で、

施工業者が集まり標示施工業者協会が設立されている地区や個々で動いている地区もあり、また全国道路標識業協会から標示部会会員として入会方広く呼びかけられているが、先ず標示施工業者の横の連絡をとろうではないかという話し合いになった。2月7日、保安工業倶会議室に信号器材倅、日本道路興業倅、野原産業倅、保安工業倅及びアトム化学塗料倅が集まり、4日の議題につき再討議をなし、また標示施工業者のまとまりについて話し合い、4日のとおり在京者が世話人をつとめることを確認した。1月21日全標協は、東京都山王饭店に各地区標示施工業者代表を招き、皆さん方に当協会の道路標示部門に加ってもらい、協会を一層充実発展させたい、すなわち大同団結をはかりたいが、道路標示業界の皆さんのお懼のないご意見を承りたい主旨で協議した。工事業者連絡会において検討するが、全標協と統合し早く法人化することが特策と思われる、と言う意向がまとまった。而して種々必要な事務的な世話は全標協で行ってほしい、在京世話人として雑賀武及び西川政之助の両氏を選ぶこと等の中間結論となった。また2月14日東京プリンスホテルにおいて世話人が司会をつとめ、路材協側及び全標協側有志が、路材材料価格の問題及び路材協と全標協とはもっとコンタクトを深めようということ等を協議した。ついで7月14日上記両在京世話人代表の司会で、東京都ホテル国際観光において、全国各地の標示施工業者が参集し、全国的統一・その組織、今後の進行方法等について審議した結果、道路標識と道路標示を含めた協会とし、法人化については既に相当進んでいる全標協に合流する。但し両者は内容的には白紙で最も平等であることを条件とする等取り決めを行なった。この時最初に集まつた各地区的標示工事業者全員が世話人であり、在京五社(下記)を世話人幹事会とすることを確認した。斯くて両在京世話人は7月21日及び8月2日幹事会において、法人化申請について建設省及び警察庁に下打合せをする件、入会方案内状原案及び今後の措置等について協議した。更に8月14日保安工業倶会議室に世話人幹事会の堺商事倅、中央塗料工業倅、日本ライナー倅、アトム化学塗料倅が参集して、全国的協会を設立し社団法人の認可を得ることでの入会の勧め状案・組織及び収支計画構想につき再度世話人の意見を求め適宜善処する件及び建設省・警察庁に下打合せとお願いに出頭する件を審議した。

相当につまつたので、雑賀氏は9月18日及び9月26日警察庁を訪ね交通規制課長、日下部課長補佐及び時崎課長補佐に今までの経過概要を説明し、法人認可申請を提出したい旨お願いし、その後においても度々打合せに出頭した。また建設省の方へは既に早くから小林課長補佐に事情を説明して指導を受けていたが、更めて9月29日建設省において鈴木専門官、小林課長補佐及び古山係長に

詳しく経過と法人化申請許可の要望を説明しお願いをした。そこで世話人幹事会は9月20日付で今までの事項につき意見がないかを世話人にただした処、何等の回答もなかつたので、幹事会の了解を得て昭和50年9月23日付をもって、全国道路標識標示業協会宛に、添付1のとおり「道路標識標示業全国統一機関設立に関する」を送付した。これに対して10月11日付で全国道路標識標示業協会から世話人幹事会宛に「道路標識標示業全国統一機関設立に関する」と題して添付2のとおり回答があつた。10月25日幹事会にはかけて、11月6日保安工業議会議室に世話人を招集し、法人化許可申請下協議の経過報告・全国道路標識標示業協会からの回答・会費並びに収支予算規模・会員入会募集要旨及び役員選出案等を報告審議した。斯くて世話人は建設省の小林課長補佐から10月30日及び11月4日、申請書提出方について具体的な指導を受けた。

添付1 道路標識標示業全国統一機関設立に関する

前略 首題に関して去る7月14日下記有志が相集り、検討しました結果、全国統合機関を設立することが将来必ずや業界の発展と斯界への貢献に必要であるとの見解合意を得、具体的な推進方案策定を私達世話人が委任せられました。については今までの経緯から貴協会に合流し、下記事項につき賛同を得、以て法人化の促進を図りたく存じますので、ご意向をご回答下さるようご依頼いたします。

記

- 1 法人設立許可の際直ちに役員の改選を行うこと。
- 2 組織については道路標識及び道路標示の両部門を明確にすること。
- 3 支部の自主性を尊重し円滑な運営を期すること。
- 4 全国道路標識標示業協会の資産内訳を明示すること。
- 5 収支予算の編成については十分協議すること。

敬 貞

昭和50年9月22日

堺商事株式会社

中央塗料工業株式会社

日本ライナー株式会社

保安工業株式会社

アトム化学塗料株式会社

全国道路標識標示業協会殿

(参考) 有志

北海道交通安全標示協会	中部道路標示協会
堺商事株式会社	四国交通安全施設協会
中央塗料工業株式会社	九州道路標示標識業協会
日本ライナー株式会社	広島県道路標示協会
北陸道路標示協会	保安工業株式会社
近畿道路標示協会	アトム化学塗料株式会社
全国道路標識標示業協会	

添付2 道路標識標示業全国統一機関設立に関して

拝復 首題に関し9月22日付の貴書を頂戴いたしました。

早速当協会理事及び支部長会議を開き、貴意につき検討いたしましたが、下記のとおりご賛同いたしますことをご回答申し上げます。

経済界は今なお不安定な折、お仰せのとおり法人化許可を早く得まして政府交通安全施設整備の施策にご協力申し上げるとともに、業界の健全なる発展と公共の福祉に寄与したく念願するものであります。

記

1 法人設立許可の際直ちに役員の改選を行うこと。

法人化許可申請の下手続に入りましたのは既に1カ年余前でありますので、当協会の定款によりますと、その当時の役員は過日開催の50年度通常総会の日までとなっていますが、法人化設立発起人となっています関係上、動議により現役員を重任してもらい法人化許可の際全役員を改選することを決議していますので、ご意見のとおりにいたします。

2 組織については道路標識及び道路標示の両部門を明確にすること。

既に当協会においては標識及び標示の両部会を設け、企業体に夫々合致した運営をいたしますが、今後一層明確になし、以てトラブルの皆無を期したいと存じます。

3 支部の自主性を尊重し円滑な運営を期すること。

地方的に特異性もあることと存じますので、支部の活発な活動を期待し、協会としての萬全なる運営を図りましょう。

4 全国道路標識標示業協会の資産内訳を明示すること。

近く更めて正式の法人化許可申請書を提出することになりますので、それに添付する資産内訳をその際お届けします。

5 収支予算の編成については十分協議すること。

正会員数に変化がありますし、会費の納入方もありますので、事前に十分協議いたします。ただ50年度の会費は改正案のままになっていますので、法人化前に正会員年額5万円、支部会員年額2万円の外に特別会費として前年度直接受注額の0.5／1000と決めることにしています。

なお、法人化になった際は更に良く協議いたしましょう。

敬 具

昭和50年10月11日

全国道路標識標示業協会

堺商事株式会社 殿

中央塗料工業株式会社 殿

日本ライナー株式会社 殿

保安工業株式会社 殿

アトム化学塗料株式会社 殿

添付3 全国道路標識標示業協会に
(社団法人許可申請書準備中)
正会員として入会のお勧め

道路標識及び道路標示が、今日の重要な問題になっている道路交通の安全確保のため如何に重要な役割を担っているかは今更申し上げるまでもありません。この役割は、今後益々重きを加えるものと考えられ、これを業とする私達の責務は重大であることを改めて自覚しないわけにはまいりません。

ついては、全国の同業者が一体となって、公益法人として許可を受け、監督官庁の御指導のもとに、道路標識及び道路標示業に関する研究開発に努め、また施工技術の向上を図り、該企業の健全な発展を期し、もって公共の福祉に寄与することの必要性を痛感する次第であります。全国道路標識標示業協会は、建設省及び警察庁に対し社団法人設立の許可申請について下協議をすすめておりまして、只今許可申請書の準備をしているところであります。

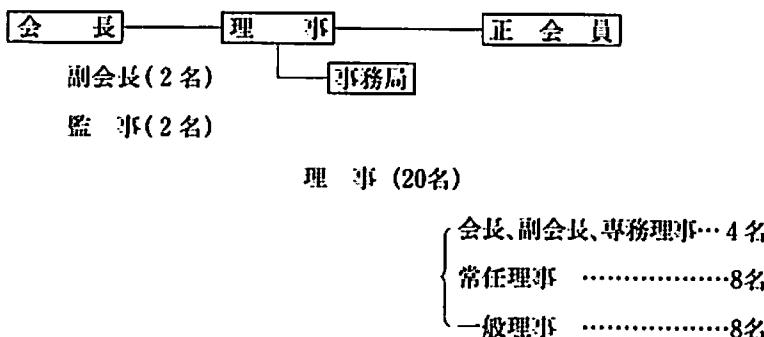
公益法人の目的等については、今更申しあげることもありませんが、組織などの概要を述べましょう。

1 社団法人の協会について

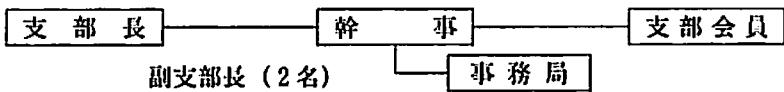
- (イ) 道路標識及び道路標示の施工を業とする全国の会社（法人）・個人及び任意団体（但し代表者）を正会員とする公益法人的な性格の協会であれば、社団法人の許可を受けることができる。
- (ロ) 社団法人となれば監督官庁御指導の下に会務を運営することになり、企業の健全な発展を期する上に、次の諸利点がある。
- a 社会的の信用が高まるとともに、業界の重要性について社会での認識が強くなる。
 - b 規格、仕様等の全国的統一が促進される。
 - c 施工技術の改良及び能率化について、全国的な進歩を図れる。
 - d 官公庁からの研究調査業務を受託しやすくなる。
 - e 監督官庁に対し、意見を上申しやすい。
 - f 企業の健全化に対する監督官庁の御指導を受けることになる。
 - g 建設業許可申請に必要な技術者の資格認定に必要な講習会を開催する。
 - h 建設業の工事種別に追加して戴く上申がしやすくなる。

2 組織及び運営

- (イ) 組織は、法令に準拠して道路標識又は道路標示の施工を営む会社（法人）・個人並びに上記業を営む会社及び個人よりなる任意団体（例えば地方の協会）の代表者を正会員とする。
- この企業に使用する材料メーカーその他関係ある団体・会社又は個人を賛助会員とする。
- 協会本部における日常運営は、次によって行われる。



- (ロ) 地方には支部を設け、本部に準じて運営する。運営経費は本部から配賦を受ける。



支部名：北海道、東北、関東、北陸、中部、関西、中国、四国、九州、沖縄

- (ハ) 会員の所属

会員は、その会社の本店・個人・任意団体の地方協会の代表者が正会員となり、本部に所属すると同時に所在地区の支部の支部会員にもなる。ただし、会社本店で営業を直接営まないものは支部会員とならないことができる。

正会員たる会社の出先機関（営業所という）は、希望によって営業所々在の支部会員となることができる。

詳しくは（参考）をご覧のこと。

- (ヘ) 会計は、通常会費・特別会費・賛助会費及び寄附金並びにその他収入で賄い、入会金は基金とする。

入 会 金	正 会 員	10万円
通 常 会 費	正 会 員	年額 5万円
	支 部 会 員	年額 2万円
特 別 会 費		年額前年度直接受注額の0.5/1000

年間の收支規模は（参考）をご覧のこと。

- (ホ) 会務の運営は、本部的並びに全国共通の事項は本部において執行する。

支部は、本部の方針をもとに地方事務を処理する。

なお、会務の執行に当たっては共通的な事項を除き、標識と標示とに分けて部会運営をなす。

- (ヘ) 会 議

本部において開催する会議は、総会・理事会・常務理事会・支部長会及び標識部会・標示部会である。

この外技術の調査研究・教育並びに図書発行その他協会目的達成のために各種委員会を設ける。

- (ト) メーカー団体との連繋を密にし協調を保つ。

3 正会員としての入会のお勧め

以上社団法人全国協会の必要性と事業等を御理解下さって全国の同業者の方々が直接正会員として入会せられ、もって該企業一層の発展を図り、建設工事の種別に指定して戴くよう努力し、交通の安全を通じ公共の福祉に寄与することにご賛同下さいますよう、ご案内申しあげるものであります。

昭和51年1月15日

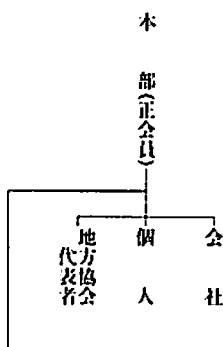
推薦者

北海道交通安全標示協会	近畿道路標示業協会
堺商事株式会社	四国交通安全施設協会
中央塗料工業株式会社	広島県道路標示協会
日本ライナー株式会社	九州道路標示標識業協会
中部道路標示業協会	
北陸道路標示業協会	

殿

(参考)

正会員



1. 正会員は本部に所属すると同時にいざこかの支部に所属する。
すなわち正会員は又某支部の支部会員である。
(正会員でなければ支部会員になれない。)
もし正会員となった本店が営業を行っていない時支部会員となる必要はない。
2. 正会員となった会社は営業を営む出先を支部会員とすることができます。
3. 地方協会の代表者が正会員となった場合はその代表者が支部会員でもある。

例1.

某会社本店 正会員
その出先(A) 支部会員
" (B) "
" (C) "

例2.

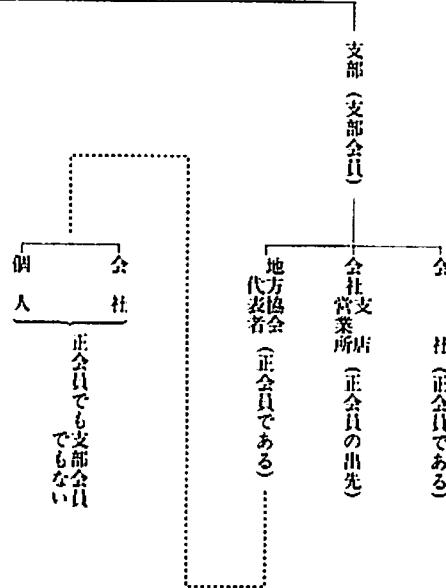
某会社本店 (正会員
支部会員)
その出先(A) 支部会員
" (B) "

例3.

某会社本店 (正会員
支部会員)

例4.

某地方協会 (正会員
代表者
支部会員)



収支予算の規模(50年度)

1 収入

会費収入	26,680,000円
通常総会	14,680,000
特別公費	9,000,000
賛助会費	3,000,000
入会金収入	10,000,000
入会金	10,000,000
事業収入	10,600,000
刊行物収入	8,400,000
研修会収入	200,000

広告料収入	2,000,000円
雜 収 入	120,000
繰 越 金	2,307,672
合 計	49,707,672

2 支 出

会 議 費	2,000,000円
事 業 費	15,832,000
事 務 費	11,380,000
支部運営費	6,000,000
別途積立金	1,000,000
予 備 費	1,000,000
基 金	12,300,000
雜 費	195,672
合 計	49,707,672

(3) 社団法人全国道路標識・標示業協会設立許可 申請の事務作業

社団法人設立許可申請をすることについては、旧全国道路標識業協会時代に既に関係官庁に要望を通じてあったが、今回名実ともに道路標識及び路面標示の施工業者が全国的に団結して法人化を進めることに大躍進したので、昭和50年夏から雑賀武氏が総ての方々からの依頼を受けて設立許可申請手続業務に正式に着手した。先ず建設省道路局企画課の小林課長補佐に設立の主旨目的等を説明し、更に浅井企画課長及び鈴木専門官にご指導とお世話を戴き、また警察庁規制課の時崎技官のお世話を福島規制課長から、各県警の工事を受けている業者はどんな方式で会員になり、協会の目的使命を達成するか等種々ご質問がありご指導を賜った。両省庁のご意向を承り、協会組織を念願において定款案を修正して、建設省文書課の小田係長のご指導で申請提出書類の原案をまとめたのが、50年の暮であった。

当時尚友会館の地下に事務室があって、職員は僅かに2名しかおらず、1名男性福地君は病弱で殆んど出勤せず12月には退職し、また1名の女性は現在勤務している増田さんであったが、彼女も健康とは言えなかった。それで毎日勤務ではなかったが、瀬尾さんという女性に手伝ってもらった。何しろ環境が地下で湿度が高く、空気の流通の悪い時期的にあの寒い部屋で一人で仕事をすることが多かった。雑賀氏は丁度会社の社長の職にあったので、会社の仕事を朝済ませて事務室に出勤して書類をまとめ、夕方会社に帰るといった日課を繰り

返したので大変疲れ健康ではなくなつたが、多数の方々から依頼を受け、而かも業界の発展のためを考え、増田さん相手に一人で頑張ったが、建設省及び警察庁の関係の方々から同情して頂き、建設省企画課の小林補佐特に古山係長には真からお世話になり、ご援助をいただき大変助かった。本当に有難かった。このことは一生忘れることの出来ない「苦労」と「有難かったご当局のご親切」であると言っている。

やっと申請書類がほぼ完了し、小林課長補佐及び小田係長にお伴して、建設省の文書課長のご内意を得たのは1月10日であって、それから印刷にかけたのであるが、まだ途中で設立発起人代表者大島司朗氏が1月28日逝去された。1月30日全標協の緊急理事会を開き、岩澤賢吾氏を発起人代表に選出し、申請者の印刷訂正を急ぎ、昭和51年2月24日付で、社団法人全国道路標識・標示業協会設立許可申請書を、内閣総理大臣及び建設大臣宛に提出して、26日に受理して戴き、別記の通り4月1日両大臣から民法第34条の規定に基く許可書を受領し、社団法人として目出たくスタートしたのである。この時の警察庁交通局長は勝田俊男殿、建設省の道路局長は井上孝殿であった。

当初の発起人代表であった大島会長は病弱で殆ど出社されなかつたが、社団法人化に踏切った指導者は故人であった。自分名儀で法人化の許可を得られなかつたことはさぞ残念であったろうと思います。1月28日急逝された大島司朗氏に対し、2月5日東京千日谷会堂において協会葬をもっておおくりしたが、10周年を終えたここに更めて謹んでご冥福をお祈りする次第である。

(4) 設立の思い出

思い出

岩澤 賢吾

十年誌の発刊誠に御出度う御座います。昭和24年マッカーサー覚書に依り道路標識整備三箇年計画が法制化されました。法の施行が同年の2月と記憶して居ります。この予算は23年度に計上されて居りましたので、全国一斉に発注されました。当時日本道路協会の推薦会社は5社でしたので、3月末の納品はとても不可能で出納閉鎖迄も危ぶまれる状態でした。その間朝鮮事変等があり業者も物価の不安定になやまされました。当時日本道路協会内に道路標識委員会があり、大島司朗氏が委員であり又業者でもありました。三箇年計画が終ったあと業者が相より共存共栄の為協会を作ろうではないかとの話が出て、大島司朗氏及び在京業者から呼びかけがありました。数次にわたり打合せ会が行われ、発起人会案をまず作り、全国業者に呼びかけ発起人会が出来上がった次第です。間もなくして創立総会が開催され、趣意書、定款、人事等を議決したわけです。其の時は支部の設置の件はなかった様に思ってます。その後協会活動に入ったのですが、大島氏を会長に中郡氏を事務局長にすえ、二人共建設省に関係が深く協会発足と運営面においても、当時建設省企画課の浅井技官との意志の疎通が有り、其の功は大きなものがありました。その後道路標識委員会に於いて、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の理解が地方政府及び業界内にも誤解が多く、全国ばらばらだと批判が多くされました。この対策として統一見解を指示しようと趣意に則り「道路標識ハンドブック」が計画されたので、当協会にてその発行を行う旨申し入れて、浅井技官も心よく受け入れて戴き、初版2,000部ほど発行しましたところ予想外な反響があり何回か再版した次第です。此の出版事業により全国標識業協会の存在が大きく認められたわけです。その後三箇年計画事業も終ったために事業が少なくなりました。種々陳情等を行ったが思わしくなく、その間協会の権威を向上させなければならない等考えさせられるところがありました。それには法人化と云う提案があり、大島会長、中郡局長を中心に許可申請に取り組んだわけですが、全国協会としては数が少ないと指摘を受けました。その後も次々と指摘事項が出て来て困難を極めました。社団法人の許可が出た時には大島司朗さんは物故されて居り、誠に残念に思われてなりません。

全国道路標識業協会設立と初代会長故大島司朗氏を偲ぶ

神宮司 英武

昭和38年新道路標識の制定に併い、業界人の要望と、関係官庁のご指導があつて全国道路標識業協会設立の機運がみなぎり、急速在京同業者が相計り、設立趣意書及び定款の原案を作成し、北海道から九州地域の同業24社に呼びかけ同年5月27日東京の清友会館に於て発起人会を開催してはかったところ出席者の賛同を得たので、全国の同業者にこの趣旨を連絡して、入会勧誘を行つた。その後8月26日に熱海観光ホテルに於て創立総会を開催し、1、昭和38年度事業計画1、昭和38年度予算1、定款1、役員の選任等の議案を審議の上議決した。この時の会員数は北海道から九州地域に至る全国で34社であった。又本創立総会で会長に大島司朗氏を選任した。氏は昭和3年から道路建設業界に關係をもたれ、後に日本道路協会、日本道路建設協会、その他、いくつもの道路關係団体の役員を歴任されたご経歴が示すように、その卓越した識見と高まいな人格とにより、道路建設業界はもとより關係ご当局にも広汎に知己をもたれていたので氏の存在が協会運営上大いなる原動力となりました。創立時は小集団のため人的にも又予算的にも協会活動をする上で種々制約がありましたが、後に記すような諸活動が当初より出来得たのは氏の協会運営の永いご経験と指導力、又一途に協会発展のために情熱をもって尽力されたたまものであり、加えて当時全国道路利用者会議におられた中都忠彦氏に創立時より約10年間献身的に当協会のためご奉仕いたゞけた事も協会史上忘れ得ぬものであります。一方会員も旺盛な開拓者精神と、日々に課せられた使命感から協会運営の一員として、又各種委員会の委員として相応の協力をおします、協会の基礎づくりに参画した。さて設立後直ちに活動を始めることとなり、9月11日に大島会長と在京役員が中央官庁に設立の挨拶を行い、10月16日にはホテルオークラに関係6官庁の担当官のご出席をいただき、初めての官民懇談会を開催した。

当協会からは大島会長及び関東地区理事が出席し、この席での官庁からの要望事項等は、道路標識板及び道路標識の建植方法の仕様書作成他4件であった。12月には協会の設立とその意義を広く広報するために、大島会長が月刊誌「建設」に全国道路標識業協会の使命と題し、我が国の道路標識の位置、他3項目にわたって寄稿した。又同月関係官庁に対して道路標識発注時には当協会員を優先指名されたい旨の陳情を初めて行い、以後毎年継続して行った。以上が設立年度の主要事業で、なお昭和39年以降も別項年表に記されているような諸事業を会長を中心に会員の協力によって行った。なお大島会長は昭和40年代に入り、標示部会の設置と、法人化の問題に重大な関心を寄せられ同年に区画線部

会設置に関する検討委員会、又昭和46年には法人化対策委員会を設置し、共に重要案件として銳意目的達成に向け内部検討と対外接渉を重ね、やがて法人化の基本案件であった標示工事業者の入会も順調にとりはこび、併行して法人申請書類も、当時協会本部のあった霞ヶ関の尚友会館内に於て着々準備されつゝあった。そして昭和51年1月上旬法人申請の主旨説明を建設省、警察庁の両主管ご当局に行い、協会の将来について明るい見通しのついた矢先の1月19日突然の病にたおれて入院し月余を経て2月28日に急逝されました。永い間会長が執念をもやして取り組んだ社団法人許可日の4月1日を目前にし、且つ死の床にあっても法人化の問題を心にとめておられた故人の心情を思うにつけ、社団法人としての初代会長も大島司朗氏に引き継ぎ就任していただきたかったと心から思うものであります。昭和38年にわずか34社で発足してから13年目に社団法人の許可を受け今日に至るものであります。協会の礎をきずく上で無心のご奉仕をいただいた大島司朗氏の存在を忘れる事は出来ません。本史発刊にあたり、故人の功績をたたえると共に、ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げる次第であります。

道路標示施工業者の全国的連繋の動き

長 義則

昭和40年初期に於ては、九州地区の道路区画線及び道路標示は総てペイントが使用され、現在の「ヤキツケ」は全く仕様化されていなかった。従って道路管理者は勿論公安委員会に於ても、予算化されておらず、為に専業工事会社としては、みかど産業㈱1社のみであった。併し国道3号及び10号が大々熊本以南大分以南の改良工事進展に伴い始めて舗装工事の中で溶着式が採用となり、道路構造令の一部改正により、センターラインと外側線設置が規定化されてより、九州外に本社のある数社が此の工事を行う事となった。

各県公安委員会が交通安全施設々置工事として正式に予算化したのは昭和45年以降であり、同時に各塗料会社が溶着材料の製造を開始し販売する事によって施工業者が急増して来た状況であった。九州地区的国道県道の整備が進むにつれて自動車の普及は飛躍的となり、之が走行に安全且つ円滑を保つ為、年々予算は増加し地域業者も増加を続けた。

之は材料メーカーが急増し機械器具を援助する事により販路確保をした為に、極めて安易に事業開始が可能となった事も大きな理由として認める事が出来る。

従って施工業者の全国的連繋の動きの一つは各材料メーカーが開催する代理

店会議を通じて、各地域に於ける閑散期の対策として相互補完的な動きは見られる様になったが、之はあく迄も同一材料を使用している業者間であり、そうでない場合も材料メーカーの販売に起因するものであって、施工業者が中心となっての連繋であったとは云えない。

本来此の種の仕事は極めて地域性が高い為、九州内に於ける連繋はどうしても施主別とならざるを得ず、各地域別に任意団体を設置して行く事が当然の流れであろう。具体的には九州地方建設局を中心とした九州道交会、関東では警視庁を中心とした白扇会等がよい例である。上記の通り九州地域に於ては、7県の道路標示施工業者の殆んどは道交会を中心として連繋をとり敢えて他地域との連繋をとる事もなく、亦必要性を全く感じていなかった。

一方東京を中心として以前より結成されていた全国道路標識業協会(任意団体)に、九州に於て加入したのは日本乾溜工業㈱、ロードエンタープライズ㈱、大和興産㈱、みかど産業㈱の4社のみで、目立った活動はなかった。

昭和49年2月頃に現会長の雜賀 武氏(当時保安工業㈱副社長)が全国の標示業者の主だった会社に呼びかけ東京で全国会合が始めて開催された。此の席に於て始めて全国業者一本化と併せて、標識業協会との統合を計り公益法人化とする事を提案された。之は標識標示の仕事は政令に示されている様に、車の両輪の如きものであり業界として一本化するのが当然であると云う見解で、誠に尤もの事であり當時参加の業者は総て之に同意をした。

併し從来パイオニア的存在の我々の真意は一本化する事により、区画線、標示工事は全て塗装業となっているのを何とか分離し、新らしい業種、若しくは工種を明確にして専業として認められるべく全国的な活動をし得る団体にしようと云う事であった。

その為に保安工業の雜賀武氏、アトム化学西川政之助氏、みかど産業長義則の三者が世話人となり、東日本、西日本、東北地域と夫々手分けをして一本化の推進をした次第である。併し前述の様に各地域の任意団体は結成されていても、全国一本化と云う事には本來地域性により左右され易い此の種の仕事に従事する各社の合意を得る事は容易ではなかったが、偶々第一次オイルショックと云う事が契機の一つであった様にも思える。関西以西に於ては、広島、山口は各社毎に加入するのではなく、夫々任意団体のまゝ、団体加入をする事となつたが、九州地区は從来の九州道交会を解散し、会員各社が夫々加入する事になり曲りなりにも西日本の一本化が達成された。関東地区は白扇会が中心となつていた為に、又東北、北海道地区はアトム化学の材料が中心となって比較的スムースに進展したものと思われる。標識業協会の会員会社は本來標識の製造を

主としていたが、施工は標識、標示を共にしていたし、之が標示専門業者に呼びかけたと云う経緯もあって全体として一本化は大きな問題はなかった様に思える。

但し一部地方では、標識業協会に吸収されると云う誤った認識により、全国の主だった業者に呼びかけて別途協会の設立に動いた業者もあったが、之は何等の障害にはならなかった。

以上の経過により昭和51年4月1日付を以て、警察庁、建設省の共同管理の下に公益法人として認可された次第である。

昨年10月14日付により設立以来の念願であった我々の仕事も、路面標示工事、道路附属物設置工事として明確化されたが、思えば9年目である。

併し一次、二次のオイルショックを機にいわゆる高度成長時代は終り、従つて道路行政は全面的に退いたが、自動車の増加は飛躍的なものがあり之が安全にして円滑な走行を維持する為に道路面積の拡張及び構造の改善が急速に出来ない限り、当然の事半ら走行規制を行わざるを得ず、交通安全施設々置は極めて重要な役割を果す事になると共に地域性が愈々高くなるのは当然の事と思われる。

創立以来10年間の協会の成果を基に、今後一層の地域活動に会員の力を結集して専門業者としての社会的地位の確保に努力すべきであろう。

協会発足10年に思う

新美 喜久雄

昭和51年4月1日に発足した「社団法人全国道路標識・標示業協会」も幾多の問題点を解決しつつ、ここに10周年を迎えることになりました、先ずもって大変おめでたいことであります。発足当時は中部支部地域内は標識、標示の協会(任意団体)が各県に存在していました。まずこれを合併する作業からスタートし、事務所の設置、組織編成、規則、規程の制定等の作業を短時間に行いました。私は、任意団体の会長をしていました関係から多忙であった当時が今も生々しく脳裡に焼付いています。過ぎてしまえば、なつかしくまた、楽しい想い出のみが残っております。私が今の業界に仲間入りをしましたのは、昭和38年でありますから、今年で満22年になりました。当時は、区画線設置工事を主体にスタートしたが、同業者も少なく、また事業量も今と比較して少かったと記憶しております。その後モータリゼーションの著しい発達に対して道路網の整備充実の立ち遅れ等から交通事故が激増することとなり、このため交通安全施設の充実が叫ばれるようになりました。昭和41年に至って「交通安全施設整備事

業に関する緊急措置法」が制定され、交通安全施設の整備充実が最重点に掲げられ、強力に推進されることとなりました。以来事業量は年々に増加しました。このころから新規業者が逐時増えていきました。元来、国及び地方自治体の予算に依存する度合の高い私共の業界は、限られた予算の範囲内で事業を営む関係から相互共存の精神に徹する必要があり、このことは協会を組織する私共会員の一人一人が常に意思の疎通を図り、団結し事業に取組むことが大切であると思います。厳しい内外の経済情勢下において公共予算の縮小、とり分け昭和55年度以降のマイナスシーリングの予算編成の下において、予算獲得のための関係機関への陳情、業界発展につながる諸施策の推進等には、協会組織の全力を挙げて協力しなければならないものと確信致しております。また協会が存在するための大きな使命かとも思います。次に私共業界が激動する社会情勢に押し流されることなく、業績を更に飛躍させるためには如何にあるべきか、常に日頃私は考え、また実践に努めていることがらについて所懐を述べさせていただきます。

先手必勝の気構え

私ども業界は、大変厳しい諸情勢の中に立たされております。こうした状態から脱脚し厳しい試練に打ち勝ち、生き残るために現状をよく理解し先手を打つことが肝要であろうと思います。また交通安全施設に費やされる費用は、膨大な額であります。最近の交通事故の発生は、増加傾向を示しており、巷の声も交通安全施設の整備とか、警察の行う交通取締りは限界に達している。人間教育が優先する等と云われておりますが、それにしましても尊い人命保護が優先すると思いますので、私共業界におきましても交通事故防止に直結する商品の開発、新しい事業の導入等現状を打破する技術の導入を図ることが必要であります。

合理化への配慮

人間誰れしもが、一度楽な味を体験するとその味は、仲々忘れられないものであります。現在のように景気が低迷している時期においても自己暗示的に「明日にでも昔の景気が戻って来る」と期待している向きが多いように思います。経営者の立場に在る人は、日々の諸情勢を仔細に観察し、経営の実態に反映させる配慮が要求され経営が苦しいとき程ムリはないか、ムダ、ムラはないかチェックをするのによい機会かと思います。

不況の時こそ新しい戦術で望む姿勢

「国、地方自治体の予算」とりわけ公共事業費は、昭和55年以降スローガンの傾向にあります。また折角予算化されても税収の関係等から私共の業界に

関係する事業費の執行があと回しにされている感も致します。こうした官庁主導型の傾向に対応する作戦も必要ではないかと思います。社会の動向をつぶさに観察し、その時点毎に新しい手が打ってあれば当然現状に対応した良策が施されていたと考えられる面が多く見受けられます。「あの祭り」の諺ではありませんが将来の業界発展のために是非必要かと思います。私は常日頃事業に対して前向きに取組んで参りましたが、何時も脳裡にあることは、事業に立遅れた部分はないか、かみ砕いて言うならば自社製品に改良すべきところはないか、新しいアイデアはないか、と云ったことであります。勿論私一人の考えではなく広く社員にこれを求めております。また業界発展を願って中部支部の会員の皆さんにも年間の最重点事項として、共に取組み協力させて頂くようお願い致します。

技術技能の向上

一人の経営者が如何に努力し、手腕を振ったとしても大きな伸張は期し難いと思います。事業に参画する人の全員が持てる力を最大限に發揮してこそ始めて最大の効果をもたらすものだと思います。私共の業界に関して云いますと、直接現場で働く人々が何時も、能率的にしかも良い仕事をしてくれることが、発注者側からの信頼も高まり、自然に事業量にも反映するものと確信致ります。このためには、原動力となる現場で働く一人一人の労働者(社員)の能力を高めることであります。これについては、全標協が昭和57年より3カ年にわたり実施した路面標示施工技能審査試験制度は、路面標示の施工に従事する人々に基礎的な勉強と訓練の機会を与え、大いに技術技能の向上に資したものであり、路面標示の業界に有形無形の貢献があったと確信しております。この制度が更に技能検定制度に発展致しましたことは誠に喜ばしいことであります。先に述べましたように良い仕事をすることが、即発注者側に反映し事業量にはね返って来ると思います。従ってこうした制度を発注者である関係官庁等に大いにPRし、その理解を得るための努力も必要であります。

会員相互の良好な人間関係

職場、組織においても上下または、同僚間に不信感が生じたときは、不平不満が充満し、絶えずトラブルが起り、能率は極端に低下します。こうした経験は、大なり小なり誰しもが持っていると思います。特に私共業界のように厳しい情勢下に置かれている立場としては、会員相互間の信頼関係をより密接にし、あらゆる事象に団結して対処する気構えを一人一人が持たなければならぬのであります。これは大変重要な事柄でありますて、平素私が口にしていることは、すべての会員が、全標協と云う組織の存在意義、目的を再認識することが

業界の発展ひいては、会員個々の利益につながるのだと……そうして組織が結束をするには、日常会員相互が親睦を図り、良好な人間関係を作つて置くことが大切であると思います。思いつくままに過ぎし10年を回顧しつつ、私なりの所信を申し上げましたが、前にも述べましたとおり私共業界の生きて行く道は決して容易なものではないと考えております。然しながら苦労を重ね、更に続くピンチを切り抜けることは、大きい試練であります、反面大きい自信につながるものと思います。社会は日進月歩大きく動いております。こうした時期にひとり私共業界が取り残されないため、大いに勉強し前進また前進をしようではありませんか。最後に協会の益々の発展と会員の皆さんのご多幸、ご健勝の程を祈念申し上げますと同時に私の拙い文に対して陳謝申し上げる次第であります。

道路標識・標示の変遷

宮城 真一郎

道路標識・標示の沿革について、その歴史とか、表示内容および設置する場合の根拠となる法令等の制定・改正については、既に道路標識ハンドブックをはじめ、時崎賢二氏が全標協広報に連載された「道路標識標示・今・昔」等に詳述されて居ります。よってこの稿では、現実に道路標識・標示の製作・施工に携わったメーカー・施工業者の立場から見てゆきたいと思います。

そもそも道路標識・標示を専業としている業者は昔からあったわけではありません。戦後の混乱期が過ぎて、昭和25年に道路標識令の改正・施行がなされた頃からぼつぼつその萌芽がめばえたようです。当時はご当局も、出来そうな業者を探しては標識板や柱を頼み、或はペイントを道路用に調合して貰って、直営もしくは支援団体の協力を得て、建てたり塗装したりしていたと聞いて居ります。そのうち施工量が殖えるに従って人夫賃として委託したり、特定業者に外注したりされるようになりました。このようにして或は兼業であったにせよ全国のあちこちで標識業者、標示業者としての形態をなしたのは昭和27~28年頃であったとの事です。

標識・標示業界が自然発生的であった如く、材料の材質、取付け方、施工法等の技術革新も、何月何日を期して一齊に変更されると云った画一的なものではありませんでした。或る良い材料、方法が提起されると、試験的に採用され既存のものの中に取付けられました。その結果が良ければ徐々に各地へ浸透してゆき、悪ければ一回限りで採用中止となるわけです。従って昭和何年から何年迄はこうゆうタイプ、何年から何年迄はあゝいうタイプといった明確な区分

けは出来かねる次第です。然し乍ら大勢的には、このタイプからあのタイプへと云った変遷は当然あるわけとして、以下それについて簡単に触れてみたいと思います。

先ず道路標識についてですが、初期（昭和30年前後）の頃は標識板は鋼板、なかでも小型の標識についてはホーロー引きの鋼板が多かった様です。柱は大型板用の钢管柱やコンクリート柱を除けば、殆んどが木柱であった様です。一般に杉・松の角材で真中に芯のあるものが用いられ、防腐塗料を塗ったりしていました。当時は標識板の上下と柱に穴をあけ、表面からボルトで止めるというスタイルでした。根かせとして鉄棒を一本木柱の下部にさし土中に埋込みました。その後標識板にビニール鋼板が出てビニトップとして各地に進出しました。

昭和39年にオリンピック東京大会をひかえ標識の見直しと美化が計画され、38年の標識令の改正により標識の近代化が図られました。図柄の国連標識採用と共に、原則的に標識板の表面にボトル穴をあけないこととなった為、補強板を付け、取付金具によって柱に固定する様になりました。柱も美観上钢管柱でしかも白色塗装をする様に変ってゆきます。又標識板の反射が取上げられ、案内標識では既にある程度採用されていましたが、規制・指示標識にも反射シート方式、ガラスピース着方式等で部分反射（主に白い部分）が取り入れられました。案内標識もスマートなテープバーに吊り下げ方式が多く、又表示にはローマ字が併記されていました。

爾来構造上の面では大きな変化なく今日に至っています。40年代から50年代にかけて、標識板の材質が錫びない、軽量であるとの利点からアルミ合金が採用されてきました。50年代に入りますと、一部を除き大勢がアルミ板使用となりました。案内標識において主要道路の案内が105タイプから108タイプに変わっていたのも此の頃です。少しでも文字を大きくと言う事で、ローマ字併記もなくなりました。又取付方法もテープバーに吊り下げ方式から、F型・逆L型に固定式と変って居りました。

標識板の反射も反射シート方式が定着し、40年代の部分反射タイプから50年代にかけて、全面反射タイプに移行してゆき、現在ではこれが主流となって居ります。更に50年代なかば頃から高輝度反射シートの採用が見られ、次第に各地域へ広がっていきつ、あります。

次に路面標示についてですが、前述しました様にトラフィックペイントおよび、道路鉢によってスタートしました。専用のペイントマーカー、或はローラー刷毛によって塗装されていましたが、乾燥に時間を要し、コーンを並べて養

生すると云う難点がありました。

昭和34～35年頃溶着式（溶融式）路面標示が開発され、あちこちで試作採用されました。併せて貼付式（シート、テープと称す）もデビューしましたが、耐久性には優れていきましたが、接着性に難があり剥離する事が多く、次第に使用場所が限定される様になりました。それにひきかえ溶融式は、速乾性とペイントに比しての耐久性の優位さで、瞬く間に全国に波及し時代の寵児となりました。その間、オリンピック前、40年代初め、40年代終りと、ステップをふむ様に施工者、材料メーカーが新規に開業し、50年代の低成長予算に当惑し乍ら、些か過当競争気味のなかを今日迄来たと云った次第です。

材料、工法の変化もさしてなく、ペイントで加熱式ペイントを大型施工車で塗装する方式が、高速道路用に取り入れられ定着して居り、又溶融式でも自走式の機械施工が一部で採用されています。

此の様にして黎明から30数年、近代化から20数年経過したわけですが、標識・標示に於ける技術的進歩も低迷状態にある様に思われます。世のハイテクの波に乗りおくれる事なく、画期的な製品・工法の誕生することを祈って止みません。

道路標識の変遷について

横溝 時長

道路標識の変遷と云う事になると手許に確くたる資料もなく記憶も定かでないでの、私が35年歩みを共にして来たスコッチライト道路標識に限定して記してみたいと思う。

標識と云えば何方もすぐ連想なさるスコッチライト道路標識が何時頃我が国で採用され、どの様な過程を経て今日に至ったか、その推移を簡単に書いてみよう。

スコッチライトが反射材としてデンマークの商社イーストアジアテックカンパニー（当時3Mの反射材等の代理店）から、始めて日本に持ち込まれたのは多分昭和25年頃と思う。国内に於ては戦後始めての道路整備五箇年計画が実施せられたのは、昭和29年～昭和33年であって、当時は無反射のホーロー、メラミン焼付、一部木製のボルト止めの穴あけ標識で設計されて居り、反射材については一部の人を除いては全く認識はなく、仮にあったとしても当時の財政状況では道路改良が精一杯で、とても高価な反射標識を採用するところまで考えは及ばなかったと思う。

昭和26年イーストアジアテックカンパニー(E.A.C)の社員であった石河浚・

上田精三両氏が日本に於ける一手販売権を保有するに当り、小泉梧郎(元内務省国土局長、警保局長) 山本亨(元東京都建設局長) 両氏はスコッチライトに興味をもっており、特に山本亨氏は海外の標識事情に詳しくスコッチライトに深い関心を持っていたので、昭和26年スコッチライト反射標識の製作販売会社を設立した。而して道路協会標識委員会の審議を経て、昭和26年始めて反射標識が認められたのである。当時の標識は総て路側標識で形状も大きくなく、種別も少ないので反射基準も容易に決める事が出来た。原則として案内・警戒は全面反射、禁止・指導・指示の標識は中央部のみ反射であったと思う。

一度反射標識を採用した各県の担当者はスコッチライト道路標識の良さを忘れる事が出来ず、経費がかゝらず視認性の良い反射標識に改良する要望があり、全国道路課長会議の折り、芝日赤本社前の広場に試作品を展示し、採用された標識はその後長期に渡り使用された部分反射標識である。昭和31年4月道路公団が発足し徐々に整備されて来たと云うものゝまだ当時の有料道路標識は総て路側標識であった。特に標識に大きな変化をもたらしたのはオリンピックの年昭和39年以降であるが、此の当時の事は皆様ご承知と思うのでスコッチライトの昔話のみに止めペンを置かせていただきます。

協会の組織

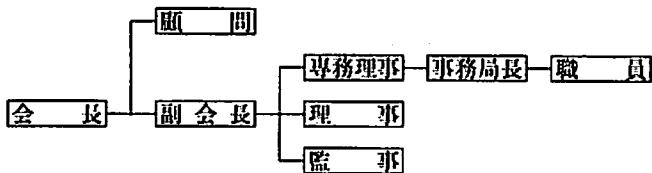
6 協会の組織

(1) 協会組織及び部会委員会

本部組織

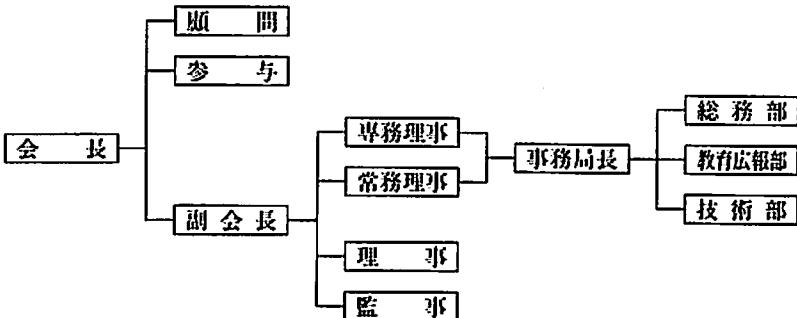
組織の変遷

昭和51年4月1日社団法人として認可された協会の組織機構は次のとおりである。(昭和51年10月)



その後参与制度の新設（昭和56年9月）、常務理事の新設（昭和57年5月）が行われ、事務局内組織を、職員の増員とともに総務、教育広報、技術の3部制とし体制の強化を図った。(昭和59年4月)

現在の機構は次のとおりである。



本部事務局

昭和51年4月社団法人「全国道路標識・標示業協会」設立認可に伴い、本部事務局を任意団体当時より使用していた東京都千代田区霞ヶ関3丁目3番3号「尚友会館」に設けた。その後昭和51年11月、事務局を同区麹町4丁目5番地「第7麹町ビル」に移転し事務局体制の強化を図った。さらに昭和56年7月、同区麹町4丁目2番地6第二泉商事ビルへ移転し現在に至っている。

事務局職員数は現在4名。

部会・委員会

構成



委員会担当業務

運営検討委員会	1 協会運営に関する基本的事項の検討。 2 関係行政庁および関係機関に対する具申の検討。
総務委員会	1 協会運営に関する調査、研究、立案。 2 標識標示業の振興に関する調査、研究、立案。
財務委員会	協会財務に関する調査、研究、立案。
教育委員会	1 講演会、講習会、研修会、見学会等の立案および実施。 2 技術、技能向上に関する調査、研究、立案。
広報編集委員会	1 月刊誌「全標協広報」の編集および刊行のこと。 2 交通安全施設および道路に関する普及、啓蒙。
標識技術委員会	道路標識、視線誘導標、道路反射鏡、道路工事用保安用品等について、次のことをを行う。 (1)設計および設置方法等の技術に関する調査、研究。(2)技術に関する情報、資料の収集。(3)技術図書、技術文書の作成。
標示技術委員会	マーキング道路鉄等について、次のことをを行う。 (1)設計および設置方法等の技術に関する調査、研究。(2)技術に関する情報、資料の収集。(3)技術図書、技術文書の作成。
作業安全委員会	標識、標示工事中の安全管理に関する調査研究、および安全に関する文書の作成。
防護柵委員会	防護柵の設計および設置方法等の技術に関する調査研究。
道路反射鏡委員会	道路反射鏡の設計および設置方法等の技術に関する調査研究。
視線誘導標委員会	視線誘導標の設計および設置方法等の技術に関する調査研究。
路面カラー塗装委員会	路面カラー塗装にかかる設計および設置方法等の技術の調査研究。
路面標示機械施工委員会	路面標示の機械施工に関する工法等の研究。
標識積算委員会	1 道路標識、視線誘導標、道路反射鏡、道路工事用保安用品等の工事費の調査、積算。 2 道路標識工事等の適正価格による受注の推進。
標示積算委員会	1 マーキング道路鉄等の工事費の調査、積算。 2 路面標示工事等の適正価格による受注の推進。

(2) 現役員等

役員

役員は56頁に記載されているので省略する。

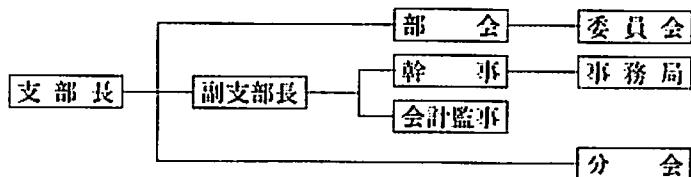
顧問・参与

役職名	氏 名	会 社 名 等
顧 問	井上 孝	参 議 院 議 員
"	栗屋 敬信	元 建 設 事 務 次 官
"	勝田 俊男	日 本 電 気
"	岩澤 貴吾	鈴 岩澤 建 設 機 械 部
"	渡辺辰郎	住 友 ス リ ー エ ム
"	限 部 明	鈴 全国交通安全母の会連合会
参 与	菊池 和平	

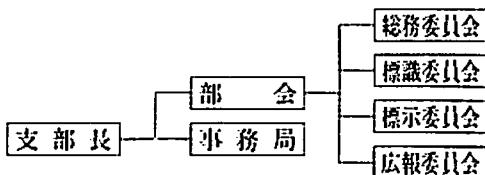
(3) 支部組織

昭和51年4月、協会発足とともに各支部の組織化を図り、同年9月全国10支部の設置を終えた。

現在の各支部組織は次のとおりである。



委員会構成の一例



支部一覧表

(昭和60年5月現在)

支 部	支 部 長 名	事 務 局 所 在 地	電 話
北海道	甚 内 晃 二	札幌市中央区大通西5-8 昭和ビル7F	011-221-2083
東北	伊 東 雄 祐	仙台市花京院2-1-9 柏ビル3F	0222-63-9873
関東	宮 城 真一郎	東京都千代田区麹町4-2-6 第二泉商事ビル8F(社)全標協本部内	03-234-6764
北陸	堀 野 克	金沢市弥生2-1-23 建設総合センター5F	0762-47-4422
中部	新 美 喜久雄	名古屋市中区栄5-16-16 本多ビル3F	052-261-5791
関西	山 田 仁	大阪府茨木市宇野辺2-12-22 保安工業株大阪支店茨木事務所内	0726-26-0265
中国	宮 川 勇	広島市中区国泰寺町2-2-11 宮川興業㈱内	082-244-6811
四国	渡 辺 時 安	高松市福岡町4-28-30 小竹ビル2F	0878-21-9020
九州	長 義 则	福岡市博多区博多駅前1-19-3 博多小松ビル2F	092-473-0671
沖縄	山 里 智 水	沖縄県中頭郡西原町字我謝776 (神洋内)	09894-6-4172

(4) 会員数の推移

協会発足前100社に満たなかった会員は、法人化後急速に増加した。正会員、支部会員、賛助会員の推移は次のとおりである。

年月日 会員別	51.4.1	52.4.1	53.4.1	54.4.1	55.4.1	56.4.1	57.4.1	58.4.1	59.4.1	60.4.1
正会員	189	243	295	317	356	365	388	398	409	410
支部会員	不明	77	86	87	93	94	93	90	88	88
賛助会員	4	5	11	14	16	16	15	16	16	16
計	193	325	392	418	465	475	496	504	513	514

支部別会員数は次のとおりである。

(60. 4. 1現在)

会員別 支部名	正会員	支部会員	計
北海道	33	5	38
東北	46	12	58
関東	83	6	89
北陸	41	10	51
中部	50	17	67
関西	35	17	52
中国	40	7	47
四国	39	3	42
九州	35	11	46
沖縄	8	0	8
計	410	88	498

(注) 支部会員とは、正会員の支社、支店、営業所で、所在地の支部に入会したものという。

(5) 諸規定の整備

協会の組織運営を適正かつ円滑に行うため次のように諸規定の整備を行い、かつ要綱及び内規を定めた。

社団法人全国道路標識・標示業協会庶務規程（昭和51年8月6日制定）

社団法人全国道路標識・標示業協会役職員旅費規程（昭和51年8月6日制定、昭和52年8月5日、昭和53年12月8日、昭和57年2月16日それぞれ一部改正）

社団法人全国道路標識・標示業協会職員就業規則（昭和51年8月26日制定、昭和51年12月10日一部改正）

社団法人全国道路標識・標示業協会職員給与規程（昭和51年8月6日制定、昭和56年10月1日一部改正）

社団法人全国道路標識・標示業協会退職手当支給規程（昭和51年8月6日制定）

賛助会員入会選考基準（昭和51年10月8日制定）

社団法人全国道路標識・標示業協会表彰規程（昭和52年8月5日制定）

生命共済制度の導入について（昭和53年2月9日制定）

会員章の制定について（昭和53年5月9日制定）

社団法人全国道路標識・標示業協会会計処理規程（昭和54年10月19日制定）

部会・委員会の構成要綱（昭和52年6月3日第3回理事会決議、昭和54年6月7日、昭和55年11月13日それぞれ一部改正）

顧問委嘱方針内規（昭和55年7月17日制定）

特別会費関係の取決めについて（昭和54年7月27日制定、昭和54年10月19日、昭和56年4月16日、昭和56年5月20日それぞれ一部改訂）

参与委嘱方針内規（昭和56年9月28日制定）

全標協生命共済制度

当協会においては、企業内労災補償制度に準ずる姿で昭和53年5月1日に「全標協生命共済制度」を創立したが、本制度には当協会の会員及びその従業員であれば、誰でも加入できるのであって、1口契約に付き1ヶ月の掛金560円で、災害死亡の保障は200万円、病気死亡の保険は100万である。加入契約は1人6口を限度としているのでこの場合1,200万円また600万円の保障が得られる。なお死亡の実績が少ないとときは、その程度に応じて配当金が還元される。現在の加入人口は1,458名契約口数4,325口である。

• 192 •

中華人民共和國全國人民代表大會常務委員會關於修改《中華人民共和國憲法》的建議

會議

• 10 •

金華府志

10. The following table shows the number of hours worked by each employee.

1960-1961

第四章 管理与组织

在於此。但就其說，則當以爲是。蓋當時之士人，多以爲子雲之文章，實出其上。

7 会 議

(1) 総 会

総会については定款第19条に規定されている。事業計画の決定、事業報告の承認、収支予算の決定及び収支決算の承認、その他協会運営に関する重要な事項を議決する協会最高の機関である。通常総会は毎年1回会計年度終了後2ヶ月以内に開催し、臨時総会は正会員総数の5分の1以上の請求若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、又は会長が必要と認めたとき開催する。(定款第21条) 総会においては感謝状、表彰状の贈呈の他主務官庁担当官の講話を頂いている。総会終了後には主務官庁幹部の方をはじめ関係機関、団体から多数のご来賓の出席を得て懇親パーティーを開催している。

年度別の開催状況は別表1のとおりである。又総会時の議案は別表2のとおりである。

(2) 理事会

定款第19条に規定されているが、総会に提出する議案、総会の議決により委任された事項、会員の入会に関する事項、財産管理に関する事項その他会務の運営に関する事項について審議決定することになっている。理事会は定款第21条の規定により、会長が必要と認めたとき、又は理事総数の3分の1以上の請求があったとき開催することになっている。概ね年数回開催している。

年度別の開催状況は別表1のとおりである。

(3) 常任理事会

定款第19条に規定されているが、理事会に提出する議案、理事会の議決により委任された事項、その他会務の運営に関する事項を審議決定することになっている。常任理事会は定款第21条の規定により、会長が必要と認めたとき開催することにしている。概ね年数回開催している。

年度別の開催状況は別表1のとおりである。

(4) 支部長会議

総会、理事会等の議決事項を推進し、当面の支部運営について協議するため、年3~4回開催している。

年度別の開催状況は別表1のとおりである。

(5) 部会及び委員会

協会規則第9条及び第10条により、道路標識部会、路面標示部会、安全施設部会をおき、理事の中よりそれぞれ部会長、副部会長各1名および担当理事若干名をおくことになっている。委員会は協会規則第11条の規定により、事業を行うため理事会の議決を経て設置することができることになっている。

別表1

回数	総会	理事会	常任理事会	支部長会議
51	臨時総会 (51・4・16) 第1回通常総会 (51・5・18)	第1回(51・4・1) 第2回(51・4・16) 第3回(51・4・17) 第4回(51・5・6) 第5回(51・5・17) 第6回(51・6・11) 第7回(51・8・6) 第8回(51・10・8) 第9回(52・2・8)	第1回(51・4・27) 第2回(51・12・10)	第1回(51・9・22) 第2回(52・2・16)
52	第2回通常総会 (52・5・20)	第1回(52・4・27) 第2回(52・5・20) 第3回(52・6・3) 第4回(52・8・5) 第5回(52・10・14) 第6回(53・2・9)	第1回(52・12・9)	第1回(52・6・24) 第2回(52・8・26) 第3回(52・11・25) 第4回(53・2・24)
53	第3回通常総会 (53・5・18)	第1回(53・5・9) 第2回(53・8・11) 第3回(53・12・8) 第4回(54・2・9) 第5回(54・3・10)	第1回(53・6・9) 第2回(53・10・6)	第1回(53・6・23) 第2回(53・9・21) 第3回(54・1・26)
54	第4回通常総会 (54・5・17)	第1回(54・4・24) 第2回(54・5・17) 第3回(54・5・17) 第4回(54・7・27) 第5回(54・11・21) 第6回(55・2・22)	第1回(54・6・1) 第2回(54・10・19)	第1回(54・6・22) 第2回(54・9・21) 第3回(55・1・25)
55	第5回通常総会 (55・5・20)	第1回(55・4・17) 第2回(55・5・20) 第3回(55・7・17) 第4回(55・11・13) 第5回(56・2・19)	第1回(55・10・16)	第1回(55・6・12) 第2回(55・8・8) 第3回(55・12・18) 第4回(55・3・12)
56	第6回通常総会 (56・5・20) 臨時総会 (56・9・28)	第1回(56・4・16) 第2回(56・5・20) 第3回(") 第4回(") 第5回(56・6・17) 第6回(56・9・7) 第7回(56・9・28) 第8回(") 第9回(56・11・19)	第1回(57・2・16)	第1回(56・7・23) 第2回(56・10・22) 第3回(57・1・19) 第4回(57・3・16)
57	第7回通常総会 (57・5・18)	第1回(57・4・16) 第2回(57・5・18) 第3回(57・10・21) 第4回(58・1・21)	第1回(57・7・23) 第2回(58・2・18)	第1回(57・6・18) 第2回(57・9・17) 第3回(57・12・10) 第4回(58・3・18)

会期 年月	総会	理事会	常任理事会	支部長会議
58	第8回通常総会 (58・5・19)	第1回(58・4・21) 第2回(58・5・19) 第3回(59・2・17)	第1回(58・7・22) 第2回(58・10・14) 第3回(59・1・20)	第1回(58・6・17) 第2回(58・9・9) 第3回(58・12・16) 第4回(59・3・16)
59	第9回通常総会 (59・5・18)	第1回(59・4・26) 第2回(59・5・18) 第3回(60・2・22)	第1回(59・7・20) 第2回(59・10・19) 第3回(60・1・18)	第1回(59・6・20) 第2回(59・9・21) 第3回(59・12・4) 第4回(60・3・22)
60	第10回通常総会 (60・5・21)	第1回(60・4・25) 第2回(60・5・21) 第3回(60・5・21) 第4回(60・7・3) (理事・支部 長合同) 第5回(61・2・21)	第1回(60・11・15)	第1回(60・7・3) (理事・支部 長合同) 第2回(60・9・20) 第3回(60・12・13) 第4回(61・3・20)

別表2

総会	議案
臨時総会	27頁のとおり
第1回通常総会	40頁のとおり
第2回通常総会	第1号議案 昭和51年度事業報告の承認を求める件 第2号議案 昭和51年度収支決算報告および剰余金処分案の承認を求める件 第3号議案 昭和52年度事業計画案の承認を求める件 第4号議案 昭和52年度収支予算案の承認を求める件 第5号議案 社団法人全国道路標識・標示業協会定款一部変更案の承認を求める件 第6号議案 社団法人全国道路標識・標示業協会規則一部改正案の承認を求める件 第7号議案 役員全員任期満了につき、理事20名、監事2名の選任並びに会長および副会長の承認を求める件
第3回通常総会	第1号議案 昭和52年度事業報告の承認を求める件 第2号議案 昭和52年度収支決算報告の承認を求める件 第3号議案 昭和53年度事業計画の承認を求める件 第4号議案 昭和53年度収支予算案の承認を求める件
第4回通常総会	第1号議案 昭和53年度事業報告の承認を求める件 第2号議案 昭和53年度収支決算報告の承認を求める件 第3号議案 昭和54年度事業計画案の承認を求める件 第4号議案 昭和54年度収支予算案の承認を求める件 第5号議案 役員全員任期満了につき、理事20名、監事2名の選任及び会長並びに副会長の承認を求める件

総会	議案
第5回通常総会	第1号議案 昭和54年度事業報告の承認を求める件 第2号議案 昭和54年度収支決算報告の承認を求める件 第3号議案 昭和55年度事業計画案の承認を求める件 第4号議案 社団法人全国道路標識・標示業協会規則一部改正案の承認を求める件 第5号議案 昭和55年度収支予算案の承認を求める件
第6回通常総会	第1号議案 昭和55年度事業報告の承認を求める件 第2号議案 昭和55年度収支決算報告の承認を求める件 第3号議案 昭和56年度事業計画案の承認を求める件 第4号議案 社団法人全国道路標識・標示業協会規則一部改正案の承認を求める件 第5号議案 昭和56年度収支予算案の承認を求める件 第6号議案 役員全員任期満了につき、理事20名、監事2名の選任及び会長並びに副会長の承認を求める件
昭和56年度臨時総会	第1号議案 社団法人全国道路標識・標示業協会定款一部改正案の承認を求める件 第2号議案 社団法人全国道路標識・標示業協会規則一部改正案の承認を求める件 第3号議案 専務理事辞任につき、理事1名選任の件 第4号議案 定款改正に伴う理事選任及び役員種別の変更に関する件
第7回通常総会	第1号議案 昭和56年度事業報告の承認を求める件 第2号議案 昭和56年度収支決算報告の承認を求める件 第3号議案 昭和57年度事業計画案の承認を求める件 第4号議案 社団法人全国道路標識・標示業協会規則一部改正案の承認を求める件 第5号議案 理事1名選任の件 第6号議案 昭和57年度収支予算案の承認を求める件
第8回通常総会	第1号議案 昭和57年度事業報告の承認を求める件 第2号議案 昭和57年度収支決算報告の承認を求める件 第3号議案 昭和58年度事業計画案の承認を求める件 第4号議案 昭和58年度収支予算案の承認を求める件 第5号議案 役員全員任期満了につき、理事24名、監事2名の選任及び会長並びに副会長の承認を求める件
第9回通常総会	第1号議案 昭和58年度事業報告の承認を求める件 第2号議案 昭和58年度収支決算報告の承認を求める件 第3号議案 昭和59年度事業計画案の承認を求める件 第4号議案 社団法人全国道路標識・標示業協会規則一部改正案の承認を求める件 第5号議案 昭和59年度収支予算案の承認を求める件
第10回通常総会	52頁のとおり

財 務

財務是公司經營的命脈，是公司存續和發展的根基。一個公司如果財務管理不善，就會導致公司出現資金短缺、債務增加、公司價值下降等問題，甚至可能導致公司倒閉。因此，財務管理在公司經營中起着非常重要的作用。財務管理的主要內容包括：資本運作、資產管理、負債管理、收入管理、支出管理、稅務管理等。財務管理的目標是實現公司價值的最大化，同時保證公司能夠滿足其經營需求，並為股東創造最大的回報。

在財務管理中，資本運作是一個重要環節。資本運作包括：融資、投資、股權獎勵、債券發行等。融資是指公司通過借款、發行股票或債券等方式籌集資金；投資是指公司將自有資金或融資所得用于投資其他企業或項目；股權獎勵是指公司向核心員工或管理層授予股票或股票期權，以激發他們的工作動力；債券發行是指公司向債券持有人借入資金，並在約定的時間內償還本金和利息。這些操作都需要仔細考慮，確保公司能夠在保證財務安全的前提下，實現資本增值。

在財務管理中，資產管理也是一個重要環節。資產管理包括：資產評估、資產處置、資產保值增值等。資產評估是指對公司資產進行價值評估，以便確定其市場價值；資產處置是指公司將不再需要的資產出售或轉讓；資產保值增值是指通過合理的資產配置，使公司資產在保證安全的前提下，實現增值。

小結：財務管理是公司經營的重要環節，

8 財務

協会発足初年度である昭和51年度の一般会計をみると、収入の部では会費収入25,119千円、入会金収入14,400千円、事業収入11,060千円、雑収入875千円計51,454千円。支出の部で、管理費25,892千円、事業費13,966千円、積立預金支出1,000千円、繰入金支出8,000千円、予備費2,596千円計51,454千円である。昭和59年度分の収入は会費収入50,628千円、入会金収入4,500千円、事業収入28,179千円、雑収入3,028千円、積立預金取崩収入471千円、前期繰越収支差額266千円計87,072千円。支出は、管理費37,492千円、事業費38,076千円、積立預金支出2,000千円、繰入金支出5,500千円、次期繰越収支差額4,004千円、計87,072千円となっており、昭和51年度分との対比で収入・支出とも169.2%となっている。

資産状況については、昭和51年度、流動資産12,556千円、有形固定資産400千円、その他の固定資産3,899千円計16,855千円であるが、昭和59年度には、流動資産17,836千円、有形固定資産1,587千円、その他の固定資産24,128千円計43,551千円となっていて、昭和51年度との対比で約258%となっている。次に収益事業会計についてみると、昭和52年度収入計9,768千円に対し昭和59年度収入計21,367千円、約218%となっている。(注、昭和51年度は一般会計の事業費に含めており収益事業会計としては計上していない。受託事業費については昭和56年度までは一般会計に計上、昭和57年度より収益事業会計に計上した。)

支部一般会計については昭和52年度全支部収入計21,178千円、支出計21,178千円に対し昭和59年度収入計63,535千円、支出計63,535千円となっている。昭和52年度との対比では収入・支出とも約300%となる。これら年度別の決算は次のとおりである。

一般会計決算の推移

収入

(単位：千円)

項目 年度	収入計	会費収入	入会金収入	事業収入	雑収入	授入金収入	積立預金取崩収入	前期繰越 収支差額
51	51,454	25,119	14,400	11,060	875			
52	41,795	31,929	3,700	967	966			4,233
53	54,489	36,531	5,500	6,097	1,699			4,662
54	55,840	42,576	4,600	374	2,771			5,519
55	60,495	44,547	1,800	4,665	3,246			6,237
56	86,839	48,649	7,600	6,126	3,592	11,999	1,280	7,593
57	87,168	37,157	5,300	37,995	1,747			4,969
58	82,068	38,123	9,500	31,431	2,656			358
59	87,072	50,628	4,500	28,179	3,028		471	266

(注) 51年度については支部分も含む。

支出

(単位：千円)

項目 年度	支出額計	管理費	事業費	支部交付金	固定資産 取得支出	積立預金支出	授入金支出	手当費	次期繰越 収支差額
51	51,454	25,892	13,966			1,000	8,000	2,596	544
52	41,795	16,901	7,882	11,449	400	500			4,663
53	54,489	23,448	15,257	8,765		500	1,000		5,519
54	55,840	26,775	10,140	10,688		500	1,500		6,237
55	60,495	22,914	15,665	11,523		1,000	1,800		7,593
56	86,839	35,647	18,234	12,950	14,039	1,000			4,969
57	87,168	32,191	53,497	123		1,000			357
58	82,068	30,717	48,085			1,000	2,000		266
59	87,072	37,492	38,076			2,000	5,500		4,004

資産（事務所撤廃特別会計を含む）

(単位：千円)

項目 年度	流動資産	有形固定資産	その他の 固定資産	資産合計	負債合計	正味財産合計
51	12,556	400	3,899	16,855	10,604	6,251
52	7,449	548	12,793	20,789	9,914	10,875
53	8,982	548	15,545	25,075	3,784	21,291
54	8,278	548	18,423	27,249	3,119	24,130
55	13,243	548	20,829	34,620	6,365	28,255
56	13,255	1,587	20,656	35,498	7,197	28,301
57	6,034	1,586	21,263	28,883	4,919	23,964
58	9,009	1,586	21,976	32,571	8,407	24,164
59	17,836	1,586	24,129	43,551	15,355	28,196

収益事業費会計決算の推移

(単位：千円)

年 代 号	売上その他 受託事業収入	収入計	支払賃料その他 受託事業費	売上管理費	受託事業利益	売上総利益	販売額及び 一般管理費	営業利益
52	9,768	9,768	1,635		8,133		8,133	10,930 △2,797
53	8,576	8,576	3,476		5,100		5,100	5,451 △ 351
54	10,532	10,532	3,538		6,994		6,994	4,762 2,232
55	14,380	14,380	6,024		8,356		8,356	5,780 2,576
56	9,555	9,555	3,167		6,388		6,388	7,351 △ 963
57	12,244	12,244	2,500	5,344	9,744	506	10,250	7,836 2,414
58	16,409	16,409	7,263	10,112	9,146	△ 452	8,694	10,040 △1,346
59	9,307	12,060	21,367	2,839	10,225	6,468	1,835	8,303 11,992 △3,689

(注) 1 51年度は一般会計の事業費に含む。

2 56年度までは出版特別会計としていた。57年度より収益事業会計に改め受託事業費を含めた。

3 △印は損失金。

支部一般会計決算の推移

(単位：千円)

年 代 号	収入計	会費収入	事業収入	本部交付金	特収入	寄付金収入	運営費収入	預り金	仮受金	前期繰越 収支差額
52	21,178	7,070	84	11,449	263	733		220		1,359
53	21,403	8,190	1,335	8,765	98					3,015
54	23,223	9,190	505	10,688	194			31	28	2,615
55	40,657	9,570	17,510	11,503	320					1,726
56	32,436	9,860	5,065	12,950	412		1,818	976		1,355
57	58,311	48,119	2,984		2,498				340	4,370
58	67,237	56,826	3,172		1,015					6,224
59	63,535	53,644	3,240		657					5,994

支出

(単位：千円)

年 代 号	支出計	管理費	会議費	事業費	分公交付金	積立金	仮受返済金	借入金返済	預り金支出	予備費	純全
52	21,178	4,509	3,100	6,231			3,320	1,002			3,016
53	21,403	4,915	5,274	8,599						219	2,615
54	23,223	4,899	5,183	8,841	2,355			28		31	1,726
55	40,657	6,227	5,716	25,281	2,011					8	1,355
56	32,436	8,870	5,255	11,350	2,591						4,370
57	58,311	21,416	7,626	17,634	2,321	1,800			1,118	232 25	6,139
58	67,237	28,216	8,178	20,912	2,418	700				819	5,994
59	63,535	29,410	8,377	15,887	4,539	1,200				245	3,877

(注) 51年度については本部の一般会計に計上したため52年度よりとした。

第二章 个人所得税与企业所得税

事業

在當時，英國人對中國的貿易政策是極端的保守的。他們不希望中國的經濟受到外國的影響，因此他們在中國的經濟上採取了許多的限制和規範的政策。這些政策包括：禁止中國人出海、禁止中國人與外國人交易、禁止中國人使用外國貨物等。這些政策導致了中國經濟的倒退和衰落，也使得中國在國際上的地位不斷下降。

該地的地理、氣候、土壤、水文等自然條件，均適宜於茶樹的生長。

第二步：对某一个或几个指标，通过调整参数，使模型的输出与真实值更接近。

在這裏，我們將會看到一個簡單的範例，說明如何使用 `get` 方法。

本於此，所以說「海內安寧無事」。這句話總歸是對的，可是錯在「安寧」這兩個字上。這兩字的含義，和當時的社會現象，完全不合。

9 事 業

(1) 陳情と行政官庁へのご連絡

主務官庁である建設省（道路局）、警察庁（交通局）とはたえず連絡を密にして業務運営についてのご指導を頂いている。また建設省建設経済局には業種の解釈、施工管理制度の導入、中小企業近代化促進法に基づく近代化計画の推進及び税制についてご指導を頂いて業務の推進に努めている。なお、建設省土木研究所及び関東地方建設局と連絡を密にして、各種調査委託事業の適正円滑な推進を図るとともに、科学警察研究所（交通部）の委員会にも参加し、相互に連携をとりながら調査研究を進めている。

総務官庁主催で実施される春・秋の「全国交通安全運動」については全会員にその趣旨、運動の重点等の周知徹底を図り、各支部（分会）において積極的に協賛参加し交通安全運動の推進に努めている。路面標示施工技能審査制度の導入については労働省（職業能力開発局）のご指導を得て3ヵ年間実施、さらに技能検定への移行についてご指導を頂いた。

協会業務の適正かつ円滑な推進を図るため各行政官庁等に対し各種の陳情を行ってきたが、主なるものは次のとおりである。

昭和54年11月、建設省道路局、警察庁交通局に対し、安全費の分離積算について、建設資材の値上がりについて文書をもって陳情した。

昭和54年12月、建設省道路局に対し案内標識の国庫補助について文書をもって陳情した。

昭和55年3月、総理府交通安全対策室、建設省道路局ほか、警察庁交通局に対し、「日本地名標識協会」設立（反対）問題について文書をもって陳情した。

昭和56年3月、建設省道路局に対し、分離発注について文書をもって陳情した。

昭和56年3月、警察庁交通局に対し、安全費の積上げ積算について文書をもって陳情した。

昭和57年3月、建設省道路局に対し、維持管理業務、分離発注、路面標示施工技能審査制度導入についての支援方文書をもって陳情した。

昭和57年3月警察庁交通局に対し維持管理業務、路面標示施工技能審査制度導入についての支援方文書をもって陳情した。

昭和60年9月、自民党税制調査会に対し税制改正に関する要望書を提出。11月及び12月に税調関係自民党議員に同要望書をもって陳情した。

建設産業専門団体協議会（当協会加入）として陳情。

昭和58年8月から9月にかけて、公共事業の確保等について自民党三役同国会議員に陳情。

昭和59年3月、及び4月に上記同様陳情。

昭和59年6月、自民党との懇談会において同様陳情。

昭和59年11月、12月同様自民党三役、同国会議員に陳情。

昭和60年9月、自民党税制調査会及び関係省庁に税制改正に関する要望書提出。

(2) 自由民主党との懇談会及び受表彰

当協会は、毎年何回か定例的に業界他団体とともに或いは建専協として、自由民主党の幹部及び大蔵・建設などの関係省へ陳情しているが、昭和60年6月6日には、党三役・組織委員長・税制調査会長及び商工局長等29名の先生方と日本建設業団体連合会等88団体（当協会から鶴賀会長出席）と、業界当面の諸問題について懇談会が有意義に行われた。

また昭和61年1月24日には、東京プリンスホテルで開催された自由民主党大会において、当協会は感謝状を受けた。

(3) 道路整備促進全国総決起大会

道路は国民生活の基盤として、また国土の発展基盤として最も重要な基本施設であり、豊かな21世紀への実現に向けて、道路整備を着実に推進していくために、必要な道路財源の確保が緊急の課題である。毎年、全国道路利用者会議が世話役となり（当協会もその一員である）、道路整備促進大会が開催されている。

近くは昭和60年12月12日東京、平河町の砂防会館大ホールにおいて全国から約2,000名の道路関係者が集まり、昭和61年度予算編成に向けて、「道路整備促進全国総決起大会」が盛大に開催せられた。大会閉会後代表者が分担して、関係衆議院議員及び関係省へ陳情した。

(4) 広報

機関紙「全国標識標示広報」の発行

業界のコミュニケーションの高揚をはかると同時に技術の研究開発、合理化をめざして業界の健全な繁栄に資することを目的として、昭和50年2月1日全国道路標識標示業協会の機関紙として「全国標識標示広報」が発刊された。（こ

れより以前に道路交通安全施設新聞（1ヶ月のみ）及び日本標識標示新聞（昭和49年5月から50年6月まで）が発刊されていた）組織として広報委員会及び編集委員会を設け、広報委員会の業務は当面道路標識標示の必要性と協会の使命、活動について広報して当該機関紙を通じ関係方面へPRをまた編集委員会は機関紙「全国標識標示広報」の編集に関し原稿の収集、内容のチェック等をそれぞれ担当した。発行部数は建設省、警察庁を中心としてリストアップし、標識標示の発注に直接関連あるところ3,000部を発行した。機関紙の刊行業務については、編集、営業、製作管理に関する一切の業務を東京エディタースタッフ社代表森正道と委託契約した。昭和51年度5,500部に増刷、昭和52年～昭和54年は6,300部に昭和55年は5,500部に減刷（理由不明）した。

ところが諸物価の値上がりなどから契約額が漸次増加する一方なので、原点に還った広報に立返ることと、経費の節減を目指して、エディタースタッフ社と協議したが、話合いは不調に終わった。昭和56年3月第75号をもって打ち切り、エディタースタッフ社との編集発行に関する委託契約は解約し広報の発行を中止した。

機関紙「全標協広報」創刊号を発行

当協会独自で新らしく月刊誌として「全標協広報」を発行することとして、当協会の機関紙にふさわしいものを模索し、技術面を主体にした創刊号を昭和56年6月15日発行し、以後毎月関係官庁、関連団体、会員に配布し、協会広報として重要な役割りを担っている。昭和58年度には機関紙を配布するに妥当な宛先について、詳細具体的にチェックするとともに技術面に加え、教養面、各支部管内の情報等内容をさらに充実した。なお建専協の各団体の発行する広報紙、雑誌等の相互交換も行っている。

（5）建設産業専門団体協議会

昭和58年7月25日、東京都港区麻布台の中央官庁合同会議所において、会員33社（当時31社）によって建設産業専門団体協議会（略称建専協）が発足した。会発足の目的は、本会に参加する団体相互の意思疎通、融和及び親睦を図り業界全体の向上発展に寄与するのであるが、この厳しい産業又は経済界において事業量の確保・税制・金融関係の改善などをねらっているものである。この会の前身は既に昭和55年9月に発会していたのであって、毎年何回か建設省とご懇談を頂き、色々指導を受けまた要望を申し上げていたものであるが、この際専門建設工事業者の広く参加を求め、あとに添付したような主旨で、前身を発展解消し再発足したものである。会員数が多いので2班に分けて大体2ヶ月目

毎に建設省とご懇談頂き、当業界として幾多の参考事項をお聞きし、その都度支部長を経て会員に伝達する方法をとっているが、時節がら当協会としては、大いに業務に資している。

(参考)

建設産業専門団体協議会設立趣意書

私共、専門工事業者と建設関連業者とは、各種の建設工事の着工前の準備段階から、完工後の維持補修にわたる極めて広汎な分野において、企画、調査、設計、施工及び資機材提供という種々の機能を発揮し、我が国の社会資本の整備の推進を担うことを通じて、豊かな国民生活の創造に貢献して参りました。

申すまでもなく、建設産業は、許可業者数51万、就業者数540万人を擁する建設業と、登録業者数1万、就業者数7万人を擁する建設関連業とを合わせ、国民総生産の約2割に相当する51兆円の建設投資を担い、我国最大級の産業の位置を占めております。

しかし、その業態は、超高層ビルや大型ダムに代表される大規模工事を施工する総合的大建設業者から、一人親方という言葉に代表される生業的企業者までの多種多様な企業が存在しております、これらのうちの実に99%以上が中小企業という状況にあります。

私共の多くも、このような中小企業であります、建設産業の種々の業種において第一線における生産活動を担う技術集団と自負しております。しかし、遺憾ながら団体としての規模の小ささ、歴史の浅さの故に、これまで、ともすれば各々の業種に直接関わる問題に活動の重点を置きがちであり、業種が異なる人々との交流をほとんど持っておらず、建設産業全体の課題については見るべき活動を行ってこなかったという反省すべき点を持っております。

御承知のとおり、現在、建設産業を取り巻く状況は、4年連続の据置きに加えて昭和59年度の予算枠が5%のマイナスシーリングとなった公共事業費、持直しの兆しが見えるものの総体として低迷状況を脱し切れない民間設備投資や住宅建設といった誠に厳しいものがあります。

このような状況に対して、私共なりに何らかの前向きのお手伝いをしたいと存じ、昨年夏、初めて補正予算による公共事業費3兆円の追加と58年度予算における公共事業費の大幅増額とを求める陳情活動を実施しましたところ、思いもかけぬ反響をいただき、微力ながら業界全体のお役に立ち、また、結果として私共自身をも救ったものと考えている次第です。

以来、陳情活動も3回を数え、この活動を通じて、これまで語りあうことのなかった団体、その構成員が、互いに交歓する場面も生じるようになり、相互の理解をより深めるとともに、建設産業全体のためにもっと貢献したいとの認識が広がってまいりました。

各々の団体は、それぞれ業種も、歴史も、規模も、性格も異っておりますが、共に建設産業に何らかの形で深く関わりあっております。

それ故に、私共は、この違いを越えて相互の親睦を一層深めるとともに建設産業全体のための大きなテーマについて、先輩に当たる諸団体の後塵を拝しつつ、私共の持てる力を役に立たせていただきたい、役に立ちたいと熱望しております。

私共は、本協議会を、このような目的を達成するための恒常的な場、いわば親睦会的なものとして発足させることとした次第であり、専門業種に携わる団体であれば、誰もが自由に語り合い、公共事業費の確保、税制の改善、金融の円滑化等の皆が一致できる共通のテーマについて力を合わせて活動し、それによって、建設産業全体の健全な発展を図る——そんな協議会に致したいと考えております。

建設産業に関わる多くの方々に私共の趣旨を御理解していただき、今後益々の御激励、御鞭撻を賜らんことをお願い申しあげます。

御意見御要望がございましたらいつでもお申し越し下さるようお待ちしております。

昭和58年7月25日

(6) 標識・標示等に関する調査研究

本協会は法人化による事務局体制及び組織の強化に伴い、定款第3条の目的に示す「道路標識及び路面標示に関する研究開発並びに技術の向上」について努力を続けてきた。

① 調査業務の受託

組織がほぼ充実したと思われる昭和53年度に警察庁科学警察研究所より道路標識の耐久性に関する調査を受託し、続いて55年度に建設省土木研究所より同様の調査業務を受託した。その後、各年度、建設省の関係機関から案内標識、区画線、道路反射鏡、視線誘導標、緩衝施設に関する調査研究業務を受託し、定款第4条(5)に示す「道路標識及び路面標示に関する調査研究の受託」業務の

達成に努めてきた。表一1参照。

② 関係機関への技術協力

交通安全に関する関係省庁及び諸団体等の行う調査研究業務に、道路標識、路面標示、道路反射鏡等の技術を通じて協力してきた。表一2参照。

③ 本協会における調査研究

定款第4条(1)に示す「道路標識及び路面標示の設計並びに設置方法等の技術に関する調査研究」に則り、設立以来標識、標示等の材料、施工管理、施工法等についての検討を重ね、施工技術の向上と効率化を図ってきた。表一3参照。

表一1 受託業務一覧表

受託期日	委託元	件名	実施期間	業務の概要
			受託額(円)	
53.12.1	警察庁科学 警察研究所	道路標識耐 久性調査	自53.12.1 至54.1.12 1,020,000	〈目的〉道路標識の基板、柱等の材質別、塗装系別、環境条件別の経年劣化の程度を明らかにし、劣化防止対策に資する。 〈調査方法〉東京都、兵庫県、高知県の3地方における海岸・工場・都市部幹線道路・都市部住宅地域について路側式の規制・指示標識を調査対象とし、道路の状況、標識の設置条件、劣化の程度を調査する。
55.7.22	建設省土木 研究所	耐候性試験 用路側標識 柱製作	自55.7.23 至55.8.22 162,000	〈目的〉路側標識柱には多種類の塗装系が用いられているが、各種素材についての耐候性は明らかでない。現在一般に用いられているスチールパイプとアルミパイプについて耐候性を調査し、材料の合理的な選択方法を明らかにする。 〈製作〉塗装系列に鋼管製126本、アルミ管製36本、合計162本製作。(実験は土木研究所で行う)
55.12.12	建設省土木 研究所	道路標識の 耐久性に關 する現地調 査	自55.12.13 至56.3.20 1,220,000	〈目的〉道路標識の維持管理手法の確立に資するために道路標識板の耐久性、ポールの腐蝕程度を明らかにする。 〈調査方法〉青森県、茨城県、鹿児島県の3地方における案内・警戒標識を調査対象とする。 標示板の反射性能、色を洗浄前後について測定し、外観を調査する。また支柱の劣化程度を目視により判定する。

受託期日	委託元	件名	実施期間	業務の概要
			受託額(円)	
55.12.24	建設省土木研究所	道路反射鏡の見え方試験	自55.12.25 至56.3.18 980,000	〈目的〉道路反射鏡の機能を保持するために必要な鏡面反射率の値については、これまでほとんど検討されていない。反射鏡としての機能を果たせないものも設置されている現状に鑑み、鏡面反射率と視認性との関係を把握し、反射鏡の維持管理に資する。 〈調査方法〉鏡面の材質、大きさ、曲率半径及び反射率が異なる22種類の反射鏡を自動車で走行しながら標的車を観測し、確認できた距離を求める。
56.9.29	建設省土木研究所	区画線の耐久性に関する解析	自56.9.30 至56.12.29 1,400,000	〈目的〉区画線の設置場所に対応する塗料の種類、塗膜厚等に関する明確な規定はなく、各道路管理者の判断に委ねられている。区画線の合理的な設置方法を検討するため、各地方建設局で行われた実地調査のデータを解析する。 〈解析方法〉実地調査のデータを区画線の材質ごとに次の環境条件別に分析する。 ①区画線の設置位置(外側線、中央線等の別)。②積雪状況(積雪地域、非積雪地域の別)。③交通量。④大型車混入率。 なお調査結果の評価、考察を行なう。
56.12.23	建設省土木研究所	視線誘導施設の設置効果調査解析	自56.12.24 至57.3.26 1,250,000	〈目的〉視線誘導施設の合理的な設置方法を検討するため、設置効果を調査する。 〈調査方法〉視線誘導施設(反射式視線誘導標、反射式道路錨、道路照明)の設置前後における資料収集、現地調査を行う。
57.8.30	建設省土木研究所	区画線の耐久性、消去方法に関する解析	自57.8.31 至58.2.28 1,500,000	〈目的〉前年度に引き続き耐久性を検討する。また区画線の消去方法についても適用条件を検討する。 〈解析方法〉溶融式(手押し式、機械式)、加熱式、常温式について塗膜厚別に経時変化を解析する。消去方法については各種工法とその特質、現場への適用条件を考察する。

受託期日	委託元	件名	実施期間	業務の概要
			受託額(円)	
57.9.29	建設省関東地方建設局	道路標識調査	自57.9.30 至58.3.8 3,450,000	〈目的〉案内標識のレイアウト及び標識板、支柱の統一された基準が定められていないため、関東地方建設局ではその標準化を行うものである。 〈調査方法〉案内標識の設置状況について現況調査を行い、その現状をふまえてレイアウトの標準図(案)を作成する。また支柱等の構造について基本的な事項をまとめる。
57.11.29	建設省土木研究所	緩衝施設の静的実験	自57.11.30 至58.1.28 900,000	〈目的〉道路の分流部等の衝突事故による損傷を軽減するため、緩衝体を開発する。新たな緩衝体を考案し実車実験による定量的な物性定数を測定する。 〈実験方法〉今回は古タイヤを利用した弾性体のひずみ量、変形状態を測定する。
58.3.1	建設省土木研究所	溶融用トラフィックペイントの一般物性試験及び試験片製作	自58.3.2 至58.3.25 1,400,000	〈目的〉アスファルト舗装における溶融型路面標示からのひびわれ対策を検討するため、試作塗料を製造し、その物性試験を行うとともに供試体を製作する。 〈調査方法〉塗料は一般市販品5種、試作品5種、計10種とし、JISK5665により試験及び供試体の製作を行う。
58.7.14	建設省土木研究所	区画線の耐久性に関する解析	自58.7.15 至59.1.10 1,300,000	〈目的〉56年度に同じ。 〈解析方法〉区画線の経時変化を道路・交通条件及び塗料の種類ごとにまとめ、それぞれの条件における耐久性を検討する。
58.7.18	建設省関東地方建設局	道路標識調査	自58.7.19 至58.12.15 4,200,000	〈目的〉57年度に同じ。 〈調査内容〉106・108系レイアウト図、F型支柱・門型・T型支柱構造図作成。門型支柱の現況調査。標識文字の定形化資料作成。

受託期日	委 托 元	件 名	実 施 期 間	業 務 の 概 要
			受託額(円)	
58. 8.10	建設省道路局	道路標識の改善に関する調査	自58. 8.11 至59. 3.26 760,000	〈目的〉近年、ドライバーの不案内な土地を運転する機会が増えしており、また高齢化社会や国際化に対応した標識が求められているため、現行の標識をより分かりやすくする必要があり、改善策を検討する。 〈調査方法〉学識経験者や関係者の方々からなる委員会を設け、道路利用者の立場に立った広汎な改善策について検討する。調査は58~59年度にわたって行う。
58.11.24	建設省土木研究所	緩衝施設の静的実験	自58.11.25 至59. 1.23 1,400,000	〈目的〉57年度に同じ。 〈実験方法〉今回は塑性体による緩衝体を作成し、変位量、変位曲線図を作成する。
59. 3. 5	建設省土木研究所	レーンマーク材の試験施工	自59. 3. 6 至59. 3.24 600,000	〈目的〉アスファルト舗装における溶融型路面標示からのひびわれ対策を検討するため、各種塗料による試験施工を行う。 〈試験方法〉市販品5種、試作品5種、計10種を用い3種類の厚さで施工する。
59. 6. 21	建設省道路局	道路標識の改善に関する調査	自59. 6.21 至60. 3.25 760,000	58年度に同じ（継続）。
59. 8. 20	建設省関東地方建設局	道路案内標識調査	自59. 8.21 至60. 3.11 3,750,000	〈目的〉57年度に同じ。 〈調査内容〉板、支柱構造図及び図表、基礎計算例、設置基準(案)作成。標識文字デザイン手法に関する報告書作成。
59.10.23	建設省土木研究所	道路標識の視認性実験解析	自59.10.24 至60. 1. 1 2,350,000	〈目的〉案内標識に用いる文字の大きさを検討するための基礎資料を得る。 〈実験方法〉土木研究所屋外標識実験施設を用いて、ローマ字地名、ローマ字併記地名、漢字の視認性を被験者により、走行及び歩行状態で調査する。

受託期日	委託元	件 名	実施期間	業務の概要
			受託額(円)	
59.10.31	建設省関東 地方建設局	都市景観と 案内標識調 査	自59.11.1 至60.1.30 3,000,000	<目的>道路標識の整備にあたっては、道路利用者と標識との関係を考慮するばかりでなく、都市景観にも配慮して行うことが大切である。景観と標識に関する実態を把握し、今後の標識整備に資する。 <調査方法>街路樹の有無、沿道状況などから条件の異なる16箇所を国道上に選定し、景観と標識との相関関係を調査解析する。
59.12.17	建設省土木 研究所	区画線の耐 久性に関す る調査及び 解析	自59.12.18 至60.2.25 2,200,000	<目的>区画線の耐久性を検討する基礎資料を得る。 <調査方法>各種区画線の耐摩耗性試験及び現道の調査を行い、区画線の機能限界を検討する。
60.7.1	建設省土木 研究所	実験用標識 類製作	自60.7.2 至60.7.16 1,870,000	視認性実験に用いる供試体(105、108系及び漢字)を製作する。
60.7.22	建設省関東 地方建設局	道路標識の 視認性に関 する調査	自60.7.23 至60.8.30 2,800,000	<目的>わが国の国際化に対応して、外国人の道路利用の便を図るために、標識表示のあり方についての資料を得る。 <調査方法>ローマ字を常用する外国人を被験者としてローマ字標識の視認性を調査する。
60.7.29	建設省土木 研究所	道路標識の 視認性に関 する調査	自60.7.30 至60.10.7 1,900,000	<目的>運転者の高齢化に伴なう道路標識の設計に関する基礎資料を得る。 <調査方法>社員において105、108系案内標識の視認性を若年及び高齢者の2つのグループによって求める。また夜間条件において、漢字の視認性を求める。
60.9.9	建設省関東 地方建設局	道路案内標 識表示調査	自60.9.10 至61.3.20 3,280,000	<目的>57年度に同じ。 <調査内容>ローマ字を併記する案内標識のレイアウト及び構造計算。案内標識文字の表示基準(案)及び同資料作成。

表-2

関係機関への技術協力

期 間	機 関 名	組 織 等
52. 4 ~60. 3	財日本ウェザリングテ ストセンター	耐久製品の耐候性の標準化調査研究委員会・標 識板分科会
52.11~54. 1	警察庁	降雪地道路標示研究会
52.11~52.12	建設省土木研究所	道路反射鏡の見え方試験
53. 2 ~54. 3	財日本自動車工業会	道路標識の耐久性に関する調査研究
53. 3 ~53. 4	警察庁	「道路標示黄色」の視認実験
53. 5 ~53. 6	日本道路公団	「レンマーク試験施工要領」作成
53.11~55. 7	財日本塗料工業会	JIS K 5665 トライックペイント委員会
59. 9 ~60. 2	"	"
54.10~56. 2	財日本道路協会	寒冷地域道路施設調査特別委員会
55. 4 ~ (継続)	財日本道路協会	道路標識分科会
56. 1 ~59. 6	財交通工学研究会	路面標示の設置指針改訂委員会
58. 7 ~58.10	財日本保安用品協会	JIS Z 9117 保安用反射シート及びテープ委員会 JIS Z 9105 反射安全標識板委員会
60. 9 ~ (継続)	警察庁科学警察研究所	路面マーキングに関する研究会
61.3~ (継続)	(社)日本道路協会	標識分科会・道路地図の改善に関する研究会

表-3

本協会における調査研究

件 名	期 間	概 要
道路標識全般に 関する技術資料 作成	51. 6 月 ~ 9 月 54. 6 月 ~ 12 月	「標識令」改正及び「道路標識設置基準」の策 定に伴い「道路標識ハンドブック」の一部改訂 を行う。(道路標識ハンドブック改訂委員会)。
道路標示黄色の 検討	自52. 9 月 至53. 2 月	幅広い黄色の中で、道路標示に最も適する黄色 を知るため、「黄色」の現状を調査するとともに、 視認実験を行い「溶着式黄色道路標示の視認性 実験報告書(53年5月)」をまとめた。(標示技 術委員会及び路材協技術委員会)。
道路標示黄色見 本の作成	53. 2 月 57. 7 月	道路標示黄色の検討における成果をふまえ、警 察庁の指示による「道路標示黄色見本」を作成 した。 第1回…53年2月。第2回…57年7月。
溶着式路面標示 の施工管理	自53. 3 月 至53. 9 月	溶着式路面標示における施工管理のあり方を研 究し「溶着式路面標示施工管理の手引(53年10 月)」をとりまとめ、刊行した。(標示技術委員 会)。
路側標識基板の 検討	自53. 6 月 至53. 7 月	路側に使用する小型標識のアルミニウム合金基 板の寸法及び厚さ等について検討した。(標識技 術委員会)。

件名	期間	概要
路側標識柱調査	自54.7月 至55.2月	路側標識に使用されている支柱は多種多様な形体となっている。これらを集約すれば20~30種類となり、規格統一により合理化が可能であることを明らかにした。(標識技術委員会)。
路面標示のラベリング試験	54.3月	雪寒道路に適するメルト・シート・セメント系による路面標示(供試体)のラベリング試験を行い、材料特質を研究する。
標識文字の定形化に関する調査	自54.4月 至54.10月	一般道路の案内標識に地名等を表示する文字は一貫したデザインになっていないため、書体が混乱している。標識文字の現状を調査し、文字の定形化の方向を研究し、報告書「案内標識用文字について(54年10月)」をまとめ、刊行した。
道路標識板の製作方法の検討	自55.7月 至56.9月	アルミニウム合金による標識板の製作技術のレベルアップを図り、合理的な作業標準としての技術資料「道路標識板製作要領(56年9月)」を作成、刊行した。(標識技術委員会)。
路面標示全般に関する技術資料作成	自55.10月 至58.3月	路面標示の設置計画、設計、施工及び関係資料の全てを収録した技術図書のオリジナル「路面標示ハンドブック」を完成、刊行した。(路面標示ハンドブック編集委員会)。
溶融式機械施工の研究	自56.2月 至58.7月	道路交通環境の変化に対応するため、路面標示作業の機械化を推進する必要から、機械施工の実態調査を行い、作業標準を作成し「溶融式トラフィックペイントの機械施工(57年6月)」を刊行し、更に今後の対応を研究した。(路面標示機械施工研究会・路面標示機械施工委員会)。
道路反射鏡全般に関する技術資料作成	自56.3月 至59.8月	「道路反射鏡設置指針」をフォローし、反射鏡の品質向上と具体的な設置方法を細部にわたって検討し、更に反射鏡の材料・構造を研究し「道路反射鏡ハンドブック(60年8月)」を完成し刊行した。(道路反射鏡委員会・道路反射鏡ハンドブック編集委員会)。
案内標識板の表示変更に関する工法	自56.9月 至56.11月	大型案内標識の表示の一部又は全面を変更する場合の工法を研究し、新しい標示板を重ね貼りする工法を推進し、設置費の節減を図ることとし、その成果を「道路標識標示工事標準積算資料(57年版以降)」に反映した。(標識技術委員会)。
道路反射鏡の設置に関するアンケート調査	56.11月	道路反射鏡の設置方法が、どの程度認識されているかを調査し、設置の適正化を図る。(道路反射鏡委員会)。
標識令外標識標示調査	自57.7月 至57.10月	「標識令」に定めのない標識・標示の実施状況を調査し標識・標示の改善のための資料とする。(各支部)。

(7) 講習会及び研修会

昭和52年度より各支部が実施する講習会における主題について、全国統一テーマを定めることとし本部教育委員会において審議決定し、支部は本部が通知した統一テーマを勘案のうえ実施するよう指導している。(別添参照)

昭和57年度から実施する講習会及び研修会は、本部が実施するものを研修会、支部が実施するものは講習会と使い分けする事にし、昭和57年2月から3月の間本部主催の研修会を建設業振興基金による建設業経理事務士検定試験に併せ、(社)全国建設室内工事業協会と当協会との共催で、東京外5箇所において、建設業簿記会計研修会を開催し、会員の経理事務の向上を図った。また路面標示施工について各支部所在地において研修会(実技をかねた学科を主体)を昭和57年、昭和58年、昭和59年にわたり実施し、大いに技術技能の向上を図った。

別添

(一例)

昭和58年4月8日

支部長 殿

(社)全国道路標識・標示業協会

会長 雜賀 武

昭和58年度支部講習会統一テーマについて

みだしのことについて教育委員会において協議した結果下記のとおり決定しました。

従って貴支部において、講習会を実施する際にはご勘案のうえ、これを推進していただくようお願い申し上げます。

記

区分	主 题	内 容
1	案内標識の表示内容に関する意識調査結果について	(1) スライド映写 建設省土木研究所・全標協製作 (2) 意識調査結果と案内システムについて
2	交通規制について	今後の方向等
3	入札制度の合理化について	(1) 中央建設審議会建議 (2) 競争参加者の指名数について (3) 積算基準の公表について

(8) 発行図書等

道路標識ハンドブック

道路標識は、その所管が道路管理者と公安委員会とに分かれているだけに、実施上のいろいろな面で足並みがそろわぬいうらみがある。設置要領等についても統一して書かれたものが多く、実施指導に関する種々の通達や指示事項も、印刷物として見易い形で残されているものが殆んどないために、従来関係者は大変不便な思いをしていたのであるが、この「ハンドブック」の出版でとにかく各種の資料を一巻に収め、昭和40年9月(当協会前身の全国道路標識業協会)刊行されたのである。

すなわち「ハンドブック」は第四次の標識令改正によって、一新せられた我が国の道路標識のすべてを収録したものであって、全国道路標識業協会が、建設省、警察庁ご当局に協力して集大成したものである。従ってその権威の高さは関係各方面的著しく認めるところとなって、広く道路交通関係者の座右の必携の書となり、その後幾度か改訂を加え今日なお名著として使用されていることは当時の編集委員の広く深い知識と努力によるものである。

増刊にあたって、内容を改訂した主なるものは、昭和51年11月の7版発行の際支柱及び基礎構造など一部修正増補を行ない、また昭和53年3月に策定された「道路標識、設置基準」、昭和53年5月に改正された「道路交通法」および昭和53年12月「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令」の実施に伴い、これに即応するよう昭和55年2月の8版発行の際に改訂し今日に至っている。

路面標示・道路標識工事の技術・技能研修テキスト

わが国の文化経済の発展は、交通網の整備がその基盤をなし、道路は国民生活に直結するものである。ところが自動車の急速な普及により、道路交通事情は一変し、減少をたどりつつあるとはいうものの、毎年多数の不幸な死傷事故が発生していることは、誠に残念である。政府は円滑なる道路交通の確保を図るため、道路の新設及び改築・交通安全対策の強化、関係法規の改正等を強力に推進しておられる。そのご努力に対し深く敬意を表するものである。

道路の安全で効率的な供用をなすためには、道路標識及び路面標示並びに交通信号機などいわゆる交通安全施設の果す役割は誠に大であって、自動車交通量の増加した今日においては、この安全施設の整備いかんが、円滑かつ安全な交通を左右すると申し上げても過言でない。この重要性にかんがみ設立されたのが、当社團法人全国道路標識・標示業協会であって、技術の研鑽鍛磨に励み、

業界の施工技術のレベルアップに努め、安全施設の高度完璧化に対し、たえざる努力をいたしているところである。

就中、路面標示については、現在建設業法では塗装工事となっているが、一般的の塗装とはその技術を全く異にし、熱を加えた塗料を塗布し、しかも道路供用中に施工をなす必要があるので、塗料も特殊な性能のものを必要とするし、施工法については熟練した技能を欠かせないのである。従って路面標示専門の技術および技能を十分に体得し、道路供用中といえどもスムースに施工する豊富な熟練を要するのである。協会としては、建設業法施行令による技術検定および職業訓練法の技能検定に準拠して、先ず協会内に技術技能認定制度を導入する目的で、本テキストを作成したのであるが、実施訓練となる面が多いことと、最初の資料作成でもあり、内容が広汎にわたり、また教科書ともやや趣を異にしているので、残念ながら満足なものとはならなかった。しかも雑賀会長が業務のあいまい間に筆をとったので約一ヵ年を要し、昭和54年12月に刊行したが、その間に多少変化したものもあることをお断りしなければならない。

既に述べたように、本冊の内容は技術の参考とする面および技能の指導に使用する両面を考慮したので、法規および基準・路面標示・道路標識・請負工事の自主管理および道路の概念等について述べているので、この形式の図書としては当業界ではじめてである。今になっては技術と技能とを分離して記述すればよかったですと残念に思っているが、多数の皆さんが目を通され、いろんな講習会や勉強会に利用されている。

路面標示ハンドブック

道路交通情勢は、自動車の普及に伴って益々厳しくなっており、自動車の持つ利便さの裏に交通事故、交通渋滞、交通公害等が問題化し、これに対処する交通規制、交通安全施設の充実の重要性が国内外ともに高まっている。交通安全施設の中には、道路標識および路面標示は最も基本的な施設として国民生活に直結し、車両及び歩行者の交通の安全と円滑の確保に極めて重要な役割を果している。

路面標示は、交通を区画し導くものとして極めて自然的に発生し、その後も道路の需要が進むに従って需要は増大し、それに伴ない様式の統一、材質及び施工方法の向上等が大いに推進されてきた。今日、路面標示を見ない道路を探すのに困難なほど道路交通の場に定着し、今後も創意と工夫が加えられ、益々その整備充実が図られるものと推察する。

路面標示については、今までに研究或は実験的な資料は多数発表されているが、設置の必要性及び計画から施工並びに維持管理など全般にわたって記述

したもののがなかったので、当協会において昭和58年7月本ハンドブックの発刊をみた次第である。

道路反射鏡ハンドブック

わが国の車両保有台数は6,400万台を数え、運転免許人口5,100万人を突破し、今や自動車は国民生活に欠くことのできない必需品となっており、このため整備の行き届いていない細い道路でも交通量が増加している状況である。また都会においては居住地区の交差路は多少変形しているものが多い。これらの道路においては、十分な視認が確保されていないものがあるため、道路反射鏡の設置が交通安全に甚だ有効である。

昭和55年12月に、社団法人日本道路協会において「道路反射鏡設置指針」を策定されたことは誠に結構なことであり、当協会ではこれに連絡をとり建設省のご指導のもとに昭和56年3月、道路反射鏡の品質向上と具体的な設置方法を細部にわたって検討する道路反射鏡委員会を設置し、長期にわたったが審議をとりまとめ、設置計画、構造および材料、施工並びに維持管理等につき、「本ハンドブック」として昭和60年8月発刊した。都会地の異形交差路および細い道路における交通の安全に寄与することを期待する。

溶着式路面標示施工管理の手引

現在の溶着式路面標示のことであるが、わが国に導入されて以来、その歴史が浅いにもかかわらず優れた耐久力と速乾性によって急速に普及し増加してきた。このため路面標示の効果的な工事の実施を図る必要から、施工管理の重要性が認識されるとともに管理技術の合理化が望まれている。

この要望に応えるため、昭和53年10月、標準的な施工管理の手法をまとめ小冊子として会員に配布することにした。内容は一般的な施工管理のうちから特に施工法および出来形管理について摘記したもので、実務面で大いに参考になるものである。

溶融式トラフィックペイントの機械施工

溶融式トラフィックペイントを用いるレーンマークの施工法は、従来から手押し施工が主流で20数年間にわたって広く用いられてきた。その後、施工技術の進歩に伴い、昭和40年代から自走式のラインマーカー車による施工法が研究開発せられ、交通環境の変化に対応して遂次拡大使用される方向にある。尙がこれはペイントにJISでいう1種又は2種の塗料を使用するものであるが、3種の塗料すなわち現在手押し施工によるものをラインマーカー車(一応機械施工という)により塗装できないかという研究がなされ、現在色々の方式が出来あがり試験的に或は一部試用もされている現状であるので、実情を調査し技

術的および管理面から昭和57年6月取りまとめたのが本小冊子である。

意見の大要は、機械施工は手押し施工に比べて、施工機器の設備費が高価となり、しかも多くの作業員を必要とするので、施工数量の少ない場合は割高となる。従って施工量で表せば、1回の発注量として最低10,000mが望まれ、また1日当りの施工数量の下限値は実線の場合で5,000m以上、破線の場合で3,500m以上が機械の能力を発揮できる限界であるという結果を確認した。

道路標識板製作要領

道路標識は道路交通の事故を防止し、道路の効率を高めるうえで重要な使命をもっている。特に近年は道路整備が進展し、自動車交通量もそれを上まわるペースで増加するとともに長距離輸送化し、高速化して、道路標識は大型化する傾向にあり、合理的な整備が望まれている。このときにはあたり、当協会では先ず標識板についてその製作技術のより一層のレベルアップを目標として、合理的な作業標準としての製作に関する技術資料を作成した。道路標識の構造は数種類に分けられるが、昭和56年9月はとりあえず最も広く採用されている反射標識板の製作要領についてとりまとめた。

道路標識の製作要領について、今後なお調査研究を重ね内容を充実し、創造、開発して参りたい。

案内標識用文字について

道路標識の書体は、一般的にゴシック体であり、我が国の高速道路には角ゴシック体、一般道路には丸ゴシック体がそれぞれ用いられている。高速道路の標識文字は、名神高速道路の建設の際に十分検討され、高速道路用としてデザイン化し、統一されているため、設置の都度文字を書き起こすことはない。一般道路の標識文字は、高速道路のように統一された文字がまだ定められていない。そのため、丸ゴシック体であっても実際には多様な字型が用いられ、中に視認性や、美しさに欠けるものも少なくない現状である。

国民総ドライバーでトリップ長の延伸と、高速化に対処し、案内標識の判読性を高め、交通の安全を図るとともに、美しい標識が能率的に製作できるようになるため、一般道路に用いる標識の字型を統一する要請が高くなり、文字・数字及びローマ字などのうち、昭和54年10月一応文字の表記標準化をすすめるための資料をとりまとめたのが本小冊子である。現在文字、数字及びローマ字等につき定形化が企図されている折、参考になるものである。

安全作業の心得（道路工事その1）

吾々の道路標識及び路面標示の工事は、供用中の道路上で作業をなすことが多い。従って労働災害や交通事故を発生することも少くない。この対策として



は云うまでもなく、工事現場に安全施設を仮設すること、必ず保安帽を着用し、安全靴を使用すること、作業員のすべてが工事の内容をよく承知していること、作業方法に熟練していること、作業員が健康であること、作業員相互の連絡が徹底していること等が必要である。昭和53年9月マンガ式に作業心得を表現したのが本小冊である。

当協会員が協力したもの

- (イ) 昭和53年3月22日局長通達の道路標識設置に対し、社団法人日本道路協会から発行された「道路標識設置基準・同解説」には、道路標識設置基準調査特別委員会に雜賀会長が、また交通安全施設小委員会の道路標識分科会には神宮司副会長が大々委員として出席した。
- (ロ) 社団法人日本港湾協会において昭和50年9月12日から、ふ頭における安全標識案に関する基準を検討せられ、51年2月「ふ頭における安全標識等の基準に関する調査報告書」を発表された。この調査は委員会を構成して行われたが、当協会から委員又は幹事として、浅野行弘・藤岡孝夫・神宮司英武・段谷乙比古及び荻原強の諸氏が参加協力したのである。

(9) 関係あるJIS

戦前に定められたJES（日本標準規格又は日本規格）が戦後JIS（日本工業規格）に改正せられ今日に至っている。JISは工業標準化法により制定せられ、3年毎に見直し確認をなし、又必要あるときは改正が実施されている。

反射安全標識板JIS Z 9105保安用反射シート及びテープJIS Z 9117

反射安全標識板は昭和35年3月制定せられ、昭和42年9月の見直しの際、適用範囲の備考に道路標識に用いられる反射標識は本規格に準ずると定められた。昭和52年1月次の改正には適用範囲に判然と道路標識を加えると明記、当協会としては建設省及び警察庁のご賛同を得て日本保安用品協会を訪ね、道路標識はJISの適用範囲に記載されている他のものと正確度・強度及び設置の安全性等の点で同一規格で道路標識を制定すべきものでないことを強調し、また専門委員会の委員に初めて加えられた雑賀会長が道路標識は標識令をもって規定されているし、(社)全標協発行の道路標識ハンドブックにも述べられていることを説明し、備考のみならず適用範囲の本文から道路標識の文字を削除して昭和59年7月に改正になったのが現行の規格である。

保安用反射シート及びテープは、昭和50年11月に制定せられ現在採用されているのは昭和59年7月改正(専門委員雑賀会長)のものである。

トラフィックペイントJIS K 5665

昭和26年に制定されたJIS K 5491（トラフィックペイント常温用）と、昭和46年制定されたJIS K 5665（トライックペイント溶着用）と昭和53年に改正が行われていた日本道路公団の規格とを検討し統合して、新しく昭和56年2月トラフィックペイントJIS K 5665（専門委員当協会技術部長）として制定されたのであって、現在更に名称その他改正方審議中である。

トラフィックペイント用ガラスピーツJIS R 3301

本ガラスピーツは、道路面に使用されるトラフィックペイントに反射材として用いられ、道路走行の安全性確保に役立っているが、JIS K 5491（トラフィックペイント常温用）及びJIS K 5665（トラフィックペイント溶着用）に参考として記載されていたにすぎなかったが、昭和50年3月に本規格JIS R 3301トラフィックペイント用ガラスピーツとして制定されたもので、その後改正を経て現在の規格は昭和58年改正（専門委員当協会末岡氏）のものである。

(10) 工事標準積算の経過概要

全国道路標識業協会時代

「道路標識標準価格表」がはじめて刊行されたのは、昭和42年10月であった。この発注官庁において基準とされていると思われるものを基本として作成されたのが道路標識の価格であった。その価格は、材料費・労務費・製造経費・一般管理費等を計算した販売価格で、設計者は勿論施工者の良き参考として活用されたようである。なお付録として、建柱費も作業毎に詳しく示されていた。その後、度々材料費及び賃金を主体として改訂されたが、その際材料費・加工費及び販売経費によって価格が組立られるようになり、建柱費についても例示がなされた。また路面標示工事費については、一日の標準施工量を仮定し、材料費・労務費・車両機械類損料・材料管理費及び諸経費によって組立てた参考価格を発表していた。

(社)全国道路標識標示業協会が発足して

初年度は、任意団体の形式をそのまま踏襲した。翌昭和52年度、「道路標識標示工事の積算」という名称に改め、道路標識については標識板の製作価格、標識柱価格並びに建柱用材料費及び労務費に分け、標識板の価格は材料費及び加工費によって構成された。

標識設置工事費は直工費・共通仮設費・現場管理費及び一般管理費によって算定するものである。路面標示工事については、一日の標準施工量を基本として直工費を算定し工事規模に応じた間接費を加算することにした。

昭和54年度においては、道路標識関係については大体前年度にならい、ただ設置工事の場合における共通仮設費・現場管理費及び一般管理費の見直しを行った。また路面標示工事についても間接費について見直しを行った。

昭和55、56、57、58年度については概ね前回と同様で、材料費及び賃金の変動による物価の修正にとどめている。

建設省における積算価格の公表後

当協会においては、上述のように「工事標準積算(資料)」を発表していたが、その目的は若手会員の教育並びに一般民間の見積の参考に供することにあった。建設省におかれては昭和58年3月31日工事費の積算価格を公表されたので、従来のままのものを作成していたのでは誤解を招くおそれがあるので、道路標識の製作価格・取付金具価格・標識柱価格及び道路反射鏡価格等に限り、昭和59年度から「標準積算資料」を印刷発表することにし、昭和60年度も同様のものとした。即ち建設省の発表は労務歩掛で、材料価格及び労務費は示されていないので、協会においてはその実態をふまえて作成することにしたのである。

昭和61年度版道路標識標準積算資料

上述のとおり、建設省で公表されていない道路標識の製作価格表の標準を作成したが、60年度のものに変るところは、労務賃金については前年度の3%アップ、素材については実勢価格を用いて従来どおり計算したのである。現在の経済状況では、一般に材料費は上ることはあるまい。不況の現状で賃金は3%アップを推定しておけば十分であろうという想定をもって算定したのであるが、実勢に変化があった場合は直ちに改訂することにしている。

(II) 道路標識・道路標示設置工事業を中小企業近代化促進法による指定業種に

経過

道路標識・道路標示設置工事業は、中小企業近代化促進法（昭和38年法律第64号）に基づき、昭和54年12月21日付で指定業種に指定せられた。昭和55年9月から中小企業近代化審議会建設部会、道路標識又は道路標示の設置事業分科会の実勢調査員によって、道路標識標示業の発達の経過と現状（対象409社）を調査した。その内容は、

経営に関する事項

企業の概要

完成工事高・売上高

経営一般

経営全般についての問題

生産施設に関する事項

生産施設の保有状況

保有機械の経過年数及び稼動状況

設備投資及びその計画

機械購入代金の支払い方法

生産施設に関する問題点

受注及び取引に関する事項

受注

取引状況

受注及び取引状況に関する問題点

施工及び技術・技能に関する事項

施工管理

施工及び技術・技能に関する問題点
労働に関する事項

雇用状況
有資格者
労務者の雇い入れ
従業者の定着状況
従業者の入職経路と前歴
従業員に対する諸制度の実施状況
労働についての問題点

財務

経理
財務状態
経常成績の状況
経営分析
財務に関する問題点

等について詳細に行われた。実態を概括的に述べると受注工事高の割合に中小でも零細に属すると思われる業者数が多く、また企業からみて各方面ともにおくれていることが認められた。然しながら、この制度に対する理解と意欲のあることが十分に評価せられたので、昭和56年3月10日の道路標識又は道路標示の設置工事業分科会、昭和56年3月18日の中小企業近代化審議会建設部会のそれぞれ審議を経て、次のように近代化計画が発表せられた。

道路標識・道路標示設置工事業の近代化計画

昭和56年3月27日

建設省告示第701号

自動車交通量が著しく増大した今日、交通安全施設の設置工事を業とする道路標識・道路標示設置工事業は、安全かつ円滑な道路交通を確保するうえで、重要な役割を果しており、経営管理の合理化、技術・技能の向上及び施工の合理化等を図り、企業の近代化を進めることが必要である。

このため、中小企業近代化促進法第3条第1項の規定にもとづき、道路標識・道路標示設置工事業の中小企業近代化計画を次のように定める。

1 昭和60年度末における近代化の目標

(1) 良質な労働力を保持し、道路標識・道路標示設置工事の施工精度の向上に努める。

(2) 経営管理の合理化と機械施工の推進を図り、道路標識・道路標示設置工事の効率化に努める。

(3) 道路標識・道路標示設置工事業の施工高は道路整備事業等の進捗に応じ所要の水準を維持するものと予想されるので、昭和60年度を目途に施工体制の整備に努める。

2 近代化の目標を達成するために必要な事項

(1) 経営管理の合理化に関する事項

経営目標を明確にし、経営計画を作成する。

経営者意識の向上を図るため、経営者講習会等を開催する。

また、原価管理の徹底と内部留保による自己資本の充実に努め、経営基盤の強化を図る。

(2) 技術及び技能の向上に関する事項

技術及び技能の向上を図るため、工事施工に係る技術・技能の研修及び技能審査等を推進する。

このため、研修、訓練施設等の整備、活用を図る。

(3) 施工の合理化等に関する事項

施工の合理化を図るため、道路標識・道路標示の文字、記号等の標準化が図られるよう努める。

また、工事現場における道路標識・道路標示設置工事の作業の安全及び周辺の道路交通の安全を確保するため、現場管理及び作業員の安全管理等を徹底する。

(4) 機械設備の近代化に関する事項

機械施工を推進するため、作業の安全性にも配慮しつつ、工種に適した機械の開発・改良に努める。

また、経営計画に即した適正な設備投資を行うとともに、機械設備の共同利用に努め稼動率の向上を図る。

機械設備の近代化のために必要な機械等の種類、台数及びこれに要する資金の額は、おおむね別表のとおりである。

(5) 受注及び取引の改善に関する事項

専門工事業者として発注者との直接取引関係の維持に努めるものとする。このため、経営基盤の強化、専門的技術・技能の向上、設備の近代化等を通じ総合的な企業能力を高め、受注機会の確保と適正な受注価格の保持に努める。

また、受注の安全的確保に努める。

(6) 生産の規模の適正化に関する事項

適正な生産の規模はおおむね年間完成工事高3億円以上（道路標識工事専業及び道路標示工事専業にあっては2億円以上）を目途とする。

このため、事業の共同化、協業化、合併等の集約化を推進する。

3.近代化に際し配慮すべき事項

従業員の確保と定着化を図るとともに勤務意欲を高めるため、労働条件の改善、福利厚生施設等の整備に努める。

このため、社会保険への加入の徹底、退職金制度の充実などに努める。

また、災害の防止と作業の安全を図るため、労働安全に関する講習会等を開催する。

別 表

設置すべき機械装置の種類、数量及び金額

	機 械 の 種 類	台数(台)	金額(億円)
道 路 標 識 工 事	掘削機	56	3
	高所作業車	195	11
	クレーン車	150	6
	発電機	415	1
	空気圧縮機	270	4
	真空加熱圧着機	20	5
	小 計	1,115	30
道 路 標 示 工 事	溶解車	230	1
	ハンドマーカー		
	20cm以内	375	3
	30cm以内	290	1
	45cm以内	345	1
	プライマー塗装機	160	1
	ライン消機	325	3
	溶着式自動ラインマーカー	100	20
	ペイント式自動ラインマーカー	150	30
	先導車	250	3
標 識 車	標識車	252	4
	小 計	2,477	67
	合 計	3,592	97

近代化計画推進事項の報告

中小企業近代化促進法に基づく道路標識又は道路標示 の設置工事業の実施状況の中間報告(昭和60年3月)

昭和54年12月21日付をもって中小企業近代化計画の指定業種に指定せられた道路標識標示の設置工事業は、昭和56年3月27日付建設省告示第701号で示された近代化計画に沿い実施推進してきたが、昭和60年末が達成期になっているので、昭和59年3月をもって実施状況を調査しました。その中間報告は別紙(省略)のとおりであります。なおその間昭和58年建設省関係の出先において、建設業者に対し直接ヒアリングしていただきました。

当協会の調査は、中間報告に述べていますように、回答率が悪かったけれども、目標の推進状態は企業の実状に即し成果をあげ、またあげつつあるとみております。

1 経営管理の合理化に関する事項

良く向上しました。なお今後に資する面が多いと存じます。

2 技術及び技能の向上に関する事項

路面標示の技能向上については、技能審査制度を3ヵ年実施し、60年度から技能検定制度が採用されるようあります。

また路面標示工事の技術検定については、供用道路上における施工は、技術管理がその出来栄え及び付加価値を左右する要であるので、路面標示施工管理制度の採用方をお願いしています。

なお道路標識に対しては土木施工管理の制度があるので、大いに活用しております。

3 施工の合理化等に関する事項

研修会、講習会、技能審査及び各社の検討研究により、また安全管理の強化及び経営管理の励行等により施工方法の適正化及び合理化がすすみました。

4 機械設備の近代化に関する事項

施工作業の能率化、出来栄えなどを考慮して施工機械の部分改良及び治具の考案等が実施されるほか、溶融式のラインマーカーによる方式の研究がすすんでいます。

また路面標示の文字記号の如きものをマイコンにより操作すること並びに道路標識板の表示デザイン及び作成をコンピューター制御する方式の検討もすすみ、実用化が近くなっています。ただ問題は需要との関係で稼動率をいかにするかであります。

5 受注及び取引の改善に関する事項

なお更に専門業者に直接発注していただくことと、工事の性質上やむを得ない面もあるが、できるだけ発注の標準化を考慮していただきたいと存じます。それには当協会が受注に関し、時期と地区をご当局に連報し、できる範囲において発注を融通していただきたいと考えています。

また供用中の道路上における作業すなわち作業環境としては最も悪い方の労働であるので、安全施設の仮設費を十分見積っていただきたいと存じています。

現在過当競争の傾向がありますが、企業の規模及び技術力を一層考慮していただきたい。

6 生産の規模の適正化に関する事項

専門企業として効率の良い規模とするときは、設備の稼動が悪く、技術者及び技能者が常に専従できないことが多い。これらの見地から事業の共同化及び協業化の話が出ているが、企業が小規模すぎてなかなか進展しないが、提携については相当進んでいます。この場合材料メーカーが仲にはいっているものが多いと認められます。然し共同あるいは協業的な組合の設立あるいは運用につき検討し、過当競争の生じないように、また労働稼動率がよくなるように合理化することの必要性を感じています。

7 福利厚生関係

当協会の会員は、おかげさまで、退職金制度が殆んど確立しているし、法定外労災保険の利用率も高い(この中には当協会で実施している生命共済制度を含む)。また退職への加入も高率であるが、従業員の将来のことを考え、税制適格年金または今問題となっている第三の企業年金への加入を奨励しております。工事の性質上常識的な勤務時間外の労働が多いので宿舎休憩室等も比較的整備してまいりました。これらの点から従業員の勤務定着率がよくなり、従って技能技術が一層向上すると信じています。

以上述べましたように業種指定を受け、近代化すべき目標が指示せられたので、これにならい努力した成果は實にみるべきものが多かったと思考します。ただ金融及び税制の面で多くを依存しなかったのは、設置(整備)すべき機械装置が計画よりやや下廻っていることとともに、受注高が期待より少なかったことと、発注が標準化されていないことに原因があると存じます。なおコンピューターを用いる新しい機械の開発整備については、その性能の一層の完璧化とともに稼動状況につき十分に検討しなければならないと考えています。

終りに本文は中間報告と施工の現状とから判断したものであります、近く実態をもう一度調査し改めてご報告いたします。

**中小企業近代化促進法に基づく道路標識又は道路標示の設置工
事業に対する近代化計画実施適用の終了報告(昭和61年3月)**

昭和54年12月21日付をもって、中小企業近代化計画の指定業種に指定せられた道路標識又は道路標示の設置工事業は、昭和56年3月27日付建設省告示第701号で示された近代化計画に沿い、その実施を推進いたしました。昭和60年3月、昭和59年3月における実施状況を中間報告致しましたが、本月をもって目標達成期がまいりましたので、成果の大要をご報告し、長期にわたるご指導に対し御礼申しあげます。

成果の大要

1 近代経営に対する感覚の高揚

本中小企業近代化促進法が適用せられるにあたり、昭和55年7月書面をもって、また8月乃至11月実施調査によって具体的にご指導を頂き、昭和56年3月建設省告示第701号道路標識道路標示設置工事業の近代化計画を示され、更に昭和58年8月に実施せられたヒアリング及び当協会が照会したアンケート等によって、近代経営に対する感覚は、一般的に大いに高揚しました。すなわち経営管理面の強化、技術及び技能の向上、施工法の合理化、先新技术を用うる機械の導入並びに従業員に対する福祉の向上等に大いに意を注ぎ、各企業とも新しい世代に対処する体制は相当に整い、今後も順次充実するものと存じます。特に優秀な技術技能、財産的基礎、誠実性等に重点をおいております。なお、今後ともどうか指導下さいことをお願いいたします。

2 機械類の改良、投資及び近代化

施工の合理化は、使用する機械類の改良充実が大きな要素であることに着眼し、現在使用しているものを部分的に改良し、また示された整備目標に基づき、或は合理化のため新しい種類の機械を購入し、特に案内標識板の表示方法の改良に基づき、また路面標示の文字記号の作図の合理化を考え、メカトロニクス機器及び電子計算機を導入するスコッチマスター及び道路標示自動作図機を活用するに至っています。但し、業務量の関係で整備目標に達していないものもあります。現在使用している機械の部分改良或は比較的大きな施工機械の改良は、実に積極的でみるべきものがあります。なお、大型の施工機械及びメカトロニクス機器は現在のところリースが多いが、更に改良が加えられた後購入することを予定しているとみております。

3 施工技術技能のレベルアップ

施工の合理化は、使用する機械の適切なこと、充実していることが大切であり、この使用を計画管理する技術者並びに操作する技能者のレベルアップのため、訓練研修する体制の充実が必要でありますので、当協会また各社において研修会を実施していますが、土木施工管理技士検定の合格者、路面標示施工技能審査の合格者及び建築施工管理技士及び測量士等を多数保有しております。なお当業界においては、路面標示施工に対して道路標識施工におけると同様土木施工管理技士なみの施工管理者を制度的に確立して頂き、ますます交通量が増大し規制が厳しくなり、また先進技術を導入した機械操作並びに工事の品質を管理するために現場に常駐させる方式を期待しています。

4 道路標識及び路面標示工事受注の特異性

道路標識及び路面標示工事は、他の種類の工事とは全く関係なく独立して施工し得るので、多くは別個にすなわち分離して発注されています。従って直接受注するものが大多数を占めています。ただ、比較的少額で舗装工事の下請となるものもあります。

5 従業員に対する福祉その他の強化

従業員に対する一般的な福祉については、行政指導にしたがい実施いたしていますし、道路標識及び路面標示の施工は供用中の道路上において実施せられることが多いので施工中の安全施設の仮設について、各企業とも大いに配慮いたしております。

退職一時金制度、法定外労災補償制度及び建設業退職金共済制度はその採用がよく行きわたっていますが、労働者財形関係や当協会生命共済制度に対してはあまり積極性がなく、税制適格年金制度及び厚生年金基金保険制度は採用しているものが非常に少ないのが現状でありますが、厚生年金基金保険制度については、なお今後検討されると考えています。

作業員宿舎及び休憩所等の厚生施設は比較的充実しています。

また労働時間については、交通規制の関係があって割合に不規則になりがちであり、残念ながら週休二日制については、隔週休み制さえも殆ど採用していないのが現状であります。

6 希望する受注工事量

許可業者が多く、しかも他の種類の建設業を兼ねているものや、建設業以外の産業又は販売をも兼ねているものもあって、専門業者の受注額が必ずしも十分でないであります。大企業を除いた業者で他からの下請も含んで、最高路面標示工事で400,000万円程度、道路標識工事で300,000万円程度を希

望しているものがありますが、これは特種であって生産規模等から両業種とも150,000万円程度が適當とみております。

工事稼動としては、小さな下請も極力受注して年間平均232日という数字が出ています、一番の問題は工事の性質上已を得ませんが、大多数の工事は3、4及び5月に集中し、他の月は発注があっても少量なことあります。

7 維持管理の委託

道路の交通規制に最も重要な使命を持つ道路標識及び路面標示は、予防維持管理をなし常に正常な状態に維持するのが合理的であります。施工した或は近在の吾々業者に年間(又は適當な期間)の予防維持管理を委託して頂くことを希望しています。

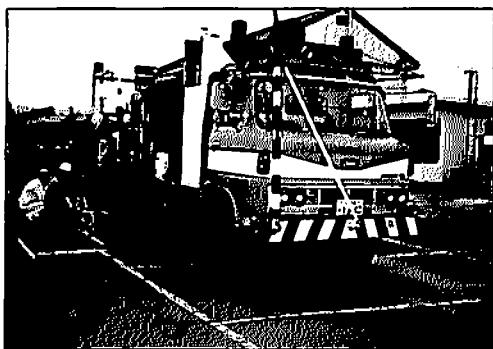
(12) 路面標示施工技能審査と路面標示施工技能検定

路面標示施工技能審査

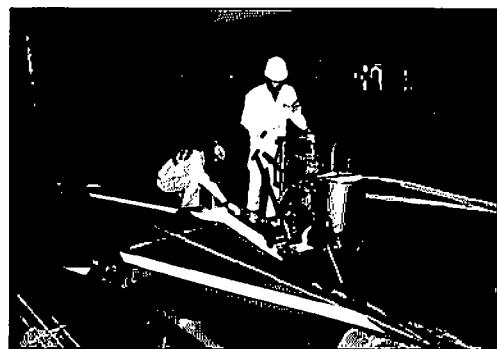
自動車交通が益々多くなり、交通規制が厳しくなるのに対し道路において路面標示作業をする為、労務者の定着率が悪いので、先ず技能者の技能習得意欲を高めて技能の向上を図るとともに経済的・社会一般の評価を高める必要性を痛感して、当協会は建設省道路局企画課に協議し昭和54年度労働省の技能検定に、路面標示施工として職種追加を申請する方針をかためた。

以来陳情と実情の説明を重ね昭和56年8月31日労働省において、検定に準ずる技能審査認定制度を適用することを調査会を設置し具体的に審議することが決定された。昭和56年11月25日労働省中央職業訓練審議会に専門調査委員会が設置され、昭和56年12月14日第1回会合が開かれ、年度内に結論をえて、路面標示施工技能審査認定申請書を提出するため①路面標示施工技能審査実施規定②路面標示施工技能審査基準③路面標示施工技能審査実施細則④路面標示施工技能審査実施要領⑤路面標示施工技能審査実技試験採点基準等の検討作成に鋭意努力し、昭和57年3月23日路面標示施工技能審査認定申請書を労働大臣に提出した。同年6月15日付労働省収訓第125号認定第11号をもって、労働大臣より技能審査の認定並びに称号の承認が申請のとおり認定、承認された。

而して昭和57年、58年及び59年度の3ヵ年間、当協会会長が「労働省認定路面標示施工技能審査」を実施したが、その実績及び成果が高く合格者は、溶融ペイントハンドマーカーで1,457名、加熱ペイントマシンマーカーで180名で、それぞれ「路面標示施工技士」の称号が付与された。



昭和59年度加熱ペイントマシンマーカー
実技試験風景(北海道支部管内)



昭和57年度ペイントハンドマーカー
実技試験風景(関東支部管内)

研修会

かねて懸案であった路面標示施工技能審査の認定申請が6月15日付労働大臣から認定書を頂いたことをふまえて、昭和57年度は本部主催により①路面標示の基本②路面標示の図形と意味③路面標示工法の種類④路面標示に対する一般的知識⑤関連法規⑥路面標示の材料⑦溶融式手押し施工法等について7月28日四国支部に始まり関西支部、北海道支部、中部支部、中国支部、関東支部、東北支部、九州支部の順で開催し、10月2日沖縄支部を最後に終了した。

各支部とも講義は9時開始し17時まで続いたが、会場には一条のタバコの煙も立たなかった。受講者一同“机の上の勉強も大切”と痛感した面持で散会した。受講者は1,377名である。

(注) 教材…路面標示道路標識工事の技術の技能研修テキスト及び路面標示施工技能審査研修会資料(其の1・其の2・其の3)。

昭和58年度は前年同様路面標示施工技能の向上を図るため本部主催により各支部毎に①道路の概要②交通規制と路面標示③建設業法・労働基準法及び労働安全衛生法等④工事費積算の大要⑤路面標示の材料⑥材料の取り扱い上の注意⑦施工法一般⑧施工法⑨施工自主管理等について実施した。期間は7月28日より9月28日まで全支部748名が参加、熱心に受講した。

(注) 教材…路面標示ハンドブック及び路面標示施工研修会補足資料(其の1・其の2)。

昭和59年度は、前年同様路面標示施工技能の向上を図るため、本部主催により各支部毎に①道路の概要②交通の規制③道路標識・区画線及び道路に関する命令④建設業法⑤労働基準法⑥労働安全衛生法⑦危険物の規制に関する政令⑧工事費の積算と実施予算の見積⑨塗料の概念⑩溶融式手押し施工法⑪ペイント式ラインマーカー施工法⑫溶融式ラインマーカー施工法⑬測量と作図⑭施工管理等について実施した。期間は6月22日より8月2日までで支部で587名が参加、熱心に受講した。

(注) 教材…路面標示ハンドブック及び路面標示施工研修会資料(法規編・施工編)

路面標示施工技能検定の移行への経過

昭和57年度、58年度及び59年度の3ヵ年間、「労働省認定路面標示施工技能審査」を実施したがその熱意及び実績並びに成果が高く評価され、当協会が最初陳情したとおり昭和60年8月10日労働省令第21号をもって検定職種に「路面標示施工」が追加された。

技能審査における合格者は、溶融式手押し路面標示作業1,457名、ペイント

式ラインマーカー路面標示作業180名で、これらの者を技能検定合格者に移行することについては職業訓練法施行規則第65条の規定に基づき昭和44年労働省告示第37号(技能検定の実技試験又は学科試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件)一部を改正(昭和60年8月10日付労働省告示第52号)第3条第2項に基づき技能審査認定規程第1条第1項により認定された路面標示施工技能審査において、溶融式手押し路面標示作業又はペイント式ラインマーカー路面標示作業を選択して実技試験に合格した者は、同条第4項により試験の免除を受けることができる。同条第5項により路面標示施工技能審査において溶融式手押し施工法又はペイント式ラインマーカー施工法を選択して学科試験に合格した者で労働省職業能力開発局長が定める講習を修了した者は、同条第9項により試験の免除を受けることができる。

斯くて学科試験の補足講習は、昭和60年10月4日の中部支部を始めに、昭和61年2月27日の北陸支部新潟地区を最後に、溶融式1,351名、加熱ペイント式242名が受講し、受験した。講習は共通科目約5時間・選択科目それぞれ約1時間30分であった。

なお、第1回技能検定の実施は昭和61年度前期に行われる予定である。



昭和60年度路面標示施工技能審査補足講習実施風景
(中部支部管内)

(13) 建設業業種の見直しと路面標示施工管理制度

現行の建設業における許可業種区分は、昭和46年に定められたもので28業種に分類されている。以来10年余経過して建設技術の高度化・専門化の進展に対応し、また建設工事の施工責任の明確化等の観点から業種の見直しが問題となつた。建設省におかれては許可業種区分の細分化或は統合化等建設業の実態に即して見直し検討を行われ、一応の結果が去る60年10月14日付の建設省告示第1368号及び建設省経建発第164号建設経済局長通達をもって改正せられた。ここでは当業界に関連する部分に限つて、協会側の要望を添え経過を述べる。

業種の見直しに関連して

通達の改正

新	建設工事の種類	建設工事の例示
	塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上げ工事、鋼構造物塗装工事、路面塗装工事

(注) 昭和59年12月6日ご説明

昭和60年2月6日資料提出

昭和60年7月26日ご説明

旧	建設工事の種類	建設工事の例示
	塗装工事	塗装工事、下地調整工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上げ工事、プラス工事

告示に対する協会側改正希望

路面標示工事は塗装工事中でも、一般塗装と異なつて施工法及び被塗装物があまりにも相違しているので、塗装内容を告示に明記して頂くことを希望した。しかし追加改正する必要がないことになった。

現行	建設工事の種類	建設工事の内容
	塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又は張り付ける工事

改正希望	建設工事の種類	建設工事の内容
	塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又は張付ける工事、加熱した塗料を道路面に塗布し、又は吹付けて区画線又は道路標示を画く工事

(注) 通達の改正の新の箇所に記載するものと同様

一般塗装と路面標示塗装

一般塗装と路面標示塗装に比べ、路面標示塗装の施工技術技能は、全く相違しているので、当協会は業種細分の必要はないが、塗装工事のなかで両者を区分して頂きたいという要請である。

請負工事入札参加資格に関する 経過

路面標示工事施工技術に従事する者の施工技術向上を目途に、昭和58年建設業法の技術検定の種目に、路面標示施工の追加をお願い検討を受けている時、或る地域において請負工事の入札参加資格について、有資格技術者の保有条件として、建設省告示第352号に準拠した内容が通知された。このことにより資格には今後国家検定が優先することを察し、路面標示工事に従事する技術者に対する技術検定制度の適用方について一層の推進に努めることとした。

技術検定種目の追加は難関

路面標示施工の追加をお願いし検討していただいたが採択にならず、その折、從来の二級施工管理資格中、從来の土木から薬液注入と鋼構造物塗装を分け、三種目に改正せられた。

路面標示工事施工管理制度の充実

路面標示工事施工作業に当って、施工の完璧を期するため次の事項に対処して施工管理の充実を図からねばならない。

- (イ) 供用中の道路上における作業であるから作業環境の最も悪い建設工事。
- (ロ) 交通事故及び労働災害を防止するための施工管理。
- (ハ) 交通の流通性と安全確保のための交通規制を主体とした施工管理。
- (レ) 近代技術を用いる新工法の検討及び開発。
- (ホ) 技術技能の向上と、新工法の開発に伴う新しい機械に対する教育等の施工管理。
- (ヘ) 施工技能と標示の品質管理。
- (ト) 施工に伴う原価管理。

等から、時代感覚豊富な眞の施工管理者を養成し、現場に常駐させる必要を感じる。よって、協会として路面標示施工管理士教育制度を設け、ご当局の承認を得て工事現場に常駐させる考え方を持っている。この制度が民間資格制度の建設大臣認定にとりあげて頂くことを期待している。

現行における路面標示工事入札参加資格

一般建設業の種類として塗装工事の許可を受けるのには、建設業法第7条の2号に定める専任の技術者を保有しなければならないが、建設省告示第350号及び建設省計建発第46号をみるとおいては、一般塗装工事と路面標示塗装工事の区別は判らない、建設省告示第352号をよくみれば一般塗装工事資格者のことのみであるが、これによって塗装工事の許可を受ければ、そのことによって路面標示塗装工事にも自然入札参加出来ることになる。路面標

示工事の高度化・施工管理の必要性を考える時、上記のようにならぬよう
に路面標示塗装工事確立の見地から、路面標示施工管理士或はこれに相当す
る国家検定資格者を保有することを条件とするよう明文化して頂きたいので
ある。

以上のとおり、路面標示塗装資格者を判然となすよう、ご当局に検討をお願
いするとともに、当協会として路面標示施工管理者の教育・現場常駐制度導入
方について積極的に検討中である。

(14) 建設工事における下請契約

建設工事は、各種の工事の組合せにより総合的に施工されるものであるから、工事の内容、規模等によっては下請による施工が少くないのである。下請により工事の一部が施工される場合は、元請が発注者との契約に従って的確に工事を施工するためには、元請は下請による工事の的確な施工を確保しなければならない。このため、元請は、優良な下請を選定し、この者と合理的な元請、下請関係を確立することが必要になる。また、下請においても、元請との契約に従って的確な工事の施工を期するため、施工能力の向上、雇用管理、労働安全管理等の改善を図らなければならない。さらに元請においては、下請において講じられるこれらの措置に関し、必要な指導、助言その他の援助を行うことが必要である。

これらのこととは、その工事の的確な施工を確保するため必要であるばかりでなく、下請のうち、より良い企業が更により良く発展することを可能にし、下請の健全な発展、ひいては元請及び下請を含む建設業全体の発展にもつながることとなるのである。上述の意味において、「昭和43・4・12に下請契約関係の適正化について」、「昭和47・4・1に建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準」、など度々監督官庁から指示があり、極く最近では「昭和60年12月13日下請代金支払いの適正化等について」が通達され、徹底方が図られている。元請と下請との関係を合理的に推進する具体的な事項について詳しい内容は皆さんによく承知するところであるから省略する。

次に元請と下請関係の基本は、下請契約を正しく結ぶことであって、当協会においても、中央建設業審議会からの建設工事標準下請契約約款に準拠して昭和54年度、工事下請契約約款の様式を統一し、これの活用方を奨励している次第である。この概要骨子は既によく聞いておられることと思うが具体的に少し説明をします。

先ず最初にお断りしますが、本契約約款の活用は法的には強制力を有するものではないが、元請及び下請の間で間違いが生じないことを期し、また何かで紛争がおきた時に円満に解決をつける手がかりとなるものである。

下請の契約には、一般に個別契約（工事一件毎に契約する方法）と年間契約（1年間の工事について、あらかじめ契約しておき、工事一件毎に注文書と請書を取り交わす方法）とが行われているので、当協会ではこの両者に対する2つの様式を用意している。

- すなわち (1) 個別契約の場合
工事下請契約書（個別契約用）
工事下請契約約款（個別、年間契約共通）
(2) 年間契約の場合
工事下請契約書（年間契約用）
工事下請契約約款（個別、年間契約共通）
注文書、請書

である。

個別契約は、いわゆる単発的に下請するもので、工事下請契約書によって下請注文を行うのであって、その際必ず工事下請契約約款をつけることにしている。

年間契約は、継続的に下請注文をする場合におけるもので、工事下請契約約款をつけて1ヵ年を通じて契約をしておき、工事の都度、注文書及び請書を交換することにしている。

要点を述べると工事下請契約書（個別契約）及び工事下請基本契約書「（年間契約で）注文書及び請書を含む」をもって下請代金額の支払方を詳細に示し、契約約款をもって、建設業の社会的使命及び責任の点から各法令の遵守を強調するとともに施工に関する指示通知などは書面をもって行い後刻発生するであろうトラブルを防止し、また施工に関する責任範囲の明確化を図っておる。更に大切なことは元請は下請の実態を十分に把握することが、施工を円滑順調に遂行する基本であるので、この点詳しく報告連絡することにしている。なお、損害を生じた場合の負担方、かし担保責任などについても述べられている。

次に、下請代金の支払いについては、出来形部分または工事完成後の支払いを受けた時は、受けた日から1ヵ月以内出来るだけ短い期間内に支払うし、前払金の支払いを受けた時にも下請の資材購入、労働者募集などに必要な費用を前払金として支払い、また特定建設業者は、下請が出来上がった工事の引渡しを申し出た日から起算して50日以内にその代金を支払うようにしたいものである。

最後に重ねて申し上げるが、当協会で定めている統一様式を活用し、元請と下請との間における意志疎通の完璧をはかり、適切なる工事を円滑に完遂して戴くことを強調する次第である。

(15) 道路維持作業用自動車の適用に際し

道交法の一部改正で、昭和54年3月31日から実施になった道路維持作業用自動車としての届け出に伴い、溶融ペイントト溶解釜車及びペイントマシンマーカー車は、自動車登録番号は分類8であることは何等疑義はないのであるが、実作業において機械又は材料を運搬或は先導する自動車は、上記道路維持作業用自動車と同一行動をとるので、これらの自動車も道路維持作業用自動車として認めていただくように陳情した。先ず運輸省自動車局に、次に建設省道路局に、更に警察庁交通規制課及び同交通局企画課にご審議いただいたが、結局適用されることにならなかった。ただ各現地で工事又は作業の際良く説明し実情を理解していただくよう指示があった。また分類番号8の自動車は運送用でないので、材料を積載することはできないが50kgまでは認められているようである。ただしその場合は車検有効期間は1ヵ年となるということであった。

(16) 道路標識及び路面標示施工法にメカトロ導入

昭和30年代及び40年代の高速度成長期を通じて中小企業と大企業との生産性格差は縮小傾向にあったが、昭和50年代の本格的安定経済成長期に入り、この生産性格差は再び拡大傾向にある。この背景には、産業ロボット、NC工作機械等のいわゆるメカトロニクス機器やコンピューター等の導入が大企業と比べて中小企業において大幅に遅れていることが大きな要因として考えられる。従って、中小企業においても今後新しい技術を取り入れた設備投資を積極的に行っていく必要がある。

また、エネルギー資源の大部分を輸入に依存せざるを得ないわが国のエネルギー事情等にかんがみ、エネルギー消費効率の高い高性能製造設備、石油代替エネルギー利用設備等の導入を中小企業においてもさらに一層進めていく必要がある。さらに、地域経済の再活性化を図るためにには、先端技術産業の進出に加えて、地域経済においてその大きな地位を占める中小企業の体质強化を図ることが不可欠である。

昭和59年度税制改正において創設された「中小企業新技術体化投資促進税制」及び「エネルギー利用効率化等投資促進税制」は以上のような中小企業が21世紀に向けて克服すべき緊急の課題である技術及びエネルギーの向上、地域経済の再活性化等を図るべく中小企業者の設備面の近代化に対して、特別償却又は税額控除制度を適用することにしたものである。

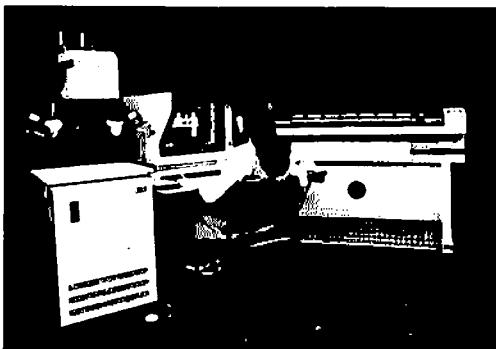
從来から中小企業の設備近代化のための基本税制としては、「中小企業の機械等の特別償却制度」があり、この制度は青色申告書を提出する中小企業者が単価140万円以上の機械・装置を取得した場合に、取得価格に対して初年度14%の特別償却を行うことができる制度等があった。今回の上述の促進税制は、対象設備としては通商産業省告示により指定せられるが、「原子機器利用設備」であって、取得単価が140万円以上、リースの場合はその費用総額が190万円以上であって、取得した初年度に取得価格の30%の特別償却か、または7%の税額控除かを選び得る。もしリースする場合は、初年度費用総額の60%相当額について7%の税額控除が行われるもので適用期間は昭和59年4月1日から61年3月31日までの2年間となっているが、さらに延伸される予定である。「エネルギー利用効率化等投資促進税制」に関しては省略する。

スコッチマスター

道路案内標識のレイアウト図及び文字をコンピューターに記憶させておいて、必要なレイアウト図及び文字をキーボードにより呼び出して任意に大きさを修

正し、ディスプレーでこれを確認したうえで、レイアウト図及び文字を作成し、またプロッターやカッターと連動させて反射シートを指定どおりカットするものである。価格は1,100万円～1,300万円である。

本機はいまなお多少改良中であるが、税制関係の適用については既に通商産業省告示になっている電子計算機によることになっている。而して対税務で必要な時は、(社)日本原子工業振興協会の説明書を入手するとよい。(住友3M㈱に連絡をとるとよい)。



スコッチマスター

道路標示自動作図機

道路に表示する文字記号の道路標示を、マイコンに記憶させておいて、施工する文字記号に対する作図パターンを選択用スイッチで呼び出し、所要パターンを確認したうえで、スタートスイッチを入れて本装置を手押し前進させる。然るとき塗料は噴射ノズルが間欠的に塗料適正をジェット噴射して指定パターン(作図)をドット状に描くものである。作業速度は30m/minであるから手作業による場合に比べて正確で能率的であり、また交通規制も短時間ですむ点が特長である。

現在は作図のみであるが、塗装まで同時にできるよう研究中である。



道路標示自動作図機

(17) 標識週間

道路が交通施設として、その機能を完全に発揮するには道路本体の構造が良好に保全されていることはいうまでもないが、道路交通に対して種々の情報を提供する道路標識が適切に設置され、管理されていることがまた必要条件である。

道路標識の管理については従来から日常パトロールなどにより実施されてきたが、近年における道路交通は複雑化・多様化し、沿道条件の急激な変化などに鑑み標識の設置状況について広域的・集中的な見直しの必要性が高まり道路標識の一層の整備が要請され、特に、案内標識については面的広がりの中で設置基準、設置方式、表示内容の整合性などが早急に対処すべき問題として指摘されている。

去る昭和50年2月に開催された全国道路維持修繕課長会議において、全国的な規模で組織的・定期的に道路標識の見直しを行うことを目的として、標識週間が提案された。

これを受けて昭和50年10月27日から11月1日まで、1週間初めての試みとして関東ブロック(関東地方建設局、東京都、神奈川県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県、埼玉県、山梨県、横浜市、川崎市)で標識週間を実施し、昭和51年度には関東ブロックに東北ブロック、四国ブロックを加えこの行事が拡大された。

昭和52年度標識週間は10月24日から10月29日まで実施され、前年度に引き続き種類別に取替えや修復を要するもの、設置位置の間隔、設置方法について変更すべきもの、新しく追加する必要があるもの等について細かくチェックすることになった。

建設省道路局では、昭和50年度から3ヵ年一部地方建設局を中心に実施して、標識に対する意識の高揚など著しい効果を収めてきたので、昭和53年度からは「標識週間」を全国で展開することとなり昭和53年7月6日付で各都道府県、指定市、地方建設局など関係機関に協力方を要請された。

実施体制としては建設省各地方建設局管内・北海道・沖縄県をブロック単位とし、各ブロックに建設省、各都道府県、指定市の各道路管理者からなる「道路標識適正化委員会」を設ける。委員会の構成は地方建設局の道路部長を委員長とし、管内各都道府県、指定市の道路維持担当課長を委員として構成する。なお委員会の下部機構として実務担当者による幹事会が設けられる。

実施時期は毎年おおむね10月に実施する。期間は月曜日から土曜日までの6日間とし、このうち原則として3日間を現地調査、残りは調査データの整理、解析を行う。

調査方法は道路管理者ごとに標識モニターを組織し、管内道路の①標識設置の現況②取替えまたは修復を要する標識の有無③設置位置、間隔または設置方式を変更すべき標識の有無④新たに追加を要すると思われる標識有無⑤その他、何らかの変更を要する標識の有無等調査を行う。

調査結果の活用方法として、道路標識適正化委員会は標識週間に実施された調査結果について担当モニターおよび視察委員より報告を求め、その結果を取り纏める。各道路管理者は調査結果に基づいて管内の道路標識整備の推進と維持管理の強化を図るとともに、道路標識適正化委員会において標識の改善状況等に関し情報交換を行う。

「標識週間」における広報活動は、①道路標識（特に案内標識）の果たす役割を道路利用者に理解してもらうほか、道路に対する関心を高めること、また標識についての意見、要望等を募集することにより不特定多数の一般市民との接触をはかる。②自動車運転者だけに限らず、広く一般市民を対象とする。③各県、市町村等の広報紙、新聞、週間誌等に広告を掲載する。④ポスターの作成等である。



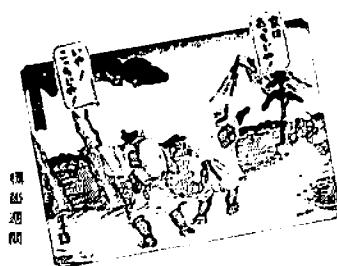
建設省道路局が53年広報素材として試作したポスター

昭和54年度「標識週間」は10月15日から10月20日までの6日間実施された。当協会も本年度から協賛することになりPR用のポスターの作製を担当することとなり、絵心があり職業として標識に携わっている岩本澄孝氏に雑賀会長がお願ひし、以来昭和59年度までご苦労をおかけした。昭和54年度は第一作として、弥次喜多道中のユーモアもあり浮世絵という風変わりなポスターで人目につきやすいようにした。画題は「弥次喜多道中」標語は「標識は今も欠かせぬ道しるべ」とし、4,100枚を印刷し当協会から各地方建設局に送付し、地方建設局より関係方面に配布した。

昭和55年度は10月6日から10月11日までの6日間で行事計画は①標識週間の広報活動②標識設置状況点検③案内標識内容の点検の三柱を決め、各ブロックの道路標識適正化委員会が実施方法など詳細を検討のうえ実施された。ドライバーから一般市民にいたまるまで道路標識に対する意見、要望を募集する。全標協製作のポスターもそうしたPRに役立てられた。画題は「オズの魔法使い」標語は「標識さえあれば……」とし、6,000枚を印刷し当協会から各地方建設局に送付し地方建設局より関係方面に配布した。

昭和56年度は10月5日から10月10日までの6日間と定め行事計画は①標識週間の広報活動②案内標識内容の点検の2点であった。ポスターの作製については従来通り全標協が行い、画題は「蟻と標識」、幻想的な絵の感じにしようと思いながら書いたので標語の文字ではなく標識週間の文字だけとなった。印刷数は、9,560枚で当協会から各地方建設局に送付し、地方建設局より関係方面に配布した。

標識は今も欠かせぬ 道しるべ



道筋標識の意見をお寄せ下さい。

弥次喜多道中(54年)



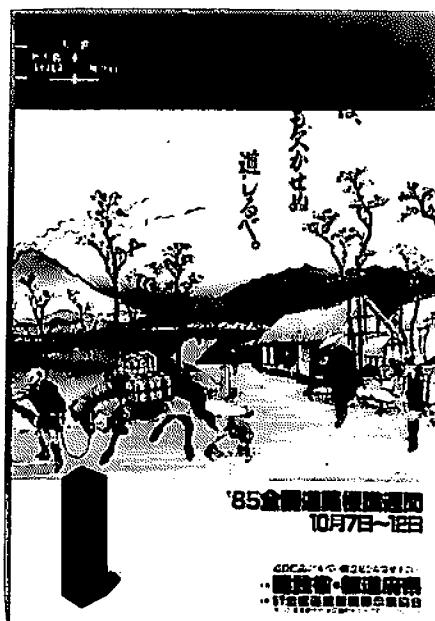
お問い合わせ下さい。見付だれ様

蟻と標識(56年)

昭和57年度は、10月4日から10月9日までの6日間実施された。行事計画は①標識週間の広報活動②案内標識内容の点検③案内標識の表示内容の調査研究を決め各ブロックの道路標識適正化委員会が詳細を検討のうえ実施された。ポスターの作製は従来通り全標協が行い、画題は「迷路」標語は「はじめての道でも標識さえあれば」に決定し7,840枚を印刷し当協会から各地方建設局に送付し、地方建設局より関係方面に配布した。

昭和58年度の全国道路標識週間は10月3日から10月8日までの6日間で、行事計画は、①案内標識の表示地名、距離等の表示内容について道路相互間、道路管理者間の整合を図るための調査検討②道路環境づくりの一環として、現在市民に親しまれている道路愛称の普及活動③道路標識に対する道路管理者へのアンケートの実施を定め各ブロックの道路標識適正化委員会が詳細を検討のうえ実施された。ポスターの作製は従来通り全標協が行い、画題は「砂漠の星」標語は「またたく星が道しるべ」に決定し、9,150枚を印刷し当協会から各地方建設局に送付し地方建設局より関係方面に配布した。

昭和59年度の全国道路標識週間は10月1日から10月6日までの6日間で、行事計画は①道路標識週間の広報活動②案内標識内容の点検要領③道路の愛称の普及についてに決まり、詳細な実施方法等はブロックの道路標識適正化委員会で検討の上実施された。ポスターの作製は従来通り全標協が行い、画題は「江戸時代のみちしるべ」とし9,150枚を印刷し、当協会から各地方建設局に送付し地方建設局より関係方面に配布した。



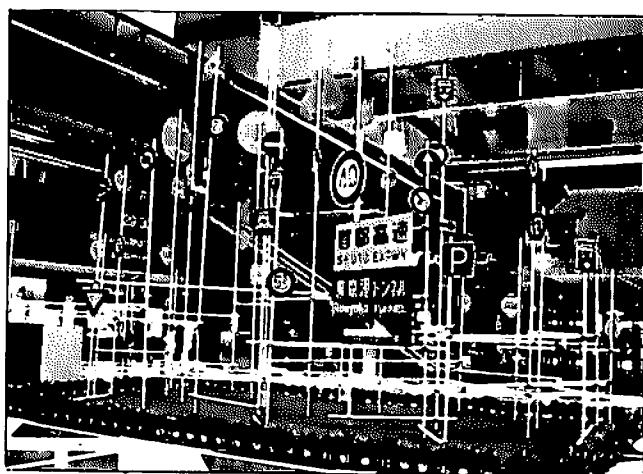
木曾街道浦和宿(60年)(国道17号)

昭和60年度は10月7日から10月12日までの6日間と決め行事計画は、①道路標識週間の広報活動②案内標識内容の点検要領③道路の愛称の普及についてを決め各ブロックの道路標識適正化委員会が詳細を検討のうえ実施された。ポスターの作製は從来通り全標協が行い、画題は「木曾街道浦和宿」（東京国立博物館所蔵）標語は、「標識は今も欠かせぬ道しるべ」に決定し、10,590枚を印刷し当協会から各地方建設局に送付し、地方建設局より関係方面に配布した。

(18) 交通安全フェアー

政府の交通対策本部（総務庁・警察庁・建設省など関係各省庁で構成）では、広く国民に対して交通安全思想の普及徹底と、正しい交通ルール実践の習慣付けを目的に、昭和52年度より毎年「交通安全フェアー」を開催している。第1回は昭和52年9月18日より9月22日の5日間、東京都千代田区北の丸公園内、科学技術館及びその周辺において「みんなですすめる交通安全」をテーマに開催されたが、当協会もこれに協賛し、道路標識についてのパネル等出品展示した。その後毎年開催される「交通安全フェアー」に協賛出展し好評を博している。

特に第5回以降キャンペーンテーマとして「街に思いやりの輪をひろげよう」がとりあげられ、成果をあげている。



全標協出品展示場風景

(19) 国際交通博覧会（EXPO'86）へ標識の出展

1986年ヴァンクーバー国際交通博覧会に対し、我が国はこれに公式参加することになった。我が国の交通事情や高度な交通技術を紹介することは、交通技術先進国として国際的な責任であり、国際協力の推進に役立つと考えられたからである。

この交通博には、交通安全に関する各種の出展があり、道路標識についても建設省・警察庁を通じて出展を要望された。本協会としては、日本の道路標識を世界に知って頂くための機会でもあり、別表に掲げる11点の標識を会員5社の協力を得て製作・出展した。

なお、国際交通博（EXPO'86）の概要は次のとおりである。

性格：国際博覧会条約に基づく特別博覧会

目的：人類の発展と未来に交通が大きな役割を担っていることから、世界の交通に関する問題を多角的に紹介し合い交通の将来を展望する。

場所：カナダ国ブリティッシュ・コロンビア州ヴァンクーバー市

会期：1986年5月2日～10月13日（165日間）

別表
出展標識一覧表

標識番号及び名称	寸法 (mm)		
	左	右	天 地
(108の2-A) 方面及び方向	1500		1000
(118) 国道番号	(1.6倍) 720		692
(104) 入口の予告	1200		1200
(119-B) 街路の名称(青山通り)	1340		340
丹頂鶴の案内	600		900
"補助板	600		150
熊に注意	600		900
(301) 通行止め	Φ600		
(330) 一時停止	800		
(332) 歩行者横断禁止	600		600
(404) 停車可	600		600
計 11 点			

(20) 関係団体への協賛・協調

昭和54年10月、社団法人日本道路協会主催の「日本道路会議」に協賛参加し、標識・標示等の交通安全施設に関する技術の向上を協力した。本会議は隔年に開催されており、以後毎回継続して協賛参加している。また当協会が加入している全国道路利用者会議、都市計画街路事業促進協議会、道路整備促進期成同盟全国協議会等の共催により毎年開催される「道路整備促進全国総決起大会」に参加し、道路整備促進を訴えているほか、財団法人全日本交通安全協会、都道府県交通安全協会主催による「交通安全全国民運動中央大会」にも毎年参加、さらに「社団法人全国交通安全母の会連合会」に賛助会員として加入し、安全運動の実施並びに安全教育の普及に努めている。なお、財團法人「日本自動車連盟」とも連携して協会業務の遂行を図っている。

当協会の業務の性質上、路材表示協議会、日本ガラスビーズ協会及び道路反射鏡協会とは常に緊密な連絡を保ち、必要に応じ共同で調査研究を行ない、また研修会や講習会には講師を派遣頂く等大いに発展のため、お互いに良く協力している。

また財團法人経済調査会に協力し、道路標識及び路面表示工事の実態を把握するため施工工事について調査を行った。(昭和54年) その他交通、道路関係の諸団体とたえず連携をとりながら円滑な協会業務の遂行に努めている。

(2) 現在の課題あれこれ

国民の消費生活は大変豊かになっている今日、21世紀を目指して環境の良い豊かで潤のある国民居住生活を営めるよう、社会资本の整備を急ぎ一面内需の拡大を図ることが、大きな施策として取り上げられている。然しながら、国内景気は沈滞したままで、明るい日本であるとはいえない。建設業も決して多くの発注をみず過当競争になりがちの状態にある。先般建設省が答申された建設産業ビジョン研究会報告を拝見して考へるのは次の諸課題である。

第一に、過当競争が高じて昭和59年2月21日公正取引委員会が建設業向けに「独禁ガイドライン」を公表されたが、最近またこのような事件が発生しているやに聞く。当業界においては適正な競争の確保によりモラルを重んじ絶対にかかる不始末があつてはならない。

第二に、社会资本の整備によって建設業が大いに拡大するような錯覚をもっている人が多いようである。或る程度は発注量が多くなるとしても大したことではない。

第三に、広くニーズに沿うための建設業の業種毎の内容に相当の変化があると思われる。これに答えるためには鋭意近代知識を深め新しい感覚をもたねばならない。

第四に、工事の施工法にメカトロ及び情報化等新技術を積極的に導入し、もって生産性を向上する、付加価値を高める、経営管理を合理化する等の手法を講じ、企業経営を近代化しなければならない。

第五に、建設業は決して受注産業ではない、新しい発想で自ら需要を生み出し、生き生きとした活力ある建設産業に脱皮することが、眞の課題である。

第六に、それにはまず個々の企業者が自助努力を積み重ね、あらゆるニーズに答え得る姿勢にならなければならない。

第七に、各企業者間で連絡協調を保つことが必要である。

以上、これから世代を対象に幾つかの課題を述べたが、先ずもって現在の施工にあたって技術技能をより一層レベルアップし、新しい機械を能率よく使用し、合理的な施工体制を確立するためには、施工管理者制度を導入し、現場に常駐させることが今後の施工体制であると確信する。優秀な技術技能、財産的基礎及び誠実性を保有してこそ、これから必要とする建設業者であることを強調する。

10年のあゆみ

10 10年のあゆみ

(1) 年表

年号	月	沿革と行事
昭和38年	8月	「全国道路標識業協会」を任意団体として設立。会長に大島司朗氏就任。 道路標識の規格統一、品質向上を図り、東京オリンピックを前に控えた道路整備の一翼を担う。
昭和39年	4月 8月	第2回世界道路会議（IRF）太平洋地域会議（於東京）に参加。 標識令改正の資料作成配布。
昭和40年	9月	「道路標識ハンドブック」初版を発行し、道路標識の設置計画、設計、施工の標準化を図る。
昭和42年	6月 8月 10月	「道路標識ハンドブック」改訂版発行。 「道路標示に関する基礎的研究」（交通工学研究会報告書）を出版。 「道路標識標準価格表」を発行。（以後48年まで、毎年発行）
昭和43年	10月	「道路標識ハンドブック」3版発行。
昭和44年	4月	関係官庁に対し、道路標識の完備増設方陳情。
昭和45年	3月	「道路標識ハンドブック」4版発行。
昭和46年	2月 7月	世界道路会議（IRF）道路標識セミナーに協賛。 パンフレット「道路標識」（協会の事業と会員名簿）を発行。
昭和47年	6月 7月	「道路標識ハンドブック」5版発行。 第1回会員研修会を東京で開催。
昭和48年	4月 5月 10月	「道路標示部会」を設置し、関係企業の入会を促進し企業の健全化と協会の充実を図る。 「道路標識標準価格表」を発行。（以後毎年発行） 「統一交通管理マニュアル」（米国運輸省連邦道路局編1970年版）を翻訳出版。 協会創立10周年記念式典開催。 東京において会員研修会を開催。 関係官庁に対し積算価格について陳情。
昭和49年	5月 10月	社団法人全標協設立総会において協会の名称を「全国道路標識・標示業協会」に改称。 「道路標識ハンドブック」6版発行。 東京において会員研修会を開催。
昭和50年	2月 10月	機関紙「全国標識標示広報」（月刊）の刊行をエディタースタッフ社に委託し創刊号刊行。（以後毎月続刊） 仙台、大阪において会員研修会を開催。

年号	月	沿革と行事
昭和51年	2月	本協会の創始者で、業界の育成に努力された会長大島司朗氏逝去。5日、東京都千日谷会堂で协会葬を挙行。
	4月	会長に岩澤賢吾氏就任。社団法人化についての設立許可申請。内閣総理大臣、建設大臣の許可により、「社団法人全国道路標識・標示業協会」を設立。4月1日を創立記念日と定める。
	5月	社団法人設立に伴い16日臨時総会を開催し当面の懸案事項の審議役員の選任、会長及び副会長の承認を行う。
	8月	第1回通常総会開催。協会規則、支部運営方針などを定める。
	9月	協会庶務規程、協会職員就業規則、協会職員給与規程、協会退職手当支給規程を定める。
	11月	全国10支部の設置を下旬に終る。
	12月	協会事務所を千代田区霞ヶ関3丁目3番3号「尚友会館」から、同区麹町4丁目5番地「第7麹町ビル」に移転し、本部事務局体制の強化を図る。「道路標識ハンドブック」7版発行。
	12月	「会員名簿」発行。
	3月	警察庁との懇談会。
	5月	正会員250名となり、当初の目標に達する。
昭和52年	6月	第2回通常総会開催。(定款の一部改正、役員の資格に関する定款の一部改正及びこれに伴う協会規則の一部改正)
	8月	建設省及び路材協との懇談会。
	9月	交通安全フェア(第1回)に協力賛助すると共に、標識標示に関する出品を行う。
	10月	世界道路会議“IRF”(第8回)がわが国で初めて行われ、これに協賛。
	11月	降雪地道路標示研究会(警察庁関係)に参加し、調査に協力。
	1月	「道路標識標示工事の積算」(初版)を発行。これにより、従来の「道路標識標示標準価格表」を廃止。
	2月	道路標識構造の耐久性に関する調査研究(警察庁関係)に参加。
昭和53年	3月	警察庁の「路面標示黄色」の実地試験に協力。
	4月	会員章を制定。建設省との懇談会。
	4月	警察庁の依頼を受け「道路標示黄色見本」を作成。
	5月	「協会概要」初版発行。「会員名簿」発行。
	5月	第3回通常総会開催。
	7月	全標協生命共済制度を導入し、会員会社の健全化の一助とする。
	7月	沖縄県交通方法変更の作業に沖縄支部が全面協力し、その成果に対して関係先より受賞。(7月30日切替実施)
	8月	警察庁との懇談会。
	9月	正会員数300名を超える。
	12月	「自転車横断シンボルマーク原寸図」を、警察庁の依頼により作成。
昭和54年	8月	交通安全フェア(第2回)に協賛出展。九州支部事務局の開設。
	9月	「道路標識耐久性調査」を警察庁科学警察研究所より受託。
	1月	降雪地道路標示試験(警察庁関係)に協力。
	4月	建設省との懇談会。「協会概要」発行。
	5月	第4回通常総会開催。
		功労者の表彰。(総会を機に、本協会業務又は道路標識・標示事業に貢献した本協会員等の表彰を行う、以後毎年継続)

年号	月	沿革と行事
	6月 9月 10月 11月 12月	会長に稚賀武氏就任。前会長岩澤賢吾氏顧問に就任。 「会員名簿」発行。路材協との懇談会。 交通安全フェア（第3回）に協賛出展。 元請・下請関係の合理化を推進するため「下請契約約款」を制定。協会会計処理規程を定める。 「日本道路会議」（隔年開催）に協賛し、標識・標示等の交通安全施設に関する技術の向上を図る。 「道路標識週間」（建設省関係）に際してポスターを作成、標識の普及啓蒙に努める。 標識・標示工事における安全費の計上を警察庁、建設省に陳情。 中小企業近代化促進法の適用。（政令第300号）“近促法”に基づく指定業種に「道路標識又は道路標示の設置工事業」が指定され、当協会が近代化の推進母体となる。 建設省に対し案内標識増設方陳情。
昭和55年	2月 3月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 12月	「道路標識ハンドブック」8版発行。 「会員名簿」発行。総理府、建設省、警察庁に対し「日本地名標識協会」設立反対について陳情。 「路面標示・道路標識工事の技術・技能研修テキスト」発行。 第5回通常総会開催。 「協会概要」発行。 「耐候性試験用・路側標識柱製作」業務を建設省土木研究所より受託。路材協との懇談会。 「業態調査」実施。“近促法”に基づく近代化計画策定に資するため、大規模な業態調査を実施。 交通安全フェア（第4回）に協賛出展。労働省に技能検定制度・適用方陳情。（以後10月、56年3月にも実施） 「道路標識週間」に際してポスターを作成、標識の普及啓蒙に努める。 「道路標識の耐久性に関する現地調査」業務を建設省土木研究所より受託し、青森、茨城、鹿児島において実地調査を行う。 「道路反射鏡の見え方試験」業務を建設省土木研究所より受託し、土木研究所構内において実験を実施。
昭和56年	1月 3月 4月 5月 6月 7月 9月	世界道路標識展（西ドイツ・エッセン市で開催）に我が国の標識を出展し、世界に紹介する。 常設委員会増設。道路反射鏡・視線誘導標・防護柵・カラー塗装委員会を新設し、広く交通安全施設に関する研究開発、技術の向上を図る。 建設省「道路標識・道路標示設置工事業の近代化計画」を告示。建設省に対し分離発注について陳情。警察庁に対し安全費について陳情。機関紙「全国標識標示広報」廃刊。 東北支部事務局を開設。 第6回通常総会開催。 機関誌「全標協広報」第1号発行。（以後毎月15日発行） 協会事務所を千代田区麹町4丁目5番地第7麹町ビルから同町4丁目2番地6第二泉商事ビルへ移転。 路面標示施工技能審査制度導入の為、労働省職業訓練局技能検定官立合いの下に川崎市内において路面標示工事のテストを実施。 「区画線の耐久性に関する解析」業務を建設省土木研究所より

年 号	月	沿革と行事
	10月 11月 12月	<p>受託。臨時総会開催。(定款一部改正、専務理事の交代を議決。) 「道路標識板製作要領」を発行し製作方法の標準化を図る。交通安全フェア（第5回）に協賛出展。</p> <p>「日本道路会議」に協賛参加。「道路標識週間」に際してポスターを作成、標識の普及啓蒙に努める。</p> <p>定款の一部改正。役員数、役員の種別の変更等について主務官庁の認可を得る。道路反射鏡に関するアンケート調査を実施。「会員名簿」の発行。</p> <p>路材協との懇談会。</p>
昭和57年	2月 3月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月	<p>東京外5地区において建設業簿記会計講習会開催。(財)全国建設室内工事業協会と共催、3月まで)</p> <p>交通安全施設の維持修繕、路面標示施工技能審査制度導入についてのご支援及び分離発注について主務官庁に陳情。</p> <p>労働大臣に「路面標示施工技能審査認定申請書」を提出。</p> <p>第7回通常総会開催。(常務理事の選任)正会員400名を超える。</p> <p>労働大臣より路面標示施工技能審査認定さる。</p> <p>路面標示機械施工委員会を常設委員会として設置、施工の合理化を図る。</p> <p>「溶融式トラフィックペイントの機械施工」を発行。</p> <p>路面標示施工技能研修会を全国9ヶ所において実施。(10月まで)</p> <p>「区画線の耐久性、消去方法に関する解析」業務を建設省土木研究所より受託。</p> <p>「道路標識調査」業務を関東地方建設局より受託。交通安全フェア（第6回）に協賛出展。</p> <p>「道路標識週間」に際してポスターを作成、標識の普及啓蒙に努める。「協会概要」の発行。</p> <p>路面標示施工実技試験を全国10ヶ所において実施。(58年2月まで)</p> <p>「緩衝施設の筋的実験」に関する業務を建設省土木研究所より受託。</p> <p>路面標示施工学科試験を全国9ヶ所において一斉に実施。</p>
昭和58年	1月 3月 5月 7月 8月	<p>「会員名簿」の発行。</p> <p>「溶融型トラフィックペイントの一般物性試験及び試験片製作」の業務を建設省土木研究所より受託。</p> <p>路面標示施工技能審査合格者(631名)発表。建設省土木研究所の「案内標識に関する調査研究資料」をスライド映像化。</p> <p>第8回通常総会開催。関東支部事務局開設。</p> <p>「路面標示ハンドブック」初版を発行、路面標示の設計、施工の標準化を図る。</p> <p>建設産業専門団体協議会発足。(当協会も加入)</p> <p>「区画線の耐久性に関する解析」業務を建設省土木研究所より受託。「道路標識調査」業務を関東地方建設局より受託。</p> <p>路面標示施工技能研修会を全国10ヶ所において実施。(9月まで)</p> <p>「道路標識の改善に関する調査研究」業務を建設省より受託。建専協として国会、関係省庁に公共事業費確保の陳情。</p> <p>路面標示施工実技試験(溶融式手押し)実施。(12月まで)</p> <p>建設省の近代化造改善の取組状況に関するヒアリングに各支部分会参加。</p>

年号	月	沿革と行事
	9月 10月 11月 12月	交通安全フェア（第7回）に協賛出展。 「日本道路会議」に協賛参加。「道路標識週間」に際してポスターを作成、標識の普及啓蒙に努める。 「緩衝施設の筋的実験」に関する業務を建設省土木研究所より受託。路面標示施工学科試験（溶融式手押し）全国10ヶ所において一斉に実施。「協会概要」発行。 路面標示施工実技試験（ペイント式ラインマーカー）実施。 路面標示施工学科試験（ペイント式ラインマーカー）を全国5ヶ所において実施。（59年1月まで）
昭和59年	2月 3月 4月 5月 6月 8月 10月 11月 12月	路面標示施工技能審査合格者（溶融式手押し、550名）発表。 路面標示施工技能審査合格者（ペイント式ラインマーカー、36名）発表。 「レーンマーク材の試験施工」業務を建設省土木研究所より受託。技能審査合格者の処遇について主務官庁に陳情。 建専協公共事業の確保等について自民党3役に陳情。 建専協公共事業の確保等について自民党3役に陳情。 第9回通常総会開催。四国支部事務局体制の整備。 近促法に基づく近代化計画の推進状況調査。 協会定款等重要通達集の追録作成。「会員名簿」発行。建専協と自民党との懇談会において公共事業費の確保等陳情。 「道路標識の改善に関する調査研究」業務を建設省より受託。路面標示施工技能研修会を全国10ヶ所において実施。（8月まで） 交通安全フェア（第8回）に協賛出展。 「道路案内標識調査業務」を関東地方建設局より受託。 路面標示施工実技試験を全国10ヶ所において実施。（11月まで） 「道路標識週間」に際してポスターを作成、標識の普及啓蒙に努める。近促法に基づく近代化計画推進事項の中間報告書を建設省に提出。 「道路標識の視認性実験解析」業務を建設省土木研究所より受託。 「都市景観と案内標識調査業務」を関東地方建設局より受託。 路面標示施工学科試験を全国10ヶ所において一斉に実施。 建専協は公共事業の確保等について自民党3役及び衆参両院自民党議員に陳情（12月にも） 「区画線の耐久性に関する調査及び解析」業務を建設省土木研究所より受託。
昭和60年	1月 3月 5月 6月 7月 8月	路面標示施工技能審査合格者、溶融式手押し（276名） ペイント式ラインマーカー（144名）発表。 技能審査合格者の処遇について主務官庁に陳情。 「中小企業と近代化促進法のあらまし」発行。 第10回通常総会開催。 警察庁の依頼を受け「2段階右折標識」の原図を作成。 「実験用標識類」業務を建設省土木研究所より受託。 「道路標識の視認性に関する調査業務」を関東地方建設局より受託。 「道路標識の視認性に関する調査」を建設省土木研究所より受託。 「道路反射鏡ハンドブック」を発行し、道路反射鏡の設計、施

年号	月	沿革と行事
	9月 10月 11月	<p>工の標準化を図る。</p> <p>交通安全フェア（第9回）に協賛出展。</p> <p>路面標示施工技能審査廃止。路面標示施工が新たに技能検定職種に追加。</p> <p>「会員名簿」発行。昭和61年度税制改正に関する要望書提出。</p> <p>「道路案内標識表示調査業務」を関東地方建設局より受託。</p> <p>「日本道路会議」に協賛参加。「道路標識週間」に際してポスターを作成、標識の普及啓蒙に努める。</p> <p>路面標示施工技能審査抽足講習を全国11ヵ所において実施（61年2月まで）。正会員の経営形態調査。</p> <p>建設省より建設業許可業種区分について建設工事の例として塗装工事に「路面標示工事」が追加。</p> <p>「協会概要」発行。</p> <p>税制改正について税調関係自民党議員に陳情（12月にも）。</p> <p>近促法指定業種に指定されてからの成果調査。</p>
昭和61年	1月 2月 3月	<p>自民党総裁より党に協力したことにより感謝状授与。</p> <p>国際交通博覧会EXPO'86（於カナダ・バンクーバー、86年5月～11月）に標識の出展準備。</p> <p>建設省に近促法指定業種に指定されてからの成果調査結果を報告。</p>

（注）参考として任意団体当時の沿革と行事の概要も掲載した。

(2) 役員の変遷

役職名	昭和52年5月20日選任	昭和54年5月17日選任	昭和56年5月20日選任	昭和56年9月28日選任	昭和58年5月19日選任
会長	岩澤賢吾	稚賀武	稚賀武	稚賀武	稚賀武
副会長	稚賀武	隅部明	隅部明	隅部明	神宮司英武
〃	隅部明	神宮司英武	神宮司英武	神宮司英武	副島敏夫
〃				副島敏夫	
専務理事	菊池和平	菊池和平	菊池和平	東幸徳	東幸徳
常務理事					佐藤年春
常任理事 (常務理事)	深澤志津雄	深澤志津雄	大野重恵	大野重恵	熊野忠郎
〃	神宮司英武	染谷行夫	佐藤郁男	佐藤郁男	山田進
〃	染谷行夫	岩佐文人	桑山昌義	桑山昌義	渋谷敏郎
〃	岩佐文人	佐藤郁男	副島敏夫	宮村泰	宮村泰
〃	宮村泰	宮村泰	宮村泰	毛利光男	前山義彦
〃	新美喜久雄	新美喜久雄	毛利光男	宮川勇	矢野吉児
〃	雅賀普吉	宮川勇	宮川勇	岡部恵次	吉武徹
〃	長義則	手島秀義	岡部恵次		林麒三郎
〃					岡部恵次
理事	熊野忠郎	大野重恵	山田進	山田進	佐藤博美
〃	桑山昌義	桑山昌義	岩澤顯司	佐藤博美	佐藤郁男
〃	宮本誠	岩澤顯司	近藤友司	岩澤顯司	桑山昌義
〃	佐藤郁男	近藤友司	渋谷敏郎	近藤友司	武居栄作
〃	毛利光男	毛利光男	前山義彦	渋谷敏郎	西川政之助
〃	井内力	雅賀普吉	雅賀普吉	武居栄作	三瓶信夫
〃	渡辺時安	渡辺時安	渡辺時安	前山義彦	東操
〃	手島秀義	金井松廣	清水一	雅賀普吉	西田一男
〃				吉武徹	八條勝治
〃				渡辺時安	清水一
〃				清水一	
監事	森本一男	森本一男	平野三好	平野三好	岩澤顯司
〃	林麒三郎	林麒三郎	早戸邦夫	早戸邦夫	毛利光男

(注)

- 1 昭和51年4月16日選任については 30 頁参照。
- 2 昭和56年9月28日選任時より従来の常務理事を常任理事に変更。
- 3 昭和57年5月18日常務理事佐藤年春を選任。
- 4 昭和60年5月21日選任については 56 頁参照。

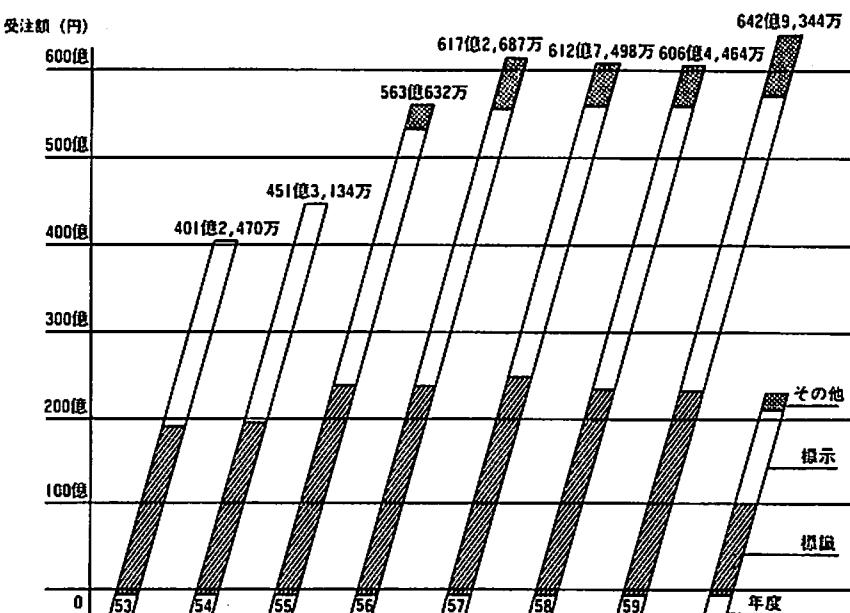
(3) 賛助会員名簿

会員名	責任者氏名	郵便 番号	所 在 地
岩淵金属工業㈱	取締役社長 富田 茂	105	東京都港区虎ノ門1-2-20 第19森ビル5F
勝神戸製鋼所軽伸事業部	軽合金構販部 長 高木 晃	100	東京都千代田区九の内1-8-2 第1鉄鋼ビル
光洋自動車工業㈱	代表取締役 中川末男	556	大阪市浪速区立葉町1-3-13
勝コバヤシ	産業資材課長 渡辺忠昭	111	東京都台東区浅草橋3-26-5
住友スリーエム㈱ 反射材製品事業部	取締役社長 奥田英博	158	東京都世田谷区玉川台2-33-1
(社)全国交通安全母の会 連合会	会長 加藤キヨイ	102	東京都千代田区平河町2-16-6 第3工業ビル5F
勝東洋内燃機工業社	製品販売部 長 佐々木龍夫	213	神奈川県川崎市宮前区 神木本町2-20-1
道路反射鏡協会	会長 逸見當之	530	大阪市北区芝田2-8-33 日本ボリエステル㈱内
日本ガラスピース協会	会長 江本義男	108	東京都港区高輪1-4-26 日興ビル内
日本道路標識柱工業会	会長 八木 昭	101	東京都千代田区内神田1-14-8 長谷川ビル東京樹脂ライニング工業㈱内
古河電気工業㈱	加工品部長 清川昭義	100	東京都千代田区九ノ内2-6-1
平和生命保険㈱ 法人営業部	取締役法人 営業部長 菊沼昭治	104	東京都中央区銀座3-2-16
九一钢管㈱	代表取締役社 長 吉村精仁	550	大阪市西区北堀江3-9-10
勝みかど標識	取締役社長 長 義則	816	福岡市博多区光丘町1-3-27

(4) 年度別受注額調（53年～59年）

年 度	(単位：万円)						
	建設省	公安委員会	都道府県	公團関係	市・区役所	都道府県公社	計
53	663,048	2,475,898	469,170	165,959	206,897	31,497	4,012,469
54	676,584	2,907,710	509,017	157,772	238,254	23,797	4,513,134
55	776,657	3,407,146	767,494	194,229	454,130	30,976	5,630,632
56	744,661	3,472,931	990,889	230,192	562,557	171,457	6,172,687
57	750,407	3,657,750	972,437	240,069	447,734	59,101	6,127,498
58	739,571	3,519,262	1,000,990	278,247	476,249	50,145	6,064,464
59	775,715	3,513,579	1,191,322	381,638	473,148	93,942	6,429,344

(注) 各支部報告分の集計



支部の活動状況

11 支部の活動状況

全標協法人設立前

北海道支部

昭和37年まで道内の道路標識等の交通安全施設に関する業者は少なかった。翌年に全国道路標識業協会（任意団体）設立の時、道内より熊野志郎氏（キタワラ資材株）が発起人の一人として参画し協会を設立した。設立後、理事兼北海道支部長として、数少ない道内業者に呼びかけ、昭和39年1月3社（林屋、興国企業、山王商事）の参加を得て正式に北海道支部を結成し、漸く組織的な業界の連繋をとり得た。

これ以前は、各道路管理者及び公安委員会においてそれぞれ独自に道路標識を物品購入の形で契約がなされ、これを直轄で建植工事を実施しその整備を行っていた。

公安委員会では昭和36年度分まで全道一括で道路標識を物品として発注し、株大宮ホーロー北海道製作所がこれを一括受注していたが、昭和37年より北海道警察本部他札幌・函館・釧路・北見・旭川の5方面本部毎に建植工事が発注されるようになり、各地で標識業者がこれを受注するようになった。昭和39年以降この指名業者は全国道路標識業協会北海道支部会員5社に絞られた。

道路管理者関係（北海道開発局及び北海道庁）では道路標識は何れも昭和32年度までは本州業者の手によって納入されていたが、昭和33年よりキタワラ資材株が地元業者として初めて道より指名を受け納入契約を、以降地元業者として漸く受注の足掛りを固めることができたのである。

支部会員である地元標識業者5社の結束の下に、道路標識特に反射式標識の普及発展に努めてきたが、道土木部の方針で道内10上本現業所よりそれぞれ標識建設工事として工事発注することになり、従来より指名を受けていた会員標識業者は42年より北海道知事の建設業登録（とび土工、鋼構造物、塗装）を受け、一般建設業の一員として、又道路標識建設工事を専門業者として受注することになった。

道路標示は昭和40年頃より公安委員会の道路標示工事が発注されるようになったが、横断歩道等常温ペイントによる刷毛施工で事業量も少なかったがこの受注は何れも標識業者が主体であり、これに地元の塗装業者の一部が指名されていた。

全国的に標示業者の組織化の傾向に鑑み全国道路標識業協会に標示部会が設置されるに伴い支部にも標示業者が加入し支部会員9社となった。

道路管理者においても昭和39年に初めて北海道開発局から区画線の発注があり、東京の日本ロードマーキング㈱がこの施工を受注したが、一方北海道ではこの年に新設された北海道ライナー㈱の手によって初めて試験施工が実施され翌年に北海道開発局の区画線工事を地元業者として初めて受注し、道内における標示業界の幕明けを見たのである。

これに伴い昭和44年には北海道区画線協会(現(社)北海道道路標示業協会)が設立されたが、公安委員会の関係も各方面本部の道路標示の発注額の漸増に伴って、これを受注する業者をもって昭和50年に北海道交通安全標示協会(現北海道安全施設標示協会)を設立し業界の結束と技術の向上を図った。

昭和51年全国道路標識標示業協会の社団法人の実現に伴い、遂次この全標協北海道支部にも標示業者が加入し、現在に至っている。

(社) 全国道路標識・標示業協会設立後

昭和51年の全標協法人化によって道内の標示業者の大半がこの全標協北海道支部に加入するに及んで、標示部会が圧倒的に強力なものとなり、協会の基幹であった標識部会は単に支部の一隅に位置する立場となった。

現在道内には全標協北海道支部以外に前述の通り(社)北海道道路標示業協会、北海道安全施設標示協会、札幌市區画線協会の3協会があるが、何れの協会員も、全標協の会員と重複しており、同協会として緊密良好な関係を保っている。

現在は全標協北海道支部は標識部会と標示部会とに分かれ、会員はどちらかの部会に属している。役員は支部長1名、副支部長1名、部会長2名、幹事7名(支部長、副支部長、部会長を含む)、監査2名以内とし、ほかに事務局長1名となっている。

会員数は、正会員33社、支部会員5社計38社、札幌市に事務局が設けられている。

地元関係官庁とは、定期的な連絡会議の開催、研修会、講習会の実施、業界の要望、建議及びその諮問に対する答申を行ない、緊密な連絡協調を図っている。

全標協北海道支部が重点とする事業は

- (イ) 施工作業における安全管理の高揚
- (ロ) 施工技術の向上
- (ハ) 関係機関、団体との良好な関係の保持
- (ニ) 会員相互の融和、協調の保持

今後取組むべき問題点は

- (イ) 地元業者の健全な発展のため、支部会員の優先指名
- (ロ) 分離発注の実現（特に標識）
- (ハ) 標識の品質、標示の技能向上を図り、会員の相互協力、研鑽を目標として会員の競争主義を貫く

(ニ) 業界特に他の団体と協調を保ち業界の統一化を目指す

道内における最近5ヵ年間における事業費及び受注状況

事業費は、公安委員会関係については昭和56年に比較し標識予算は指数89.6で10.4%の減少を示している。又標示予算は指数107.4で7.4%と若干増加した。

道路管理者関係については、標識予算は指数82.2で17.8%の減少を示し区画線予算は指数137.7で37.7%の増加であり、標識予算は何れも減少しているが、標示関係予算は若干の増加を示している。然し乍ら事業量そのものは横這い状態である。

標識・標示事業年別推移表

年 分 度	公 安 委 員 会			道 路 管 理 者			合計額 (千円)
	標 識		標 示	標 識		標 示	
	事業量(本)	事業費(千円)	事業量(km)	事業費(千円)	事業量(本)	事業費(千円)	
56	31,366	662,405		2,374,019	3,916	396,300	15,253 1,930,100 5,362,824
57	31,754	704,402		2,561,138	7,101	555,520	16,052 2,148,900 5,969,960
58	15,605	425,649		2,558,354	6,009	543,192	20,584 2,580,413 6,107,608
59	20,570	586,061		2,661,881	3,695	535,100	27,637 2,646,453 6,429,495
60	23,913	593,803		2,549,899	2,106	329,900	23,325 2,657,010 6,130,612

受注状況は、昭和55年度は、標識、標示予算全体の78.5%が全標協会員の受注で昭和59年度は、予算全体の93.6%が会員受注で占められ5ヵ年間で受注率が15.1%増を示している。

法人化以降の受注経過（会員）はつぎのとおりである。

（単位：千円）

年 分 度	51	52	53	54	55	56	57	58	59
標識	295,000	341,800	383,700	510,557	484,860	466,400	565,300	683,150	736,300
標示	1,104,000	1,434,600	2,053,000	2,342,595	3,582,660	3,872,510	3,931,260	4,173,500	5,004,700
計	1,399,000	1,776,400	2,436,700	2,853,152	4,067,520	4,338,910	4,496,560	4,856,650	5,741,000

社団法人設立前

東北支部

昭和35年道路標識、区画線及び道路標示に関する政令が制定されたが、それまでの道路標識は、ホーロー引きの鉄板に木柱、メラミン塗装焼付板にC型鋼等看板に類するもののが多かった。政令の制定とともに標識は一応整備されることになったが、標識は物品で納入され、指名業者も看板屋、金物屋、或いは建設資材の商事会社等が指名された。それを公安委員会及び道路管理者が直管で工事し間に合わせており専業者は存在しなかった。又道路標示に至っては道路舗装も主なる市街地の一部のみであり警察がペイントを独自で購入し各地区の交通安全協会員等の奉仕により標示されていた。然しながらモータリゼーションの異状な発展と交通事故の著しい増加に伴い昭和38年に標識の整備に国庫補助がつけられたことにより、標識が全国的に統一され品質についても向上が計られ、設置基準も示された。標識の補助事業を契機として、国と地方自治体の整備体制が確立したことで工事量も増加し、工事の専業者として自立のめどが立つようになってきた。一方規格、品質の統一使用の面で連絡機関が必要になり、昭和38年に「全国道路標識業協会」の設立とともに東北から11社が加入し、東北支部が結成された。当時の会員の状況は

青 森	0	秋 田	1	
岩 手	3	山 形	1	
宮 城	4	中央業者の支店・ 営業所を含む		
			福 島 2	
			中央営業所の支店・ 営業所を含む	
			計 11社	

標識工事については、地方建設局関係工事は設置基準が示され工事込みで発注された。

建設業の許可業種は、とび、土工、コンクリート工事業であったが、公安委員会関係は物納で直管工事が多かった。標識関係は標識業者の全国組織が結成され専業者として基礎ができつつあったが、一方道路標示関係は標示業者としての地位は未だ確立されていなかった。各県に1、2の塗装業者を主体に中央メーカーが、塗料販売の拠点として標示工事の育成につとめていたが、昭和38年に初めて東北地方建設局より区画線工事の発注があり6社が参加した。建設業の許可業種は塗装業とされた。6社の内訳は

宮 城	3	中央業者の営業所を含む	山 形 1	
			福 島 1	
青 森	1	計 6社		

その6社が中心となり受注調整のための任意団体として東北道路標示業協会が設立され、又区画線の設置区分についても道路管理者が設置すべき区画線と公安委員会が設置すべき道路標示との間に明確な設置区分がないため設置計画に問題があったが、昭和40年にその設置区分がはっきりし、公安委員会関係の工事も発注されるようになった。然しながらその当時の工事は舗装道路に常温ペイントで塗装するもの、丸い道路鉢を設置するもの、テープを貼付けするものであった。使用するマーカーも現在とは競べ物にならない小さなハンドマーカーであり、従事する従業員も試行錯誤の連続で、各社それぞれ講習会を開いたり技術の習得に専念し発注機関の要求にこたえ、バイオニア精神を發揮した。昭和41年には東北の交通事故による死者も年間1,108人を越えるようになった。その年に交通安全施設等整備事業第1次三箇年計画が策定され、路面標示も整備事業の工事として認められ工事量も増加した。

又昭和42年には発注機関が受注業者の充実を計る意図から予算費目が、交通安全施設整備費となり、標識業者と標示業者が同じ費目であることから、同一業者が両方の工事を施工出来る態勢がよいのではないかと発注機関からのアドバイスもあり、両方の施工を兼ねる業者も出現した一方標示のみに専念した業者もあった。昭和44年には交通安全対策特別交付金(反則金)が各県の交通安全施設に充当されるようになり、県単事業として県道にも拡大されたことから飛躍的に工事量がふえ、各県に業者が続々と誕生した。

昭和48年全国組織の法人化を前提に全国道路標識業協会と標示業協会との合併について話を進めたが、なかなか話が進まなかった。糺余曲折の末49年7月に標識業協会員16社と標示業協会員16社の32社で、全国道路標識・標示業協会東北支部が結成された。その後昭和51年4月1日発足の社団法人全標協に移行することとなったが移行時の会員数は31社であった。又当時アウトサイダーも会員を上回る数にのぼっており、その状況は次のとおりであった。

表

正会員	支部会員	アウトサイダー	計
青 森	1	8	9
岩 手	5	3	8
宮 城	4	7	16
秋 田	2	12	14
山 形	5	13	18
福 島	5	2	1
計	22	9	73

東北支部としては、法人化とともに入会を勧誘したが入会しなかった。それは入会しなくとも県警等の受注には関係なく、県単事業の受注にも支障がなく、メリットがなかったからと思われる。

社団法人設立後

法人化された同年4月から「交通安全施設等整備事業第2次五箇年計画」が制定され初年度で、国・県の事業とも大幅に増加し業界も公益法人としての自覚と、技術向上を計るため支部独自で研修会を開いたが、その状況は、第1回昭和52年2月18日より第8回昭和57年1月29日まで8回開催実施した。昭和57年より全標協本部で路面標示技能試験実施に伴い、受験者に対する講習会を開催するようになり、重複する講習内容もあることから、中止している。しかし各県分会は支部と別にそれぞれの県単位で実施している。

昭和54年12月近代化の指定業種に指定されたが、東北支部会員としては近代化計画に添った、構造改善や助成措置である中小企業金融公庫・国民金融公庫等よりの融資を受けているのは1、2社であり余り利用されていないように推察される。又近代化計画で示された適正な生産規模として一部の会員を除いては、年度会費の申告状況を見ても達成されていないと思慮される。

昭和56年4月1日東北支部の事務局が開設されたが支部会員の状況は次のとおりで

表

会員登録日	51. 4. 1	56. 4. 1	60. 11
青森	0(1)	0(7)	0(12)
岩手	0(5)	0(8)	0(9)
宮城	7(4)	10(5)	11(7)
秋田	0(2)	0(7)	0(6)
山形	0(5)	0(9)	0(8)
福島	2(5)	2(7)	1(7)
計	9(22)	12(43)	12(49)

注()は外書で正会員である

約2倍に増加している。又支部会員が宮城の11社と正会員を上回っているが、これは中央業者の拠点が仙台に集中しているためである。

各県には分会とは別にそれぞれ県独自の任意団体があり、その状況は次のとおりで

表

県	名 称	全標協会員	非会員	計
青 森	青森県交通安全施設整備業協会	11		11
岩 手	岩手県交通安全施設業協会	9		9
宮 城	宮城県交通安全施設業協会	7	6	13
秋 田	秋田県道路標示業協会	6	7	13
"	秋田県交通安全施設業協会	6	13	19
山 形	山形県道路施設共同組合	7	3	10
福 島	福島県道路標識標示業協会	8	4	12
	計	54	33	87

青森、岩手のように全標協会員で専かつ地元業者でなければ会員になれないという独自の規則を作っているところもあるが、他の4県は地元に本社があり一定の資格があれば入会できるし、又県外業者も会員になっているところもある。これ等の団体は県単事業や市町村の予算獲得上、予算費目と合せた名称になっており、県自体も地元中小企業の育成という大義名分のもとに地元業者に発注する機会が多くなっており、工事量の増加が見込めない以上他県業者の受注(県単事業)等については宮城、福島を除いて年々にむずかしくなってきてている。

昭和55年から昭和59年までの受注状況を見ると別表のとおりで、昭和56年度をピークとして57年は7%も減少し57年に対し58年、59年は横バイである。横バイといつても会員の増加もあり各社とも利益率の著しい減少を見ている。とくに県警の受注額が減少しているのが目立っている。

別表

昭和55年～59年度受注状況

(単位：千円)

年度	建設省	道路公团	県 警	県 土 木	県 公 社	市役所	合 計
55年度	1,230,242	304,390	3,053,594	738,746		362,338	5,689,310
	21.6%	5.3%	53.7%	13.0%		6.4%	100%
56年度	1,193,561	312,039	3,031,108	906,051		402,608	5,845,367
	20.4%	5.3%	51.9%	15.5%		6.9%	100%
57年度	959,583	257,717	2,879,004	928,892		465,563	5,490,759
	17.5%	4.7%	52.4%	16.9%		8.5%	100%
58年度	993,420	311,880	2,743,630	956,380	33,180	382,350	5,420,840
	18.3%	5.8%	50.6%	17.6%	0.6%	7.1%	100%
59年度	1,044,810	276,330	2,692,610	965,980	63,840	422,600	5,466,170
	19.1%	5.1%	49.3%	17.7%	1.1%	7.7%	100%

路面標示技能士の状況

昭和57年度	59名 (融溶式手押し)
昭和58年度	60名 ("")
昭和59年度	27名 ("")
昭和59年度	27名 (ペイント式ラインマーカー)

東北支部独自の事業について

(ア) 東北地方建設局道路標識・標示技術研究会

昭和56年5月16日道路標識・標示に関する技術向上を目指すため発注者と受注者が相互に意見の交換を行い円滑な事業の推進を図るために設立された。その構成メンバーは東北地方建設局技術管理官を委員長に局側5名支部側9名であり問題点等について定期的に研究会を開いている。

(イ) 東北地方建設局土木工事合理化委員会

昭和59年12月6日東北地方に於ける建設省所管に係る積算の合理化並びに施工技術の向上を図るため官民学識者の意見交換を行うとともに必要な調査研究を行い土木工事の実態に合った積算と施工技術の発展のため設立された。構成メンバーは地方建設局関係者10名経済調査会、大学教授2名東北建設業協会、日本土木工業協会東北支部、日本道路建設業協会東北支部、日本造園業協会東北支部、プレストレスト・コンクリート協会東北支部より各1名委員を出し、当全標協東北支部からも東北地方建設局の要請により1名が参加し、積極的に協力している。

(ウ) 標和会の結成

昭和57年11月24日主として地方建設局関係の受注に関し会員相互の協調と倫理の向上を図る目的で結成され、支部の下部組織として順調に運営されている。

支部長は49年7月任意団体時より深沢志津雄支部長が12年間運営に当たっていたが、60年4月1日より現支部長と交替した。

以上、現在までの推移について述べましたが、今後の課題としては、数年にわたる公共事業投資の抑制の業界に与える影響は一段と厳しいものがあり、会員それぞれ企業体質の思い切った改善を図るとともに、お互いに協力して新規需要の開拓を強力に押し進める必要があります。又無駄な競合は慎み、共存共栄の精神で、多くの問題を共に解決するよう心から祈念致します。

社団法人設立前

関東支部

関東支部の誕生は、昭和38年任意団体であった全国道路標識業協会の発足に始まります。昭和39年の東京オリンピックを控えて、標識の近代化が企画された際に、業界として標識・標示の重要性の啓蒙宣伝、その整備の促進、技術の向上を目的として、関東支部は活発に活動をはじめた。当初の支部会員は10社でした。

昭和41年に交通安全施設等整備事業三箇年計画が施行されましたが、それ迄は何となく散発的な事業と云った状況であったものが、本格的な事業として進む様になりました。なかでも特筆されなければならないのは、我々の携わった道路標識・標示業工事が、専門業種として単独発注となった事ではないかと思います。これはご当局のご理解によるものであります。

この頃の標識業と標示業とは完全に別業と考えられていました。会員の中には双方を兼業している会社もありましたが、俗称として「標識屋」、「ライン屋」と呼ばれ、各々専門業として独立した分野を形成して居りました。当支部は標識主体であり、且つ当初は入会の資格基準が厳しかった為、38年10社であった会員は、変動が少なく法人化されるまえ、35社がありました。然し乍ら昭和40年代に入っての交通事故死者の増加に対して、整備事業が三箇年から五箇年に延長となり、更に2次、3次と更新されるにつれて、予算措置も遂次増大しました。又これに従事する業者がふえ、法人化直前には約70～80社がありました。それも標示業の方が多かった様です。標示業が比較的少資本、少人数で始められる事に起因していると云えましょう。

予算が増え、業者が増えるに伴なって、尚標示業者が主体となった事もあって、40年代の中頃から県単位、或は発注元単位で支部とは異なったグループが出来ました。直接かつ身近な問題と取組む為、緊密にして強固な集りとなってゆきました。

メーカーとの関連をみてみると、標識工事会社大半は、大なり小なりメーカーでもあったので、新規参入が殆んどありませんでした。標示業が34～35年に溶着式が開発されて以来、新興業種の為メーカー、工事会社が続出しました。メーカーが材料を生産し、且つ施工機も製作或は斡旋すると云ったメーカー指導型であった為、殆どの施工業者が各々特定のメーカーの系列にはいっていました。

社団法人設立直前

社団法人設立直前の動向ですが、協会に標示部会(当時は区画線部会と称していた)が設置され、又社団法人化が検討され出したのは、昭和45年でした。標識業者の有力会社は殆んど会員となっていましたが、標示業のメーカーおよび有力工事業者は、白扇会と称する会を組織して居りました。これを発展的に解消し、当協会会員になって貰うべく各社手わけして勧奨活動に入りました。わけても中央に位置するとの事から、関東支部が中心となって活動しましたが、なかなか成果があがりませんでした。

標示業者は事業量も標示の方が多かった事から、協会を解散して新規に社団法人を設立しようとの意見から、独自に標示業の法人をとの意見もでて、強硬な姿勢でした。標識側も支部内で標示側を包含する事をやめて、標識のみで法人化しようとの意見が出ました。然し乍ら監督官庁よりのご指導で、標識・標示が一体でなければ法人は無理と云う事になり、協会側、白扇会側より各々世話を出し、幾回となく検討会を重ね、苦労の末に漸く一致団結、法人化へ進む運びとなりました。

社団法人設立後

昭和51年4月1日付を以って社団法人として発足しました。関東支部も会員50社となり、従来の支部の継続と云う事ではなく、新規に設立と云う形で全員の理解を得られました。当時は現実に指名を受けている会社は、出来るだけ網羅する様にとのご当局のご指導で、県単位の任意協会が団体加入した処もありました。(栃木県交通安全施設業協会、長野県道路標識標示業協会)

法人化したことにより従来にまして中央官庁および地方建設局、管区警察局等の機関からご指導を受ける事となりました。然し直接発注の窓口となる工事事務所・県営・県土木事務所・市町村等の第一線にはPR不足が感じられました。

54年より、支部活動をより具体的に活発に展開する為、各地区に県分会設置の検討を行い、その新方針に基づき56年度より、1都8県に県分会が設けられました。よって地区グループとの融和、合同化に努力中であります。地区単位の関係官庁は、その歴史的背景および案件を迅速に検討、対応できる事から、地区的会への信頼度が高く、分会を基盤としての活動は今一つと云った有様で、これからまだまだ真剣に行動と実績を積重ねなければなりません。

法人となって支部活動も一段と活気を帯びてきました。当初の組織を申し上げますと、支部長、副支部長2名、理事8名、監事2名と云う布陣で各種の委

員会活動を活発にし、且つ各人の参画意識を高める目的をもって、全員参加の形をとり、各社何らかの委員会に所属して、支部運営に協力することとなりました。

56年に至って会員が90社を越えるようになりましたが、この頃になりますと1都8県の主な業者は殆んど加入しました。未加入の業者は、官公庁直需の実績が少く、特定の地域のみ営業しているところか、下請業務の多い業者が大半の様です。

法人認可後早や10年、その間の主なる事業、更に現況について述べてみたいと思います。

52年以降関東地方建設局道路部・関東管区警察局の担当係官と、道路標識・道路標示等の技術的な打合せ連絡会を持ち当支部の向上を図っています。

支部会員の技術レベルの向上および、関連教養等の修得を目的とした講習会を毎年開催して、関係ご当局の担当官、各界の有識者等の諸先生に講演を依頼し、会員諸氏の知識・教養の向上を図っています。

本部の指導によるものであります、建設業経理事務士、路面標示施工技士等の各試験に多数の合格者を出しました。とりわけ路面標示施工技能審査は当協会が委嘱されたものであり、前面的な協力態勢でのぞみ、三年間の実施を経て、労働省検定に移行された事は喜ばしい事と思います。

支部の組織も、会員の全員参加の意図は変らず、3社に1者を幹事とし、委員会には実践的に機能出来るメンバーを揃えました。委員会は広報委員会・事業開発委員会・技能検定委員会・経営合理化委員会の4委員会です。

支部の60年以降の重点

標識・標示における適正な積算方式を策定し、その採用方の陳情及び当支部で最もおくれている事業量の実態を調査把握して、運営の基礎とすること等を目標として、支部会員が希望しているメリットを模索していきたいと思います。

会員数の推移

51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年	60年
53	57	65	76	83	92	92	89	90	91

社団法人全標協設立前

北陸支部（石川分会）

昭和37年頃から堀野建設、ヨシダ宣伝、村上組の3社が標識工事のみを行っていた。標示工事は専ら警察官の手塗り作業であった。その後昭和40年頃から、ヨシダ宣伝、北陸商事及び堀野建設の3社が標示工事を行なうようになり、昭和45年頃から島屋商事（現マルセ化建）も標識工事に加わった。

昭和47年9月に堀野建設、ヨシダ宣伝、北陸商事、島屋商事、保安工業の5社で石川県道路標示業協会を設立した。当時富山県の交通企画㈱や北陸道路標識㈱とは協力関係にあった。

工事の受注は現在と殆んど同様で、県、県警などの関係官庁からの直接受注又は、土建及び舗装会社からの下請工事であった。工事量は年々増加し、他の業種に比べ容易に開業できるため業者も増加し、全国道路標識・標示業協会に加入した昭和51年3月には10社余りとなった。

当時はラインファルト、日本ライナー、日立化成、菊水ライン、アトム化学ら各メーカー会社と取引がなされていた。次に独立会社としてはヨシダ宣伝㈱からヨシダ道路企業㈱が独立している。

社団法人全標協設立後

昭和51年3月全標協に加入し、同年4月全標協北陸支部に所属し、会長会社に設けていた協会事務所を、現在の金沢市弥生2丁目1-23建設総合センターに移転し会員会社は14社となった。その後昭和55年11月には、石川県交通安全施設業協会と改称し現在に至っている。

全標協加入前は親睦団体的な性格であったが、加入会社の増加、仕事量の増加に伴い工事面の協調が主となっている。

関係官庁との緊密化をはかるため、講師を招いての講習会や討論会などを開催している。

行財政改革や財政再建などで我々協会員をとりまく現状は極めてきびしいものがあり、協会として特に現在重点としているのは、従来の新設道路、舗装工事に付帯工事として出されている交通安全施設工事の分離発注、標示工事の材料の適正量、価格のアップ等について関係官庁に陳情している。

社団法人全標協設立前

北陸支部（富山分会）

- (1) 当初は、いわゆるベンキ屋さんが、警察官と共にベンキ塗装をしていた。
- (2) 建設省等では、都会地などで施工されている溶着式に注目をしていたものの、当時まだ舗装道路が少なかったから、施工数量等で採算が合わないので都會業者も北陸には進出しなかった。北陸3県で石川県が39年に試験施工をして、同年直ちに第1回発注、続いて新潟県も発注、40年は、富山県も同工法を発注し、建設省等も地元業者が出来たということで、順次現在の施工方式になった。
- (3) 標識の方は富山県自家用自動車協会で39年頃迄いわゆる串団子方式で出てていたが、やはり39年現方式になってきた。
- (4) 昭和46年2月北陸の道路標示業者により北陸道路標示業協会を結成。
(正会員11社、賛助会員6社)
- (5) 当時専門業者は、1社から2社、2~3年後には4~5社と次第に増加し、発注も随意契約から小数入札となり、現在の発注方式となった。
一般建設業者が参加することもあったが、殆んど問題がなかった。
- (6) 殆どの会社が自社施工をなし、一部メーカーの応援を求める時代もあった。
- (7) 標識及び標示の業者数は当時は北陸3県で12社程度であったが、2~3年後には30社前後となり、全標協発足依頼急激に増え現在に至る。

社団法人設立直前

- (1) メーカーの北陸地区進出により次第に業者も増加し、一時は材料の乱売等もあったが、子会社化は余りなかった。
- (2) 標識メーカーが北陸になかったので、全国道路標識業協会（任意）に加入する業者はなく、各社の独自の考え方で、各々のメーカーと取引を行っていた。
- (3) 北陸道路標示業協会が設立させてから、各業者も全国的な団体を作り、歴史の浅い業界を安定させようと考え出した。
- (4) メーカー独自の販売実績を上げようと技術的なアドバイスや機械施工の開発売り込みをした。

社団法人設立後

- (1) 昭和46年に設立された北陸道路標示業協会で独自の運営を行っていたが、全国道路標識業協会が標示部会を加え、全国の同業社の結集業界の地位向上と発展を期する動きが活発となり、この機会に社団法人の資格をもつ全国協会が設立されるならと、全員参加の気運みなぎり全標協に加入することとなった。
- (2) 昭和51年4月社団法人全国道路標識・標示業協会発足、北陸支部も正式に本部会則に記載された。

北陸道路標示業協会を発展的解散して、昭和51年9月北陸支部を結成、現在に致る。
- (3) 昭和54年1月富山県標識標示業協会発足(当初7社)54年4月8社、56年9社。

昭和57年2月上記協会名を富山県安全施設業協会と名称変更、現在に致る。
- (4) 非会員が3社ほどいるが、会社規模小さく、歴史も浅い。
- (5) 当分会は北陸地方建設局富山工事事務所、富山県土木部、富山県警察本部と緊密な連携を保ち、研修会、打合せ会等でご指導を受けている。
- (6) 重点をおいている事業は、①区画線塗膜厚の増厚。②交通安全施設工事の道路工事よりの分離発注。③既設安全施設の維持保全の受注。
- (7) 横雪寒冷地区に見合った本部の指導(例えば区画線塗膜厚)を希望している。
- (8) 当分会は当初7社、昭和54年8社、昭和56年9社、現在に致る。
- (9) 当分会は、昭和53~54年北陸支部長1名、常務理事1名、理事2名。昭和55~57年副支部長1名、理事2名、監事1名。昭和58~59年支部長1名、理事2名。昭和60年~現在副支部長1名、理事2名、監事1名。
- (10) 当分会の受注は、昭和54年610百万円、55年783百万円、56年1,064百万円、57年927百万円、58年1,155百万円、59年1,225百万円、60年1,216百万円、57年を除き増加しているが60年は減少した。

社団法人設立前

北陸支部（新潟分会）

- (1) 最初は警察官が必要な箇所の横断歩道や停止線などを手塗り作業で設置していたが、手塗塗装のため年2回塗装していた。
- (2) 昭和46年2月に北陸道路標示業協会が発足した。
- (3) 標識については、物納業者が県警に納入したものを警察官が設置した。標示については、(1)のように警察官が設置したが昭和34年以降は業者に発注するようになった。
- (4) 地方建設局で職員が交通事故死（作業中）のため業者発注に傾いた。
- (5) 材料の製造業者、塗料の卸売業者、看板製造販売業者、信号機設置(国鉄関連)、塗装業者の順番に受注請負を行う様に成了った。
- (6) 当初材料の耐久性が悪く、春秋の2回塗装(6ヶ月保証)の施工状態が48年頃まで続いた。その後降雪地では春先の1回となり(秋の塗装はチェーン、スパイクタイヤで駄目になるため)期間の問題がある。
- (7) 41年～44年は県内横断歩道は約4,500m位、センターラインは51,000m位の発注であった。46年以降は毎年1.5倍程度の伸び率で発注量が増加。
- (8) 公安委員会は春先に集中、県土木は予算の関係で年3回3月、4月、9月～10月の発注の形態となった。
- (9) 当初メーカー直系の業者が独占で、請負業者は1社(外国系)であったが国産での開発が進み44年頃から指名競争となった。メーカー塗料卸売業者(塗装請負業を兼業)約70%、メーカー看板設置業者約20%、建設業者の子会社が約10%となった。
- (10) 一部の業者の引き抜きで独立経営した会社は2件である。
- (11) 大型の道路標識の支柱は普通の会社で行われないので統合とか協会設立等の動きはなかった。大部分の建設資材の販売業者が物品として役所に納入りし、建設業者は支給材として支給を受け建設業者が設置した。
- (12) 46年以降道路標示業者が増加し始め、役所の発注に技術が必要となり皆が技術を教えて貰いたいため、認めて欲しいと云う考え方のもとに任意の団体が出来て役所も認める様になった。
積算についても任意団体の意見が尊重された。
- (13) メーカー会社は自分の会社の商品を売らんがため取扱いたい会社があれば、どんどん売ると云う方式で今日の様な業者状態となっている。

社団法人設立後

- (1) 昭和46年に設立された北陸道路標示業協会が発展的解消して、業種はそのまま移行し、全国道路標識・標示業協会に加入することとなった。
- (2) 昭和52年12月新潟県道路標識標示業協会が設立されたが、主だった社が全標協に加入するようになった。
- (3) 昭和55年に新潟県協会員全員に呼び掛けた結果、大多数の会員が全標協に加入することになった。
- (4) 支部総会には、北陸地方建設局、新潟県、新潟県警察の出席を得る等緊密な連携を保ち、御指導を賜わっていた。
- (5) 重点をおいている事業は、①業界全体の地位向上及びそれに対しての各社の自覚と自主努力の昂揚。②予算の獲得と単価の維持、改善。
- (6) 本部主導型も必要であるが、今後は各地のローカル性を尊重し、それに見合った各支部或いは分会独自の活動が必要である。
- (7) 当分会の会員の推移は、当初12社、昭和55年22社、昭和56年～昭和60年23社である。
- (8) 当分会役員は、昭和54年度北陸支部副支部長1名、理事2名、監事1名。昭和56年度支部長1名、理事2名。昭和59年度副支部長1名、理事2名、監事1名となっている。
- (9) 分会としての受注経過は、昭和53年121,527万円、54年132,843万円、55年156,257万円、56年187,662万円、57年193,616万円、58年184,002万円、59年143,501万円である。57年度までは年々増加しているが、58年度からは減少傾向にある。

社団法人設立前

中部支部

東海4県共昭和30年後半ころより、遂次標識及び標示業共任意団体を組織し、関係機関に対する陳情、親睦的な活動を行っていた。

而して各県共通して標識、標示の任意団体は別個の運営、活動をしており、地区により相互にけん制し合っていたふしがある。

発注は、県の行政指導により、県内中小企業の育成目的から県内業者優先の傾向が出ていた。しかし愛知県を除いて県外業者が受注し、県内業者に下請させる従来の傾向が強かった。

また施工業者は各県共、標示は塗装業者、標識は昭和47年ころまでは、機械器具設置工事業者で、以降は、とび土木工事業者であった。

道路標識の施工の実施方法は、基礎工事の殆どが外注で、建柱、板付工事は、自社施工が多かった。

路面標示工事は、殆ど自社で施工していた。

建設業種としては、昭和40年は標識・標示業者合せて10数社であったが、その後増加を続け、昭和48年には27社となった。又事業量は公安委員会の関係で見ると昭和48年は742百万円で昭和51年には745百万円と横這いの状態が続いた。

次にメーカーと工事業者との関係であるが、地区メーカーは工事業者としても非常に勢力が強かったが、一般に材料メーカー（商社メーカー）は、逐次勢力が低下の傾向にあった。また会社の吸収、合併は殆どなかったが、子会社、系列会社の設立が数多くあった。

標識、標示共にそれぞれ任意団体に加入しており、社団法人設立に際して特に目立った動向もなく、大勢が法人設立の趣旨に賛同していた。

メーカー会社は、総体的に動きはなかったが商社メーカーの動きは低調で、施工メーカーは、県内業者を下請とする状態がなお続いている。

社団法人設立後

社団法人設立当初、愛知県を除き3県は、任意団体名で共同加入したが、1～2年で個別加入に切替えた。

支部においては、関係機関に対して積極的なPR（法人設立について）を行った。なお法人設立後、標識、標示の両者について営業する業者が増加傾向にある。

支部設立に伴い任意団体の存立目的が薄れ、単に協会の運営面を確保するための支援団体として存続している程度である。なお各県にあった任意団体は自

然解消し、下部組織である分会が定着した。

県分会と支部との関係は社団法人の存在意識が各会員に浸透し、分会が支部の下部組織である認識が出て来た。なお東海4県のまとまりは良好であると自負する。中部支部の組織は支部長の下に副支部長1、幹事13、会計監事2の役員による幹事会が支部運営に関する決定を行い、この役員は、総会における会員の賛成により選ばれている。

会員構成は、正会員52、支部会員17、分会員15である。

非会員の現状は、各県共数社から10数社の非会員業者がいるが、経営形態の格差、関係官庁の信用度が薄い等の点から、特に当協会に対抗する動きもない。

ご当局と支部または、県分会等の連絡は支部若しくは、県分会幹事が隨時訪問し、密接な連絡をとると共に各種陳情を行っている。また定期的に連絡懇談会を開催し相互に意思の疎通を図っている。

支部の事業としては毎年度事業計画を立て、積極的な推進を図っているところであるが当支部としては主として次の事業に重点を志向している。

講習会、研修会等を開催し、経営能力、技術、技能のレベルアップPR資料の作成と関係機関への陳情を積極化している。

また各種会議を開催し、協会(支部)運営の合理化、能率化を図るとともに親睦行事の計画的な実施をしている。

現在特に力を入れている点は積極的な陳情により事業量の確保、単価のアップを図り、会員をして協会の存在意識の高揚と、業界発展につながるアイデアを広く求め、協会組織への参加意識を高める。

今後の問題はすべての会員が協会の存在を認識し、組織的な活動ができる施策の必要がある。

会員の経営能力向上による業界の安定策を図るとともにアウトサイダーとの関係を検討し、対策を確立する。

(参考1) 年度別会員の実態表

年次別 会員数	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
正会員	21	25	35	45	47	48	50	51	51	52
支部会員	11	12	13	15	16	16	16	16	17	17
分会員			15	15	15	15	15	15	15	15

(参考2)

主な設備等

① 標示関係(1社当たりの保有数)

品名	数量
連絡車	1~2
ニーダー車	2~4
W P 車	2~4
ニーダー釜	2~4
施工機 10cm	2~4
" 15cm	2~4
" 30cm	2~4
" 45cm	2~4
消去機	2~3
カッター車	1~2

② 標識関係(工場施設)

大工場 2社

小工場 9社

③ 年度別施工実績

年度別	施工実積(円)
51	3,885,214,000
52	5,158,960,000
53	6,260,623,000
54	7,189,000,000
55	7,714,600,000
56	7,322,400,000
57	7,891,643,000
58	7,713,340,000
59	8,177,640,000

(注) 51~53年は、会員が逐次増加した傾向が出ている。

59年は、アウトサイダーの実績が一部計上されている。

社団法人設立前

関西支部

道路標識は、昭和20年代は木板、木柱製で塗装業者や看板店が製作し道路管理者及び各府県公安委員会に物品として納入されたものを道路管理者の職員或は土木業者に取付工事をさせていましたが、昭和30年代になり道路整備及び交通安全施設の整備事業が進展するに伴い標識板は鋼板に、支柱も鋼管柱に改善され事業量も急激に増え関西地区に標識板の製作と、設置工事を一括取扱う専門業者が大阪を中心に4社が創業いたしました。当時道路管理者及び公安委員会から発注される、標識工事は専門業者が受注を独占する状況でしたが、大阪府、兵庫県等の公安委員会にあっては、従前どおり標識板及び支柱は物品扱いで一括購入契約とし、設置工事は一般土工事業者が受注施工する方法が、現在に続いています。昭和40年代には道路標識板も鋼板からアルミ板に、表示文字も無反射シートから部分反射更に前面反射シートに改善され、標識の種類もアクリル板に照明を使った灯火式にまた標識板の色、形も大きく改善され、支柱等も単柱からオーバーヘッド式、オーバーハング式と大型化の時代に移りました。業界では標識板の製作、施工の技術、技能の向上が問題となり、昭和38年4月に全国道路標識業協会が結成され関西地区から専門業者4社が加入して協会活動を実施していました。

昭和38年東京オリンピック及び名神高速道路の全線開通や交通安全施設緊急整備事業等の全面実施により標識工事の発注、事業量の増大に伴い関東、中部地区等から専門業者7社が関西地区に進出し、地元業者と競争が激しくなりました。この時期に全国道路標識協会では関西支部が新設され、関西地区専門業11社で支部組織をつくり、会員相互の連絡協調して業界発展のため活動を実施してきました。昭和50年代には道路標示業者が建設業の道路標識工事の許可を受け標識工事を兼業するものが続出し、関西地区の業者数は38となりました。

道路標示は、昭和22年の道路交通法により区画線表示が認められ、昭和33年道路標識令の改正により区画線の規定が加えられ、公安委員会の設けるものが路面標示に道路管理者の設置する区画線と明確に区分され、設置の種類、様式等の区分も、車道中央線、横断、バス停等のほか緑石標示、停車禁止等で施工方法は手押しローラー刷毛を使ってペイント塗装を行っていました。その後昭和35年頃には耐久性の悪いペイントに代り溶融材料と施工機が開発され関西地区では警視庁に次いで兵庫県公安委員会に採用されて以来、各府県公安委員会が全面採用した結果、大阪に6社、兵庫に3社、滋賀1社、福井に1社の合計11社が道路標示業を開業しました。当時の標示工事の発注は委託工事として専

門業者が施工しました。昭和40年代の交通安全施設の緊急整備事業の計画実施により道路標示工事の事業量の増加に伴い標示専門業者11社と地元兼業者との間で受注競争が一段と激しくなるなかで道路標示工事の内容も文字、記号セブラ模様等多種多様となり、業界では施工技能の向上と業界の各種の問題解決のため、協会設立の気運が高まり、昭和38年5月大阪の専門業者を中心に11社が加入して近畿道路標示業協会を結成、路材メーカーと協力し技術講習を開催する等協会活動の基盤を作った。その後関東・中部地区の専門業者が関西に進出する一方、地元関西地区の新規業者が昭和44年に4社、翌45年にも4社、46年に9社、47年にも6社が開業し、それぞれ近畿道路標示業協会に加入し会員数も34社となり協会組織も拡大したので昭和47年には事務局を新設し、専従職員2名を常駐するほか、協会役員も充実しました。協会活動としては技能研修会及び標示工事の単価表の作成、官公庁に対する設計見積書の作成提出、月刊会報紙の発刊配布のほか、官公庁に対する陳情活動等を積極的に実施し多大の成果を収めてきました。昭和50年には近畿道路標示業協会と別個に各府県単位に地元業者が集まり、大阪府道路標示業協会、大阪市交通安全施設業協会、兵庫県交通安全施設業協会、そのほか福井、和歌山、奈良の各県毎に協会を設立し、それぞれの地域の特殊性を考慮した地域活動を実施してきました。

路材メーカーと標示工事業者との関係は昭和38年道路標示溶着材料の開発と施工機の考案実用化により、道路管理者及び各公安委員会が全面採用されて以来工事量増加は使用材料の供給、品質の向上等で密接な関係を保ったためメーカーの代理店方式による系列化が進み、順調に業績をあげてきましたが、昭和48年のオイルショック以来、標示用材料の不足と価格の高騰を始め工事用のガソリン、プロパンガス等々の不足値上りにより業者と路材メーカーの協調関係が崩れ、更に関東、中部地区の路材メーカーの関西進出により、メーカー間の路材の販売競争が厳しくなり、自社材料の販売と製品の増産対策としてメーカーが直接に或は子会社を設立して建設業の許可を受け直接道路標示工事の入札に参加するものが関西地区に7社が出現するによんで道路標示業界は路材メーカーをまき込んだ競争の時代を迎えました。

社団法人設立前の動きとして昭和38年全国道路標識業協会が設立され関西地区的標識専門業者4社が加入、昭和40年代に関西地区に進出した業者が7社となり昭和40年6月には関西支部が新設されて、前記11社が入会し支部組織も強化され支部活動を続けてきましたが、講習会や各種の会議に出席する程度で余り積極的な活動はありませんでした。

道路標示業関係は昭和38年4月に関西地区の道路標示業者11社で近畿道路

標示業協会を設立以来協会活動を積極的に実施していましたが、その後関西地区的業者が続々加入し昭和51年には会員総数46社と充実され日常活動は特に積極的に実施されました。一方関西地区各府県別に道路標示業協会が設立され地域の特殊性をもった活動を続けていました。

昭和48年2月全国道路標識業協会加入の呼びかけがあり、近畿道路標示業協会では、直に役員会で協議の結果、全国の道路標示業協会と歩調を合せて引き検討することとした。

昭和48年6月の通常総会席上で再び全標協加入問題を検討した結果、この際標示業者の全国組織を設立する方向で関西地区の各府県別協会と対話を進め更に全国の道路標示業協会に呼びかけることを決定。

昭和49年2月路材協と全国8ブロックの道路標示業協会の代表者会議が開催され、全標協に加入するか、道路標示業の全国組織をつくるか検討した結果各地域の特殊事情があり結論の出ない状況で解散しました。

昭和49年5月全国道路標識業協会の法人化設立総会が東京で開催され、オブザーバーとして近畿道路標示業協会会长が出席、協会設立の趣旨、社団法人化の認可申請経過、各地域の標示業協会の加入状況及び法人化後の協会活動等について活発な意見交換が行われた。

昭和49年5月全標協加入問題について、緊急役員会を開き協議の結果、全標協加入方法等について6月の通常総会で再度検討することを決定し、通常総会では積極的加入の意見と時期尚早の意見が相半ばして、結論を持ち越すことでの総会を終了した。

昭和49年10月に全標協加入問題について近畿道路標示業協会と、大阪府、兵庫ほか各県の標示業協会の合同役員会を開催し意見交換を行ったが、一部の協会を除き理解を深めることができた。

昭和50年1月全標協と路材メーカーの世話人会に出席し意見交換が行われ、法人化後の組織、役員、会費等の詳細説明を受け、早期加入の方向で意見の一一致をみました。

昭和50年4月近畿協会役員会を開き、さきの世話人会の経過報告を中心に全標協加入問題を協議の結果5月の通常総会で最終結論を出すことを決定。

昭和50年5月通常総会の席上全標協加入について活発な意見交換が行われた結果個々の会社で入会するか、近畿協会で1社加入とするか、協議したが最終結論が出ず、早期に臨時総会を開催し賛否をとりまとめることを決定。

昭和51年1月臨時総会を開催し、全標協加入問題の最終討議が行われた結果、各社単独入会希望14社で残り17社は態度保留となり全会一致の加入決定に至ら

す、暫定措置として近畿道路標示業協会名で全標協加入の手続を決定。引き続き全標協世話人会の会議に出席し近畿道路標示業協会名で暫定加入を申し入れの結果承認された。

昭和51年5月通常総会開催の席上全標協全員加入の問題を再度協議の結果単独加入について未決定の会員会社22社及び各地区の非会員会社40社に対し勧誘文書並びに申込書等を同封発送し加入申込の締切日を6月10日までとし取りまとめの作業を決定。

昭和51年6月20日役員会を開催全標協正会員加入申込31社確認と近畿道路標示業協会の解散問題並びに関西支部設立総会の開催要領等について協議を終了し多年の懸案でありました全標協加入問題も結着をみました。

昭和51年7月3日社団法人全国道路標識・標示業協会関西支部の設立総会を開催いたしました。出席会員は正会員として(大阪11社、兵庫5社、京都2社、滋賀3社、奈良1社、福井8社)31社のほか支部会員(大阪14社、兵庫1社)が15社合計46社の代表者が出席し支部事業計画、予算、支部規則、役員選出が行われて無事設立総会を終了、同時に、近畿道路標示業協会も設立以来4年余で解散することになりました。

社団法人設立後

関西支部設立後の状況は社団法人全標協関西支部設立にともない、近畿道路標示業協会は解散いたしましたが、支部運営に必要な事業予算及び事務局経費の不足を補うため「関西支部懇和会」を結成し支部会員は自動的に会員となり、懇和会規則により関西支部役員は懇和会の役員を兼務し事業予算は懇和会費を徴収し支部活動と財政援助することを決定した。関西支部組織は役員幹事10名で組織し支部長1名副支部長2名は標識部会及び標示部会から選出されました。支部運営には予算委員会(5名)、標識技術委員会(3名)、標示技術委員会(3名)、積算委員会(6名)、広報委員会(4名)合計21名で委員会運営を行い、府県分会は各対県毎に分会长副分会长を設置したが特に関西支部では、建設省関係を担当する近畿地建分会を設けるなど組織の充実を図りました。

関西支部設立の昭和51年は会員数46社、その内訳は正会員31社、支部会員14社で府県別会員数は次のとおりで()内数は昭和60年11月現在数であります。

府県別 区分	正会員	支部会員	計
大阪	12 (15)	14 (16)	26 (31)
兵庫	5 (9)	1 (2)	6 (11)
京都	2 (5)	0 (0)	2 (5)
滋賀	3 (3)	0 (0)	3 (3)
奈良	1 (1)	0 (0)	1 (1)
福井	8 (3)	0 (0)	8 (3)
和歌山	0 (1)	0 (0)	0 (1)
計	31 (37)	15 (18)	46 (55)

関西支部管轄内の非会員の概要として社団法人設立当時の非会員数は40社でありますたが、その後更に新規業者が増え現在では60社余で特に標示業者が多くまた大阪の大手業者の未加入会員が多く、奈良、和歌山地区の会員は1社と全国的に見ても特異の現象であり今後協会加入の勧誘に努力が必要であります。府県別非会員の概要是大阪38、兵庫12、京都5、滋賀5、奈良4、和歌山4、福井8、計76であります。

関西支部の主なる事業概要是昭和52年以降毎年毎に事業計画に基き年間2回の標識工事、標示工事の技術・技能の向上を始め関係法規の解説等を重点に講習会を既に18回開催し講師としては関係官公庁を始め民間の特別講師延べ52名を依頼し受講者も1,750名の多数にのぼり、特に路面標示施工技能審査実施とともに研修会は実技講習として受講者の技能知識の向上に多大の成果を収めました。

官公庁の懇談会等については昭和53年以降近畿地方建設局を始め各府県公安委員会、大阪府を始め各地方自治体等の機関との懇談会、協議会、打合会等々を延べ17回開催し関係当局の御理解と御指導を受け、関西支部及び各分会発展のため良い成果をあげてまいりました。

関係官庁からの業務委託は昭和53年以降建設省近畿地方建設局のほか神戸博覧会協会等から計5件の標識関係の調査設計等の業務委託があり標識委員会を中心になり、それぞれ業務を完了し協会に対する信頼と地位向上に努力を続けています。具体的には昭和53年以降毎年実施されています交通安全運動や標識週間、道路を守る運動等には積極的に協賛し活発な活動を続けています。

関西支部の重点事業と今後の問題点については建設業の構造的不況の中でわれわれ業界にあっても諸般の情勢をよく勘案し、今後更に専門業者として、①企業の近代化、健全化のため技能知識の向上を図る。②現場管理について研修

会、講習会を開催。路面標示施工技能士の地位向上に努める。③受注確保、適正価格の維持。分離発注の促進等について陳情活動を実施する。④府県分会の組織を通じ各関係官公庁及び道路建設業団体等と懇談会、協議会等を開催し連絡協調を図る。⑤関西地区の未組織の業者に対する加入の促進を図る。

社団法人設立前

中国支部

各県により多少の差はありますが、広島県の場合、道路標示は主要交差点の横断歩道をペイントでローラー刷毛を使用して手塗りをしておりました。

道路標識は設置本数も微々たるもので、一般土木業者が片手間に施工しており現在のような専門業者はおりませんでした。

昭和40年頃から道路標示が溶着式で施工されるようになると標示を主とする専門業者ができ、45年頃には約10社位になりました。昭和47年県警指名業者により会員数約10社の任意団体の道路標示業協会ができました。標識関係では全国道路標識業協会ができ、その下部組織として中国支部が広島に設置されました。しかし標示業者はこれには加入しておりませんでした。

以上のような状況で各県により多少の発足時期等の差はあったとおもいますが、大体同じような経過状況だったのではないでしょうか。工事施工については、公安委員会関係は標識標示とも専門業者が受注していましたが、道路管理者関係の工事について標識は一般の土木業者、標示については供用中の道路は専門業者が受注しておりましたが、新設舗装に付帯しているものについては舗装業者が一括受注してそれを下請しておりました。

専門業者数及び工事量は広島県の場合、昭和45年頃で約10社で約3億円、昭和51年頃で約15社で約10億円でした。

(ii)全標協設立については、従来よりあった全国道路標識業協会に標示部会を設けるという動きがあり（昭和48年頃）中国地方にも呼びかけがあったので、各県にも呼びかけて、昭和51年4月社団法人許可と同時に正会員22社、支部会員10社加入して中国支部が発足致しました。

社団法人設立後

中国支部発足以来、年々会員数も増加し、現在正会員40社、支部会員7社の計47社となっております。各県に担当幹事を置き、それぞれ分会としていますが、発注先により、道路管理者及び公安委員会別に任意協会を設立して運営しているところが多く、ちなみに広島では公安関係では公安部会、道路管理者関係では広島安全施設業協会の二つの会があり、後者の会員には全標の会員でない社も数社あります。

支部の主たる事業は、研修会の開催、関係官庁への陳情、各種団体との連携、PR活動等で、現在特に重点としておりますのは、予算の増額、特に安全費の増額、又受注単価の適正化、分離発注等の陳情活動であります。

今後は支部組織の強化、未加入会員の問題等当協会が健全なる発展をするよう会員一同頑張ってゆきたいと思います。

なお支部の組織は支部長1名、副支部長2名、幹事各県別に会員数により割当て若干名、監査1名、事務局長及び事務員各1名としております。

社団法人設立前

四国支部

当協会の設立母体である、全国道路標識業協会の創立は昭和38年であり、20年以上、二昔に余る歴史をもつわけあります。

前身の標識業協会は、日本が敗戦の痛手と混乱から立ち直り、世界からも認められて、東京オリンピック開催の意に燃えていた頃設立されたものと承ります。当時すでに道路公団によって名神高速道路が一部供用され、首都高速道路も羽田から都内までが開通した年と記憶します。大阪では阪神高速道路環状線の工事が着工されており、一般国道も全国で改良工事が推進されておりました。この様な時期に、道路標識業界の先駆者が集い、全国組織の協会を設立して、その後における日本の道路整備事業推進に多大の貢献をし、使命を果して来たことを思い、当時協会設立に参画尽力した諸兄の情熱と悲願に対し改めて深く敬意を表するものであります。

標識業協会設立時に於ける、四国からの加入は、香東電機株と鈴協和産業の2社のみと聞きます。大東産業(株)が入会させていただいたのが、昭和46年で四国から4社となり、当時の会員名簿で全国45社となっております。東京オリンピック開催に合わせて整備された道路標識が、今もって一部に健在しており、感慨をもっていたわりの想いで見ておられる関係者がおられるものと拝察します。

鈴全標協の創立10周年にあたり、この10年間の協会の発展を振り返り、標識業協会設立後の20数年間における、日本経済の高度成長による、想像を絶するすさまじい、モータリーゼーションを想い、協会使命の重大さを改めて自覚し、全標協のこれまでの健全な発展を慶祝する次第であります。

道路標識業協会設立の頃四国地区においては建設省によって、瀬戸内側の幹線国道11号は改築工事が完成に近づきつつあったものの、Vルート32号・33号の改築工事は本格的に推進され始めたばかりで、東京、大阪に比べるべくもない状態であります。

昭和42年2月、堀竹治、林麒三郎、井上博史の各氏、日本道路興業、積水アドヘア、その他道路交通安全資材の販売業者を主体にした13社が加入して、「四国交通安全資材業協会」を結成したのが業界活動の出発であります。会長は堀氏、副会長には林氏が就任しました。当時活躍していた大先輩に、岩佐文人氏が想い出されます。

5年後の昭和47年には会員数も23社となり、道路後進地域の四国もVルートがほぼ完成し55号・56号の整備が進みました。一方モータリゼーションによる道路交通事故の多発から、公安委員会の標識標示整備事業も増えました。業

界らしい活動が出来るようになったのもこの時期であります。

昭和47年に、「四国交通安全資材業協会」を「四国交通安全施設業協会」に発展的に改称して、道路標識、道路区画線、道路反射鏡、視線誘導標、その他道路交通安全施設工事の会員への分離直接発注を活発に陳情致しました。各県単位に支部をおき四国は一つのスローガンで4県結束して、協会活動を展開したものです。

昭和45年頃から50年頃迄が、全国的にも、新しく参入して来た業者数も多く、業界発展の時期であったと思考します。昭和50年には会員数は29社になっておりました。この間堀竹治氏は会長として、終始情熱をもって協会の運営に努力を傾注して来ました。

四国においては、前述のとおり、標識、区画線、資材販売業者が一体となり、かつ四国は一つとして結束して、業界活動をして來たのであります。この間、公安委員会、道路管理者とも、交通安全施設整備事業を推進され、業界も当然のことながら工事業者団体の性格を強めたのであります。

全国においても各地に任意の協会が誕生し、特に標示業者が増加したのも45年～50年頃であります。49年、50年と全国道路標識業協会を母体に、全国の標示業者を一体とする、社団法人設立の協議が熱心に続けられた事を想い起こし当時の情熱をなつかしむものです。

昭和51年社団法人全国道路標識・標示業協会の設立時には、四国交通安全施設業協会の会員は全員入会して、当面は両会併立して運営することとし、役員は兼務とし、将来は発展的に全標協一本化をしていくこととした。支部長は堀氏、副支部長には林氏が選任された。県分会长は、香川県渡辺、愛媛県林、徳島県中村、高知県井上の各氏が、四国交通安全施設業協会の県支部長と併任した。全標協の社団法人化のときに、四国支部は最もスムーズに業界の組織化ができた支部の一つであったと自負するものであります。

なお、これを取りまとめれば次のとおりであります。

- ① 任意団体であるが次の協会があった。

四国交通安全資材業協会（昭和42年～47年まで）

〃 建設業協会（〃47年～56年まで）

四国道路河川管理協力会→技術協会〔昭和45年～現在に至る。
建設省の事業関係業者〕

- ② 上記団体の協会時代には標識と標示の工事業者の区分ができていたが、その後全標協発足後は順次両者の区分ができず殆んど兼業するようになった。
- ③ 四国は、四県連合体組織で当初から活動して來たのであるが、近年は、各県共に地元業者が増加して、県単位の協会活動に重点が移行して來た。

- ④ 許可業種は土木一式、とび上工、コンクリート工事業（標識、防護柵）、塗装工事業（区画線標示）である。
- ⑤ 公安委員会の発注工事については、直接受注であったが、道路管理者関係の発注工事は、下請工事が多かった。
- ⑥ 昭和45～55年の頃は、工事量も増加したが、これに比例して業者数も増加した。
- ⑦ 標識については、四国はメーカーが少ない。標示は、多数のメーカーが進出して過当競争となっている。
- ⑧ 全標協設立前は小会社が少なかったが、50年代後半から増加しつつある。
- ⑨ 昭和42年2月四国交通安全資材業協会が設立された。（会長堀竹治、副会長林麒三郎）
- ⑩ 昭和47年～上記団体を、四国交通安全施設業協会に改称し、道路標識、区画線、反射鏡、視線誘導標、その他公安施設工事を施工し始め会員への分離発注の陳情活動を展開した。
昭和50年の会員数は29社となる。
- 昭和51年4月の全国道路標識・標示業協会に全員入会し、両協会は併立運営となる。
- 昭和56年4月併立を解消し、全標協一本化となる。（正会員32社）
- ⑪ 道路標示については各メーカー共、四国への進出を図り、地元施工業者が増加した。

社団法人設立後

全標協が社団法人になってからは、四国における諸官庁へのPR等業界活動は、全標協を前面に出して推進し、56年度をもって、四国交通安全施設業協会を、名実ともに発展的に解消させた。当時の支部会員は32社であった。昭和61年現在四国支部は、正会員41社、支部会員3社、賛助会員19社となっております。

標識標示業者が協会を作り業界と認められるまで成長して来た20数年ではあります、この間において四国だけでも、5指に余る数の会員が退会または不幸な倒産をしておりまし、全国の正会員、支部会員が500社を越えた現状は、業界の発展と喜ぶべき成果ではありますが、成長期を終わり、成熟期に入っていると思考される中で、10周年を迎えた協会の今後の運営は、これまで以上にきびしい対処が求められる時代になったと自覚すべきでしょう。

名神高速道路開通からおくれること20数年、四国に初めての高速道路が一部分であるが供用開始した道路後進地四国でも、本四連絡橋は63年春の開通を目前に、工事が進捗しており、今やっと高速道路時代の夜明けを迎えました。道路交通安全施設も、より高度なものが求められ、私ども業界の使命も重大となります。

四国支部は、人口、事業量などから見たとき、会員数の密度は全国一高い支部であると心得ます。協会目的達成のために、技術の研鑽と専門知識の向上にたゆまぬ努力を傾注し、なお一層の発展を目指して、全会員協力してまいる所存であります、経過と重点事業などを次に記載します。

- ① 標識代表堀竹治、標示代表渡辺時安となり、全国の動向に合せ、四国交通安全施設業協会の会員全員が全標協に加入して統一化を図った。
- ② 建設省の発注に対する団体である四国道路河川管理技術協会に当支部会員支部長堀竹治他20名加入している。
- ③ 四国交通安全施設業協会の各県支部は(旧)全標協四国支部県協会に移行した。
- ④ 会員数は44名(正会員41、支部会員3)、6部会～標識、標示、電機、公安施設、塗装、青年、3委員会～教育、安全、広報をもうけている。
(愛媛県協会 10、高知県協会 10、香川県協会 12、徳島県協会 12)
- ⑤ 非会員としては
愛媛～標識3、高知～標識1、香川～標識2、徳島～標識12
(標識工事を受注している。特に徳島県が多い。)
- ⑥ (イ) 発注官庁に対して、支部並びに県協会役員、事務局長等による定期的な懇談、陳情。
(ロ) 支部、県協会は関係行政機関、関係団体との連携を強化し運営の健全化を図っている。特に講習会等に講師等を依頼してご指導を受け会員の技能、技術の向上をはかっている。
- ⑦ 事業としては
 - (イ) 講習会開催…支部毎年1回、県協会毎年1回
 - (ロ) 部会委員会の活動…工事費等の積算資料作成、その他
 - (ハ) 青年部会…部会員(18名)研修、支部行事の運営参加
 - (ニ) 県協会対抗親善ソフトボール大会開催…毎年県協会持回りにて運営している
 - (ホ) 陳情並びに広報活動

⑧ 重点をおいている事業は

- (イ) 道路標識、標示工事の分離発注の要望
- (ロ) 同工事並びに防護柵等公安施設工事に対する会員優先指名
- (ハ) 道路標示施工技能の向上並びに技能士の養成

参考

会員の推移

年会員	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
愛媛県協会	5(1)	5(1)	4(1)	5(1)	5(1)	5(1)	7(0)	9(0)	9(0)	10(0)
香川県 "	11(3)	11(3)	10(2)	11(2)	11(2)	11(2)	11(2)	11(2)	11(2)	12(2)
高知県 "	6(0)	6(0)	7(1)	8(1)	8(1)	8(1)	9(1)	10(1)	10(1)	10(1)
徳島県 "	5(0)	5(0)	7(0)	8(0)	8(0)	8(0)	8(0)	12(0)	12(0)	12(0)
計	27(4)	27(4)	28(4)	32(4)	32(4)	32(4)	35(3)	42(3)	42(3)	44(3)

(注)()内は支部会員

社団法人設立前

九州支部

今日の交通安全施設業は、標識業から発展した。

ごく一部を除き戦後の米軍占領下に、道路にも標識がたてられるようになり、炭坑や工場向けの安全標識業者が手がけるようになったのがはじまりです。

当時は、鉄板に吹付けの文字、記号だったが、昭和30年代のはじめ、アメリカ・スリーエムの米国輸入のシートの切抜技法が導入され、画期的な技術革新と目を見張ったものでした。

昭和33年に至り、関門国道トンネル開通時に、住友のシートを使った標識の発注があり、以後、次第に各県警察でも採用され普及しましたが、標識板の製作は看板業者や鉄工所などの兼業、警察関係は物品納入、工事は道路業者などが受注し、その一部を下請していました。

当時の標識は、案内や警戒標識が主体で、板は鉄で四角、支柱は木製、それが東京オリンピック前の昭和38年から、規制標識は丸型に統一され、基板に一時期樹脂のものが試みられたが耐久性など難点があり、間もなくアルミ板になりました。今日に及んでいます。

昭和40年代業界が最も拡大成長した時代でした。

自動車の普及に伴なう道路整備、交通規制の強化により、標識需要は拡大の一途をたどり、新規業者の進出と専業化が進み、工事部門進出も相次ぎ、今日の道路標識業界の形態が確立され、自然と専門業者意識も育ち、そこから標識製造業者が中心となり、全標協の母体となった「全国道路標識業協会」の結成をみました。

この協会活動を通じて関係機関からも、専門業として評価していただけるまで成長したが、その間約30年を経ています。

一方、路面標示の部門については、外国の道路事情が紹介され九州では、昭和30年代のはじめ、警察で都市部の交差点にペイントをハケで塗る手作業による横断歩道標示が最初でした。

当時警察では、塗料を購入し交通警察官が作業服に着替えてなれぬ作業をしており、われわれ業者は交通安全協会など協力団体にお願いし、その経費で警察の要望される施工をしたものです。

現在一般化している溶着（融）式施工は昭和37年以降です。

その頃から、路材メーカーの九州進出が相次ぎ、標識業者が手がけるほか新規参入もあったが、これらは何れも、メーカーから機器や材料すべての提供を受け、その技術指導によるもので、特定メーカーに従属したもので、今日でも

一部の業者にこの色彩を残すところがあります。

最初材料は圓形で、それを計量買ひするところもあり、ピーズではなく、プライマーも使わないところがあるうえ、施工技術も幼稚で業者間の技術格差も目立ち、施工後簡単にはがれたり、消えるところがあるなど、冷汗の出る思いも再三、標識業にない苦労をあじわい外岡へ研修にも出かけたが、気候風土、舗装などの違いから、そのままではわが国に適さないようでした。幸い関係機関の理解ある対応と、各路材メーカーの名譽をかけた技術指導のおかげで、短期間で克服することができました。

こんな事情だからわれわれ業者は、系列外業者の動向には特に強い関心をもち、その工事をこっそり見に行くこともあったが、夜間、施工機のスリットが溢まれ、翌日の作業に支障ができるなど、今では無用のこと今まで気配りするありさまでした。

材料にピーズが使われ、センターラインが設けられるなど、標示が本格化したのは昭和41年の大分団体からでした。

この頃には、業者の技術も向上し、材料メーカーから独立するものもあり、関係機関から直接受注できるまでに成長をみたので、業界の連絡機構が必要なことから、標示業関係の県単位組織が結成され、業界活動が行われるようになりました。

昭和40年代後半には、標識、標示とも需要が逐年拡大する業界最盛期を迎えたが、そんな情勢下の昭和49年中央から全国組織の結集が呼びかけられました。

当時、標識業には前述の「全国道路標識業協会」があり、活動実績もあるところから、比較的容易に対応できる素地があったが標示業では、県単位組織が生れて日も浅く、業者のなかには、標示のみのもの、企業活動が県内に止まるものも多く、事業内容が異質の標識、標示業の統合、全国組織化については、その評価も異り、中央集権につながるとして危惧する向きもあり、理解を得ることは容易ではありませんでした。

当時、九州地区代表として、みかど産業㈱、日本乾燥工業㈱の両社が、設立準備委員を引受けられ、業界の取締めに多大のご尽力を致され、ようやくにして組織参加をみたことを思い起し、両社とそれにご協力下さった各位ともども、10年目の今日、あらためて感謝の意を表す次第です。

社団法人設立後

全標協発足時の昭和51年4月、九州支部の陣容は、本部会員17、出先事業所の支部会員9、計26社で参加しない業者もありました。

専門部会、各県部(分)会を組織し、事務局を開設して運営に当るなど、業界隆盛期を背景に意欲的に活動をはじめたが、前述した県単位の既存組織を解散したのは福岡のみ、他の県は、標識標示を合併してその運営を重視しながらの協会参加であり、この状態は現在でも続き、県により支部(分会)運営に著しい差異があり、それが支部活動を低調にしている要因の一つでもあります。

支部会員と業績の推移としては本部会員は発足当時の2倍強、支部会員はほぼ横ばい、この数字が示すように支部運営も徐々に地元主導型に転じ、この傾向は今後更に強まるものと思われます。

業績面では、昭和45~52年までが急速に伸び、その後は非会員の増加もあってほぼ横ばい、当然に会員一社当たりの業績は減少しており支部設置後は厳しい条件下にあり、この状態を転換させる活動が大切です。

支部会員と業績の推移の詳細は別表の通りです。

支部の将来と今後の課題として協会発足当時から重点として取組んだ、路面標示技能資格や、建設業法における業種の独立が、10年目にしてようやく成し遂げられようとしているが、これとても解決したのではなく、これから関係機関に評価していただく活動こそ重要不可欠です。

拡大による発展の時代が去り、厳しさが加わりつつある環境から、従来にも増して協会や支部に期待することは多いが、どれも容易でないことを承知しなければなりません。

九州には、他にみられない交通安全協会事業部の県警標示工事施工、又近年は事業協同組合の設立による新しい協業化の動きもあり、従来からの県単位組織との関連など、業界を複雑にする要因が増しつつあり、10年を節目にその間を振りみても、身近かなことが解決できず山積しています。

会員は、景気に左右されない経営体质づくりに、支部は、県単位の地域活動に力を注ぎ、業界の諸問題に根気強く対応する、地道な活動の積重ねによって、関係機関の理解を得、業界の協調を期そうと考えています。

会員各位のご発展を願い、ご協力をいただきますよう、お願い申し上げる次第です。

別表

会員と業績の推移

年 度	会 員			業 績			
	本部会員 (支部会員 含む)	支部会員 (本部会員 含む)	計	県 資	建 設 省	公團・公社	計
51年	17	9	26	千円	千円	千円	千円
52年	21	10	31	2,029,658	636,810	152,955	2,819,423
53年	26	12	38	2,630,735	820,775	163,589	3,615,099
54年	28	12	40	2,759,064	705,633	376,639	3,841,336
55年	29	13	42	2,624,347	685,900	483,624	3,793,871
56年	34	12	46	2,654,995	757,060	89,796	3,501,851
57年	34	12	46	2,518,154	804,610	366,262	3,689,026
58年	35	11	46	2,430,785	749,030	353,796	3,533,611
59年	35	11	46	2,538,995	732,420	593,762	3,865,177
60年	36	11	47				

社団法人設立前

沖縄支部

沖縄支部10年は、「730」という歴史的大事業へ向けて、組織的に動き始めたことから出発したことに特徴がある。

「730」とは、30年余り、県民の日常生活に定着していた。人は左、車は右という交通ルールが、53年7月30日午前6時を期して「人は右、車は左」へ変った。いわゆる「ナナサンマル」である。

40年8月、戦後初めて沖縄を訪れた佐藤総理が、那覇空港に到着して「私は沖縄の祖国復帰が実現しない限り、我が国にとって戦後が終っていないことをよく承知しております」と声明を発表して、県民の共感を呼んだ。糸余曲折を経て、47年5月15日沖縄の祖国復帰は実現した。沖縄の復帰処理が、53年の「730」で全て終ったのであれば、さしづめ「730」は、我が国にとって、戦後処理の総仕上げともいべき、歴史的大事業でもあった。

「730」についての記録は、関係当局からは記念誌として刊行されているが、業界側からは残念なことに皆無に等しい。

我々は、「730」という大事業に組織をあげて参画し、それを完遂させたことで社会的に一定の評価を受けた。それ自体は歴史の一コマであり、今さらとり立てる程のことではない。しかし沖縄10年の出発点が「730」であったことは、それなりに歴史的に意義がある。視点を業界側に据て「730」を記することで、沖縄支部10年の歩みを、より鮮明なものにしたい。

「730」は「道路交通に関する国際条約に定める交通方法の一国内一方式」を遵守する立場と「国内における交通の安全」を確保する見地から、復帰以来の国家的懸案事項であった。

50年6月、閣議決定を経て51年4月から本格的な準備に入った。奇しくもこの年は、社団法人全国道路標識・標示業協会が誕生した年である。

その時期の沖縄は、最大の復帰記念事業として、また産業開発の起爆剤といわれて開催された沖縄国際海洋博覧会が閉幕、大型公共投資も一段落して、県経済を支える観光と建設の二大産業に陰りが出初め、不況感が漂い、復帰ショックで揺れていた。

復帰ショックに戸惑う県民に提起された「730」の反響は大きく、一般県民はもとより「730」によって諸に影響を受けるバス・タクシー等の交通関係業界や、商店街から賛否両論沸騰、連日マスコミを賑わせたため「730」への期待と不安の渦の中で県内は騒然としていた。

交通安全施設専門業者である我々は、当初「730」を単に受注の対象として

受け止めていたが、対策を検討しているうちに、この事業が一般の事業と違い、業界独自で研究しなければならない未知の部分が多いことに気付いた。

次善の策として、8月に交変対策特別委員会を設け、会員企業から派遣された専従技術者14名を主軸にしたプロジェクトチームを編成し、標識等安全施設の実態調査を実施するとともに、関係当局へ資料を提供して連携を図った。

委員会の調査研究活動は、その結果如何で専門業者としての真価が問われると思って意欲的にとり組んだ。任意団体では、とてもできないことである。我々の法人組織への移行が、歴史的事業「730」に大きく幸いしたというべきだろう。

交通方法変更は、世界にもスウェーデンの事例はあるが、国内では何人も経験したことのない未曾有の事業であった。それに備えて関係当局も懸命であった。当局の策定した計画に組織の施工技術を提供して、実地にテストを行い、その結果を分析検討、更に計画を練り直すという試行錯誤の連続であった。

特に都会における切り替え当日の作業計画には慎重を期した。大小無数の離島をかかえる県内道路の標識標示を、わずか数時間で、全て切り換えるにはどうすればよいのかというのが検討課題であった。

標識は、事前に右側用の板の背面に、特殊金具で左側用を取り付けてカバーをかけ、当日、右側用にかけ替える。

標示は、左側用を事前に標示すると、その上に黒のスコッチレーンを貼る。右側用は、事前に消去して、白のスコッチレーンで復元するという手順で準備する。

当日、貼り付けたスコッチレーンを、ガスバーナーで軟化させて取り除くという火気を使用しての特殊作業であり、当然作業能率は気象条件に左右される。過去10年間の29、30両日の気象データからは、確立50パーセントと出た。晴、雨それぞれ5分という予測である。切り替えは全天候型の作業計画で対処することになった。

こうして、問題をいろいろ想定して、検討を加えて対策をたて準備を進め、一年余りの歳月が過ぎた。

52年6月、政令で53年「730」が決定し、公安委員会所管事業を皮切りに工事は発注され、業界は平年の二倍を上回る事業を抱えて多忙を極めた。

53年7月29日午後10時、危惧を抱いた天候は、接近した低気圧の影響で、最悪の気象条件である。「730」の延期はあり得ない。関係者の車両以外は全て通行を禁止されて切り替え作業は開始された。

時がたつにつれて風雨は強まり作業は困難を極めた。夏とはいえ、夜間数時

間も風雨に曝されると、雨具を通して体の芯まで寒がしみる。寒気、疲労、睡魔と鬱う強行作業で、30日前年3時、切り替え作業は終った。業界から800名の人間が当日の切り替え作業に従事した。

53年7月30日午前6時、前夜の風雨もおさまり、県都那覇の国道58号泊港入口交差点で、当局首脳による交通信号機の最後の切り替え操作を合図に、県下の道路でパトカー、白バイ、交通整理警察官の誘導で、人は右、車は左へと移った。これで2年余りの長期に亘り、我々の絆となり、我々に貴重な体験と幾多の教訓をこしてくれた「730」、沖縄支部の出発点であった「ナナサンマル」は終った。

沖縄の道路に区画線が姿を見せたのは、30年代も後半であった。当時の路面標示は、米軍基地建設に使用した米国製の塗料に、小型耕運機に似た施工機か、さもなければハケか、ローラを使用して手作業で、しかも夜間に行なわれたという。

35年頃から、ようやく琉球政府(現沖縄県)所管の道路に常温式ペイント路面標示が請負工事として発注されるようになったが、塗装業者が兼業で対処していた。

40年那覇市内の塗料店経営者で、路面標示にもかかわりがあったN氏が、川崎市在SK社へ出向いて、現地で技術指導を受け、施工機一式を購入、関税を納めて「輸入」し、市内又吉道路(現在の県道40号)首里坂下附近で横断歩道をテスト施工したのが、沖縄における溶融式ハンドマーカーのはしりである。溶融式路面標示が、請負工事として発注されたのは、43年頃であったというから、日はまだ浅い。業者は四社で、一件当たりの契約額が千ドル以下であったというから、当時の為替レートで換算しても35万円程度であった。

45年5月、本土復帰と同時に県内の専門業者4社で、沖縄県道路標示業協会という任意団体を結成した。その時刻からは公共投資も本格化し、道路整備に伴い安全施設工事も増え始めたが、技術面では本土業者の指導を受ける立場にあった。

48年、第一次オイルショックの最中に開催された復帰記念の若夏国体、49年8月の市内バス専用レーンの設置、50年7月開催の海洋博と大型公共事業関連の道路工事に伴い、安全施設工事はピークを迎え、専門業者としての地位も確立されるに至った。

51年4月全標協加盟に当っては、九州支部沖縄分会か、単独支部かで論議もあったが、本土では地方建設局管轄地域を支部単位としているのに対応した形式をとって、沖縄総合事務局管轄下にある沖縄は、全国にも例のない一県一支

部、会員7社という超ミニ組織で加盟が承認された。それが現在まで、なにかと協会本部、全国の支部、分会、会員に負担をかけていることに対し、心から恐縮の念を禁じえないところである。

社団法人設立後

協会加盟と同時に「730」の準備を開始、52年には「730」事前工事が発注され、会員7社、会員外6社でこれに対処した。

「730」関係の工事が全て終り、54年に入ると、当然のこととして、交通安全施設工事の受注高が、「730」以前の水準に逆戻りして、工事量は対前年度比50パーセントに減少し、沖縄の業界は一転して、過当競争の時代を迎えるに至り、構造的な不況業種となった。

54年から59年までの5年間で、これまでご苦労を共にした4社が経営難に陥り、事業所を閉鎖し、競争戦線から姿を消していった。戦線を離脱した企業が県内の業者全体の30パーセントを超える高い数字と、7年前の「730」を体験した会員が、現在半数に減っている事実が、沖縄の業界の厳しさを如実にもの語っている。

社団法人へ移行して10年の歳月が過ぎた。いま我々に与えられた最大課題は、何んといっても、企業体質の近代化である。何故今近代化かと問めてみれば、この業界の企業体質が、現代の技術革新、超情報化社会の中にあって極めて時代遅れであり、現代の社会環境に適合するものに改めなければならないことだということに尽る。

企業のもつ資本、技術技能が、多くの競争相手と肩を並べて発注側の選択に答えられるものでなければ、関連する他業種の進出を許すことになり、自滅の道を辿ることになる。

当面する受注対策、利害関係に追われ、過去の実態が如何なるものであったかを、自から真剣に問い合わせる努力を怠っては業界の眞の安定はありえない。あと15年経つと、協会も25周年を迎える。そこはもう21世紀である。

21世紀は、更に技術革新の時代となり、おそらくロボットが遠隔操作で路面標示をする姿が見られるのではないか。

業界の企業体質の近代化は、新しい時代の開幕の第一歩であり、我々の最重要課題である。

あとがき

第10回通常総会の直後、会長から今期末に10周年の記念として「全標協10年のあゆみ」を編纂委員として作成するよう命ぜられて約10ヶ月になりました。

当法人が許可を頂いて、以来10カ年間の意義ある“あゆみ”を本年は奇しくも天皇陛下御在位60年の輝かしい年に記念誌の編纂を担当することは誠に光栄であって、永く残る良い参考資料を作る心算で張切って努力してまいりました。

7月箱根で開催された理事及び支部長合同会議において、初めて構想が示され、委員の皆さんから協力を惜しまない旨を聞き、責任の重さを感じました。

さてと手をつけてみると、10数年の任意団体時代があり、標識業及び標示業がまとまった経緯、そして公益法人設立申請手続、10カ年間の自助努力の積重の記録などこれは容易でない、然しやりがいがあると自覚し、多くの皆さんに題目を決めて執筆の依頼をしました。

ご多忙の折にもかかわらず原稿をお送り頂き、資料はすぐに山積となり大変うれしくなりました。皆様のご協力に深く御礼申し上げます。

資料を拝見して分らない節もありましたが、幸い良く承知している方から親切な説明を頂き、また委員の激励もあってなんとかまとめましたが、まとまりたところで通読すると組み替え或は訂正したい箇所が数々出てきましたが、期日の関係でそのままとした点、また折角の原稿に手を入れ一部削愛した点について謹んでお詫び申し上げます。

編纂は、任意団体時代の事業、社団法人設立の経緯並びに10年間の協会活動及び事業を記録的に掲載し、今後の運営の参考になるようにしましたが、説明不足をまぬがれません。

10年誌発刊にあたり、終始ご指導を下さった方、ご執筆下さった方、編集に携わった長谷川和子職員及び柴田一男臨時職員のご協力に対し厚くお礼申し上げます。

昭和61年4月

社団法人

全国道路標識・標示業協会

常務理事 佐藤年春

「全標協10年のあゆみ」編纂委員会

社団法人

全国道路標識・標示業協会

全標協10年のあゆみ

昭和61年4月 発行

発 行 社団法人全国道路標識・標示業協会

〒102 東京都千代田区麹町4丁目2番6号

電話 (03)262-0836

編 集 全標協10年のあゆみ編纂委員会

制作・印刷 株式会社オーシャンプランニング

〒106 東京都港区東麻布1-12-2
